市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取組状況について

平成30年12月
厚生労働省子ども家庭局

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

○ 平成29年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、133,778件。平成11年度に比べて約11.5倍。
○ 心理的虐待の割合が最も多く（54.0%）、次いで身体的虐待の割合が多い（24.8%）。
○ 相談経路は、警察等（49%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。

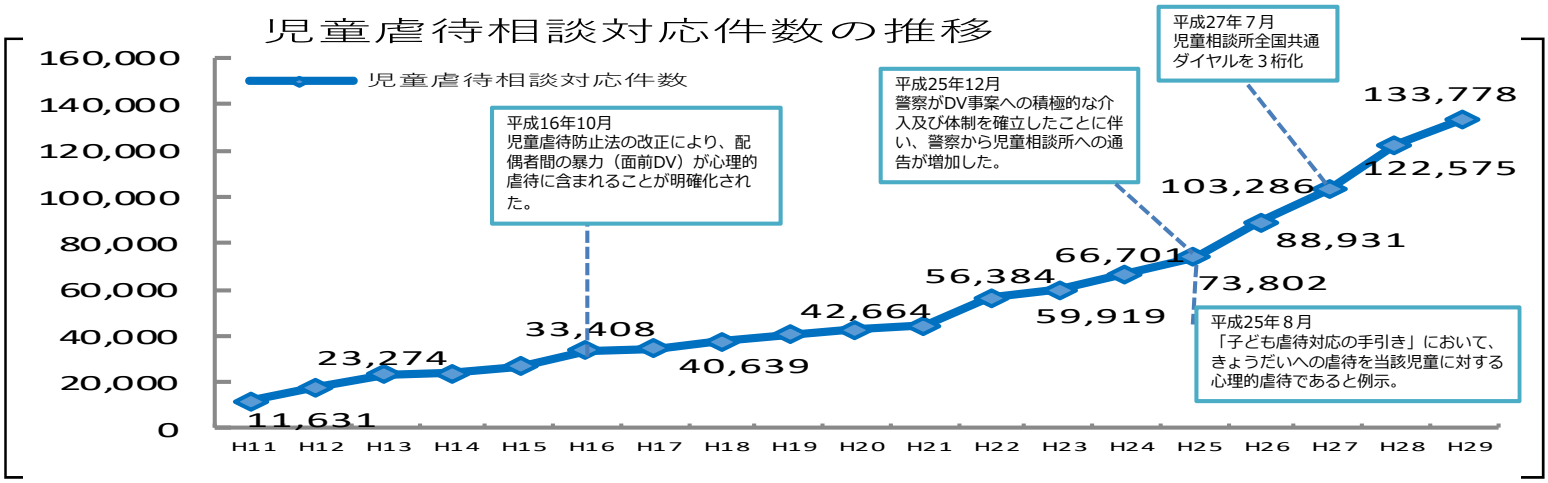

○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総　数
平成29年度	33, 223 (24. 8%) (+1, 298)	26, 821 (20. 0%) (+979)	1, 537 (1. 1%) (−85)	72, 197 (54. 0%) (+9, 011)	133, 778 (100. 0%) (+11, 203)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総　数
29年度	9, 664 (7%) (+126)	2, 171 (2%) (+174)	16, 982 (13%) (−446)	1, 118 (1%) (＋10)	7, 626 (6%) (−47)	218 (0%) (−17)	168 (0%) (−35)	3, 199 (2%) (+90)	2, 046 (2%) (＋274)	66, 055 (49%) (+11, 243)	9, 281 (7%) (＋431)	15, 250 (11%) (−600)	133, 778 (100%) (＋11, 203)

児童虐待による死亡事例の推移（児童数）

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より

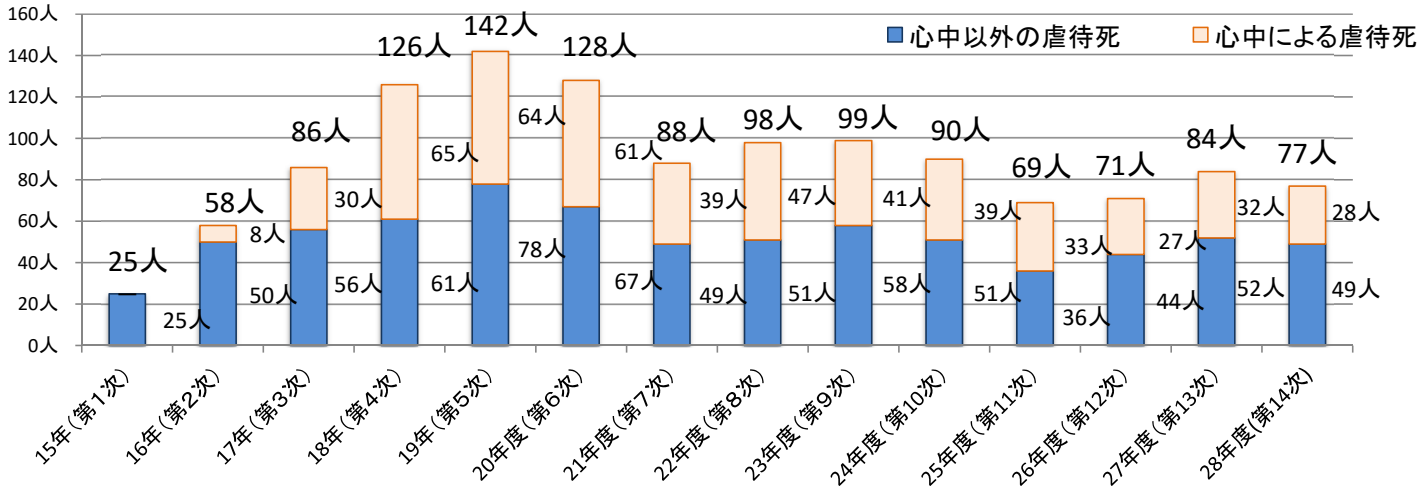

（注1）平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、（注2） 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、（注3）平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

第１次から第14次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死　685例、727人】

○　０歳児の割合は47.5%、中でも０日児の割合は18.6%。さらに、３歳児以下の割合は77.0%を占めている。

○　加害者の割合は実母が55.6%と最も多い。

○　妊娠期・周産期の問題では、予期しない妊娠／計画していない妊娠、妊婦健康診査未受診などの状況が25%程度に見られている。
（※第3次報告から第14次報告までの累計）

○　家庭における地域社会との接触状況がほとんど無い事例は39.5%であった。　（※第2次報告から第14次報告までの集計）

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○　平成29年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総　数
平成20年度	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	42,664(100.0%)
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%) (+1,298)	26,821(20.0%) (+979)	1,537(1.1%) (−85)	72,197(54.0%) (+9,011)	133,778(100.0%) (+11,203)

※　割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。
※　平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

【出典：福祉行政報告例】

児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

○　平成29年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人、家族、学校等からが多くなっている。

	家族親戚	近隣知人	児童本人	都道府県指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童委員	学校等			その他	総　数
				児童相談所	福祉事務所	保健センター	福祉事務所	保健センター	保育所	児童福祉施設	保健所	医療機関			幼稚園	学校	教育委員会		
20年度	7,281 (17.1%)	6,132 (14.4%)	558 (1.3%)	1,778 (4.2%)	1,252 (2.9%)	199 (0.5%)	4,801 (11.3%)	516 (1.2%)	829 (1.9%)	723 (1.7%)	282 (0.7%)	1,772 (4.2%)	6,133 (14.4%)	192 (0.5%)	198 (0.5%)	4,454 (10.4%)	234 (0.5%)	5,330 (12.5%)	42,664 (100.0%)
21年度	7,342 (16.6%)	7,615 (17.2%)	504 (1.1%)	2,667 (6.0%)	1,383 (3.1%)	187 (0.4%)	4,608 (10.4%)	474 (1.1%)	787 (1.8%)	614 (1.4%)	226 (0.5%)	1,715 (3.9%)	6,600 (14.9%)	206 (0.5%)	176 (0.4%)	4,858 (11.0%)	209 (0.5%)	4,040 (9.1%)	44,211 (100.0%)
22年度	8,908 (15.8%)	12,175 (21.6%)	696 (1.2%)	3,152 (5.6%)	1,324 (2.3%)	372 (0.7%)	5,535 (9.8%)	453 (0.8%)	862 (1.5%)	722 (1.3%)	155 (0.3%)	2,116 (3.8%)	9,135 (16.2%)	208 (0.4%)	216 (0.4%)	5,197 (9.2%)	254 (0.5%)	4,904 (8.7%)	56,384 (100.0%)
23年度	8,949 (14.9%)	12,813 (21.4%)	741 (1.2%)	3,621 (6.0%)	1,282 (2.1%)	340 (0.6%)	5,160 (8.6%)	366 (0.6%)	882 (1.5%)	634 (1.1%)	202 (0.3%)	2,310 (3.9%)	11,142 (18.6%)	220 (0.4%)	213 (0.4%)	5,536 (9.2%)	313 (0.5%)	5,195 (8.7%)	59,919 (100.0%)
24年度	8,664 (13.0%)	13,739 (20.6%)	773 (1.2%)	4,165 (6.2%)	1,220 (1.8%)	424 (0.6%)	5,339 (8.0%)	375 (0.6%)	909 (1.4%)	689 (1.0%)	221 (0.3%)	2,653 (4.0%)	16,003 (24.0%)	233 (0.3%)	211 (0.3%)	5,730 (8.6%)	303 (0.5%)	5,050 (7.6%)	66,701 (100.0%)
25年度	8,947 (12.1%)	13,866 (18.8%)	816 (1.1%)	4,835 (6.6%)	1,195 (1.6%)	375 (0.5%)	5,423 (7.3%)	292 (0.4%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	2,525 (3.4%)	21,223 (28.8%)	225 (0.3%)	213 (0.3%)	6,006 (8.1%)	279 (0.4%)	5,723 (7.8%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.0%)	15,636 (17.6%)	849 (1.0%)	5,806 (6.5%)	1,448 (1.6%)	482 (0.5%)	5,625 (6.3%)	353 (0.4%)	906 (1.0%)	808 (0.9%)	155 (0.2%)	2,965 (3.3%)	29,172 (32.8%)	225 (0.3%)	259 (0.3%)	6,719 (7.6%)	278 (0.3%)	7,443 (8.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,936 (10.6%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.2%)	1,428 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.7%)	192 (0.2%)	3,078 (3.0%)	38,524 (37.3%)	179 (0.2%)	288 (0.3%)	7,546 (7.3%)	349 (0.3%)	7,848 (7.6%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,535 (9.4%)	17,428 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.5%)	1,499 (1.2%)	428 (0.3%)	6,174 (5.0%)	306 (0.2%)	947 (0.8%)	825 (0.7%)	203 (0.2%)	3,109 (2.5%)	54,812 (44.7%)	157 (0.1%)	248 (0.2%)	8,264 (6.7%)	338 (0.3%)	8,447 (6.9%)	122,575 (100.0%)
29年度	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,294 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	3,199 (2.4%)	66,055 (49.4%)	131 (0.1%)	333 (0.2%)	8,605 (6.4%)	343 (0.3%)	8,279 (6.2%)	133,778 (100.0%)

※　割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。
※　平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。
※　平成29年度の「その他」で最も多いのは、「(他の)児童相談所」が6,328件である。

【出典：福祉行政報告例】

虐待を受けた子どもの年齢構成の推移(児童相談所)

○　平成29年度は、小学生が33.3%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が25.5%、0歳から3歳未満が20.2%である。
なお、小学校入学前の子どもの合計の割合は、45.7%となっており、高い割合を占めている。

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小　学　生	中　学　生	高校生･その他	総　数
平成11年度	2,393(20.6%)	3,370(29.0%)	4,021(34.5%)	1,266(10.9%)	581(5.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	3,522(19.9%)	5,147(29.0%)	6,235(35.2%)	1,957(11.0%)	864(4.9%)	17,725(100.0%)
平成13年度	4,748(20.4%)	6,847(29.4%)	8,337(35.8%)	2,431(10.5%)	911(3.9%)	23,274(100.0%)
平成14年度	4,940(20.8%)	6,928(29.2%)	8,380(35.3%)	2,495(10.5%)	995(4.2%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,346(20.1%)	7,238(27.3%)	9,708(36.5%)	3,116(11.7%)	1,161(4.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,479(19.4%)	8,776(26.3%)	12,483(37.4%)	4,187(12.5%)	1,483(4.4%)	33,408(100.0%)
平成17年度	6,361(18.5%)	8,781(25.5%)	13,024(37.8%)	4,620(13.4%)	1,686(4.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	6,449(17.3%)	9,334(25.0%)	14,467(38.8%)	5,201(13.9%)	1,872(5.0%)	37,323(100.0%)
平成19年度	7,422(18.3%)	9,727(23.9%)	15,499(38.1%)	5,889(14.5%)	2,102(5.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	7,728(18.1%)	10,211(23.9%)	15,814(37.1%)	6,261(14.7%)	2,650(6.2%)	42,664(100.0%)
平成21年度	8,078(18.3%)	10,477(23.7%)	16,623(37.6%)	6,501(14.7%)	2,532(5.7%)	44,211(100.0%)
平成22年度	11,033(19.6%)	13,650(24.2%)	20,584(36.5%)	7,474(13.3%)	3,643(6.5%)	56,384(100.0%)
平成23年度	11,523(19.2%)	14,377(24.0%)	21,694(36.2%)	8,158(13.6%)	4,167(7.0%)	59,919(100.0%)
平成24年度	12,503(18.7%)	16,505(24.7%)	23,488(35.2%)	9,404(14.1%)	4,801(7.2%)	66,701(100.0%)
平成25年度	13,917(18.9%)	17,476(23.7%)	26,049(35.3%)	10,649(14.4%)	5,711(7.7%)	73,802(100.0%)
平成26年度	17,479(19.7%)	21,186(23.8%)	30,721(34.5%)	12,510(14.1%)	7,035(7.9%)	88,931(100.0%)
平成27年度	20,324(19.7%)	23,735(23.0%)	35,860(34.7%)	14,807(14.3%)	8,560(8.3%)	103,286(100.0%)
平成28年度	23,939(19.5%)	31,332(25.6%)	41,719(34.0%)	17,409(14.2%)	8,176(6.7%)	122,575(100.0%)
平成29年度	27,046(20.2%)	34,050(25.5%)	44,567(33.3%)	18,677(14.0%)	9,438(7.1%)	133,778(100.0%)

＊ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

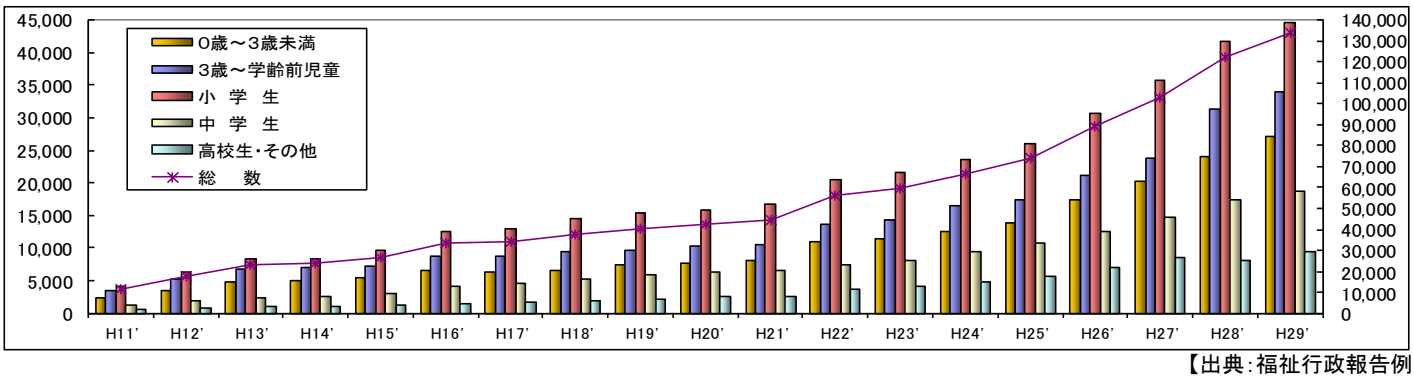

【出典：福祉行政報告例】

主たる虐待者の推移（児童相談所）

○　平成29年度は、実母が46.9%と最も多く、次いで実父が40.7%となっている。

	実　父	実父以外の父	実　母	実母以外の母	そ の 他	総　数
平成11年度	2,908(25.0%)	815(7.0%)	6,750(58.0%)	269(2.3%)	889(7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205(23.7%)	1,194(6.7%)	10,833(61.1%)	311(1.8%)	1,182(6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260(22.6%)	1,491(6.4%)	14,692(63.1%)	336(1.5%)	1,495(6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329(22.5%)	1,597(6.7%)	15,014(63.2%)	369(1.6%)	1,429(6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527(20.8%)	1,645(6.2%)	16,702(62.8%)	471(1.8%)	2,224(8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969(20.9%)	2,130(6.4%)	20,864(62.4%)	499(1.5%)	2,946(8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976(23.1%)	2,093(6.1%)	21,074(61.1%)	591(1.7%)	2,738(7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220(22.0%)	2,414(6.5%)	23,442(62.8%)	655(1.8%)	2,592(6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203(22.6%)	2,569(6.3%)	25,359(62.4%)	583(1.4%)	2,925(7.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	10,632(24.9%)	2,823(6.6%)	25,807(60.5%)	539(1.3%)	2,863(6.7%)	42,664(100.0%)
平成21年度	11,427(25.8%)	3,108(7.0%)	25,857(58.5%)	576(1.3%)	3,243(7.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	14,140(25.1%)	3,627(6.4%)	34,060(60.4%)	616(1.1%)	3,941(7.0%)	56,384(100.0%)
平成23年度	16,273(27.2%)	3,619(6.0%)	35,494(59.2%)	587(1.0%)	3,946(6.6%)	59,919(100.0%)
平成24年度	19,311(29.0%)	4,140(6.2%)	38,224(57.3%)	548(0.8%)	4,478(6.7%)	66,701(100.0%)
平成25年度	23,558(31.9%)	4,727(6.4%)	40,095(54.3%)	661(0.9%)	4,761(6.5%)	73,802(100.0%)
平成26年度	30,646(34.5%)	5,573(6.3%)	46,624(52.4%)	674(0.8%)	5,414(6.1%)	88,931(100.0%)
平成27年度	37,486(36.3%)	6,230(6.0%)	52,506(50.8%)	718(0.7%)	6,346(6.1%)	103,286(100.0%)
平成28年度	47,724(38.9%)	7,629(6.2%)	59,401(48.5%)	739(0.6%)	7,082(5.8%)	122,575(100.0%)
平成29年度	54,425(40.7%)	8,175(6.1%)	62,779(46.9%)	754(0.6%)	7,645(5.7%)	133,778(100.0%)

＊その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。
＊ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

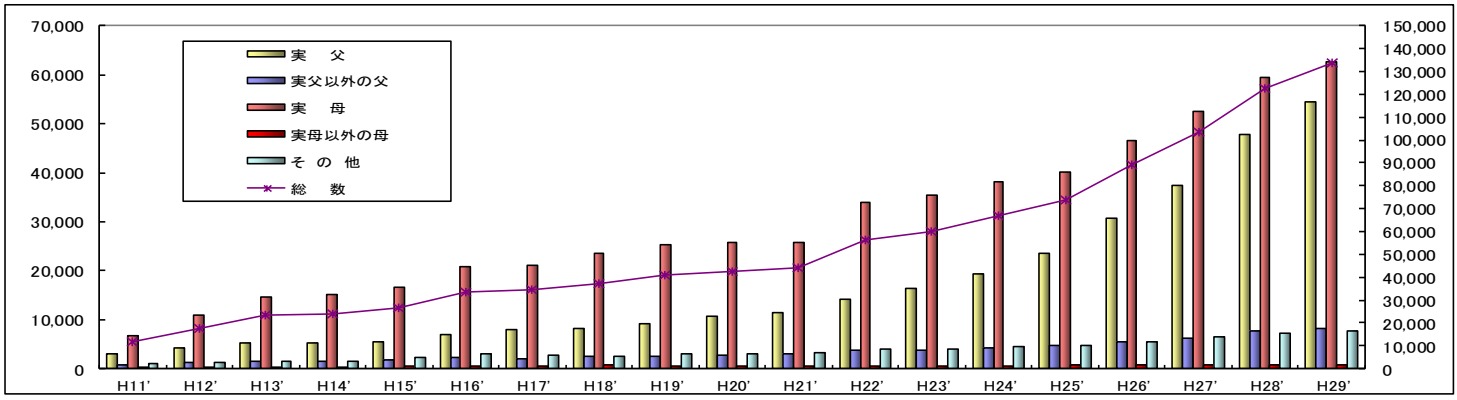

【出典：福祉行政報告例】

平成29年度　児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 133，778件※1

一時保護　　21，268件※2

施設入所等　4，579件※3、4

内訳

児童養護施設				乳児院				里親委託等				その他施設			
2，396件				800件				593件				790件			
20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度				28年度				28年度				28年度			
2,651件				773件				568件				853件			

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は
東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

※1　児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（実数）
※2　児童虐待を要因として一時保護したが、平成29年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
※3　児童虐待を要因として、平成29年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
※4　平成29年度　児童虐待以外も含む施設入所等件数　10，633件

【出典：福祉行政報告例】

○　平成29年度の児童福祉法第28条第1項
第1号及び第2号による措置　承認件数　182件

市町村児童虐待相談対応件数の推移

○ 全国の市町村における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加傾向にある。

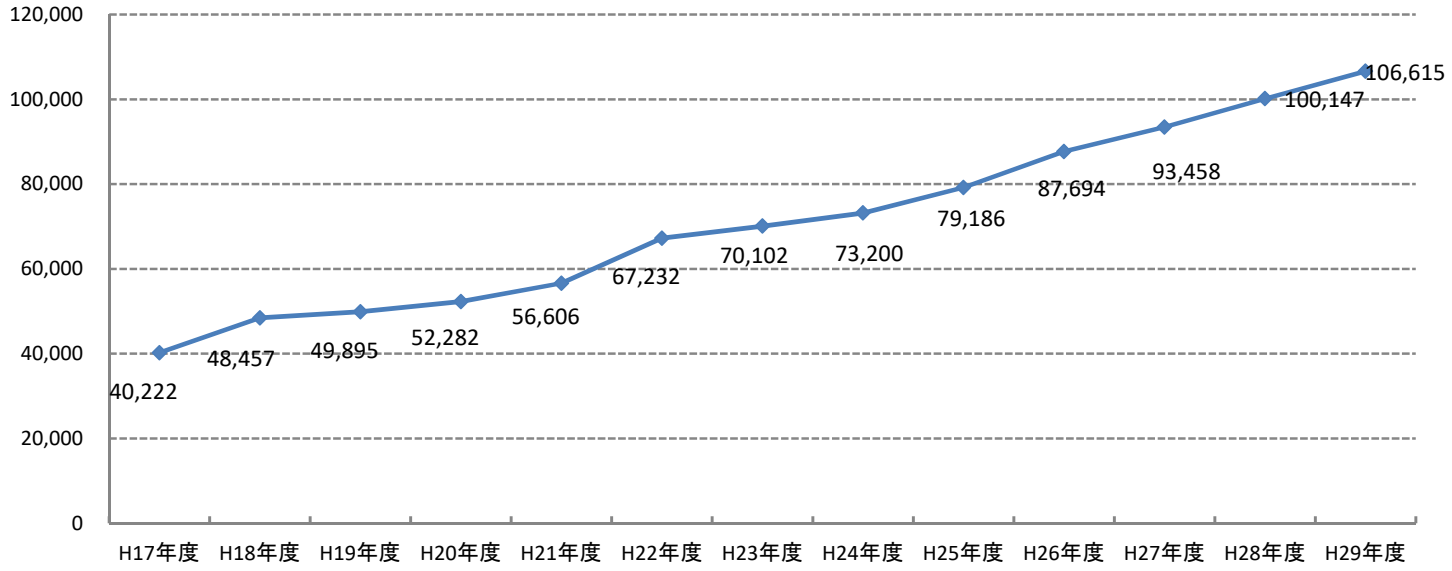

※平成22年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県（仙台市以外）の一部、福島県を除いて集計した数値。

【出典：福祉行政報告例】

市町村での児童虐待相談の経路別件数の推移

○ 平成29年度において、市町村に寄せられた虐待相談の相談経路は、児童相談所、学校、家族親戚からが多くなっている。

	家族親戚	近隣知人	児童本人	都道府県指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童委員	学校等			その他	総数
				児童相談所	福祉事務所	保健センター	福祉事務所	保健センター	保育所	児童福祉施設	保健所	医療機関			幼稚園	学校	教育委員会		
20年度	5,928 (11.3%)	5,494 (10.5%)	217 (0.4%)	8,596 (16.4%)	1,053 (2.0%)	1,284 (2.5%)	3,509 (6.7%)	4,324 (8.3%)	4,761 (9.1%)	511 (1.0%)	575 (1.1%)	1,059 (2.0%)	819 (1.6%)	1,770 (3.4%)	510 (1.0%)	7,335 (14.0%)	880 (1.7%)	3,657 (7.0%)	52,282 (100.0%)
21年度	6,118 (10.8%)	6,696 (11.8%)	269 (0.5%)	9,166 (16.2%)	1,151 (2.0%)	1,130 (2.0%)	3,631 (6.4%)	4,065 (7.2%)	5,328 (9.4%)	579 (1.0%)	656 (1.2%)	1,049 (1.9%)	1,048 (1.9%)	1,910 (3.4%)	553 (1.0%)	8,386 (14.8%)	1,000 (1.8%)	3,871 (6.8%)	56,606 (100.0%)
22年度	6,724 (10.0%)	8,466 (12.6%)	300 (0.4%)	11,923 (17.7%)	1,348 (2.0%)	1,068 (1.6%)	4,108 (6.1%)	5,118 (7.6%)	5,788 (8.6%)	527 (0.8%)	760 (1.1%)	1,419 (2.1%)	1,324 (2.0%)	1,957 (2.9%)	716 (1.1%)	9,654 (14.4%)	1,199 (1.8%)	4,833 (7.2%)	67,232 (100.0%)
23年度	7,152 (10.2%)	8,436 (12.0%)	273 (0.4%)	12,730 (18.2%)	1,109 (1.6%)	1,074 (1.5%)	4,873 (7.0%)	4,923 (7.0%)	5,853 (8.3%)	576 (0.8%)	883 (1.3%)	1,467 (2.1%)	1,679 (2.4%)	1,791 (2.6%)	742 (1.1%)	10,249 (14.6%)	1,205 (1.7%)	5,087 (7.3%)	70,102 (100.0%)
24年度	7,214 (9.9%)	8,566 (11.7%)	308 (0.4%)	13,760 (18.8%)	1,378 (1.9%)	1,242 (1.7%)	4,770 (6.5%)	5,334 (7.3%)	5,819 (7.9%)	605 (0.8%)	937 (1.3%)	1,657 (2.3%)	2,083 (2.8%)	1,641 (2.2%)	679 (0.9%)	10,320 (14.1%)	1,143 (1.6%)	5,744 (7.8%)	73,200 (100.0%)
25年度	7,344 (8.4%)	8,310 (9.5%)	317 (0.4%)	16,025 (18.3%)	1,558 (1.8%)	1,338 (1.5%)	5,726 (6.5%)	5,675 (6.5%)	6,019 (6.9%)	575 (0.7%)	985 (1.1%)	1,844 (2.1%)	2,398 (2.7%)	1,430 (1.6%)	891 (1.0%)	10,917 (12.4%)	1,226 (1.4%)	6,608 (7.5%)	79,186 (100.0%)
26年度	7,722 (8.8%)	8,613 (9.8%)	336 (0.4%)	17,809 (20.3%)	2,035 (2.3%)	1,701 (1.9%)	6,260 (7.1%)	6,503 (7.4%)	6,359 (7.3%)	667 (0.8%)	1,337 (1.5%)	2,043 (2.3%)	3,068 (3.5%)	1,382 (1.6%)	929 (1.1%)	12,074 (13.8%)	1,544 (1.8%)	7,312 (8.3%)	87,694 (100.0%)
27年度	8,074 (8.6%)	7,871 (8.4%)	368 (0.4%)	19,210 (20.6%)	2,567 (2.7%)	1,871 (2.0%)	7,010 (7.5%)	6,711 (7.2%)	6,505 (7.0%)	860 (0.9%)	1,375 (1.5%)	2,421 (2.6%)	3,439 (3.7%)	1,278 (1.4%)	1,007 (1.1%)	13,164 (14.1%)	1,752 (1.9%)	7,975 (8.5%)	93,458 (100.0%)
28年度	8,561 (8.5%)	7,267 (7.3%)	360 (0.4%)	22,165 (22.1%)	2,597 (2.6%)	2,124 (2.1%)	6,807 (6.8%)	7,224 (7.2%)	6,174 (6.2%)	831 (0.8%)	1,345 (1.3%)	2,490 (2.5%)	5,263 (5.3%)	1,077 (1.1%)	944 (0.9%)	13,904 (13.9%)	1,831 (1.8%)	9,183 (9.2%)	100,147 (100.0%)
29年度	9,142 (8.6%)	6,823 (6.4%)	389 (0.4%)	24,657 (23.1%)	2,960 (2.8%)	2,292 (2.1%)	6,776 (6.4%)	7,508 (7.0%)	6,157 (5.8%)	883 (0.8%)	1,314 (1.2%)	2,538 (2.4%)	6,227 (5.8%)	942 (0.9%)	939 (0.9%)	14,859 (13.9%)	1,865 (1.7%)	10,344 (9.7%)	106,615 (100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。
※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県（仙台市以外）の一部、福島県を除いて集計した数値である。

【出典：福祉行政報告例】

市町村における虐待相談の内容別件数の推移

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総　数
平成20年度	18,641 (35.7%)	22,814 (43.6%)	832 (1.6%)	9,995 (19.1%)	52,282 (100.0%)
平成21年度	21,088 (37.3%)	23,099 (40.8%)	800 (1.4%)	11,619 (20.5%)	56,606 (100.0%)
平成22年度	25,100 (37.3%)	25,979 (38.6%)	913 (1.4%)	15,240 (22.7%)	67,232 (100.0%)
平成23年度	25,154 (35.9%)	27,008 (38.5%)	932 (1.3%)	17,008 (24.3%)	70,102 (100.0%)
平成24年度	25,559 (34.9%)	26,953 (36.8%)	934 (1.3%)	19,754 (27.0%)	73,200 (100.0%)
平成25年度	25,665 (32.4%)	28,954 (36.6%)	1,013 (1.3%)	23,554 (29.8%)	79,186 (100.0%)
平成26年度	26,860 (30.6%)	31,740 (36.2%)	1,033 (1.2%)	28,061 (32.0%)	87,694 (100.0%)
平成27年度	27,603 (29.5%)	32,844 (35.1%)	1,077 (1.2%)	31,934 (34.2%)	93,458 (100.0%)
平成28年度	28,299 (28.3%)	33,418 (33.4%)	1,009 (1.0%)	37,421 (37.4%)	100,147 (100.0%)
平成29年度	28,655 (26.9%)	34,715 (32.6%)	978 (0.9%)	42,267 (39.6%)	106,615 (100.0%)

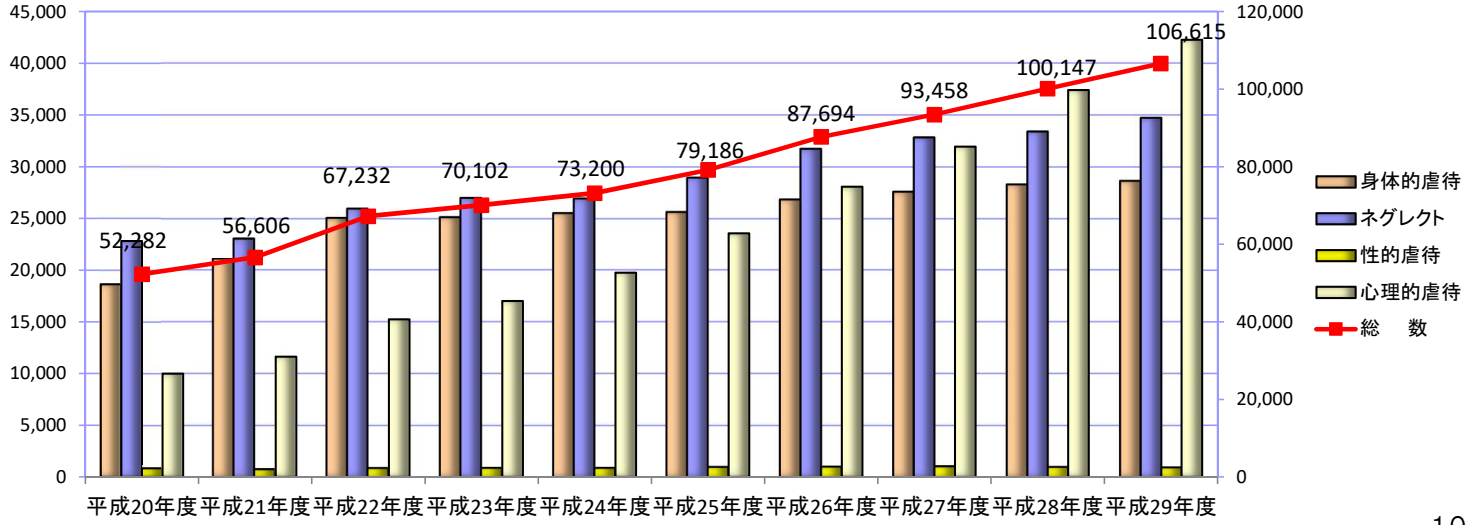

【出典：福祉行政報告例】

主たる虐待者の推移（市町村）

	実　父	実父以外の父	実　母	実母以外の母	そ の 他	総　数
平成20年度	10,904 (20.9%)	2,361 (4.5%)	35,274 (67.5%)	685 (1.3%)	3,058 (5.8%)	52,282 (100.0%)
平成21年度	12,259 (21.7%)	2,668 (4.7%)	37,337 (66.0%)	777 (1.4%)	3,565 (6.3%)	56,606 (100.0%)
平成22年度	14,337 (21.3%)	2,964 (4.4%)	44,841 (66.7%)	702 (1.0%)	4,388 (6.5%)	67,232 (100.0%)
平成23年度	15,515 (22.1%)	3,114 (4.4%)	46,673 (66.6%)	572 (0.8%)	4,228 (6.0%)	70,102 (100.0%)
平成24年度	16,973 (23.2%)	3,161 (4.3%)	47,337 (64.7%)	679 (0.9%)	5,050 (6.9%)	73,200 (100.0%)
平成25年度	19,505 (24.6%)	3,014 (3.8%)	51,613 (65.2%)	665 (0.8%)	4,389 (5.5%)	79,186 (100.0%)
平成26年度	22,567 (25.7%)	3,331 (3.8%)	56,291 (64.2%)	591 (0.7%)	4,914 (5.6%)	87,694 (100.0%)
平成27年度	25,478 (27.3%)	3,752 (4.0%)	58,235 (62.3%)	675 (0.7%)	5,318 (5.7%)	93,458 (100.0%)
平成28年度	29,748 (29.7%)	4,220 (4.2%)	60,714 (60.6%)	724 (0.7%)	4,741 (4.7%)	100,147 (100.0%)
平成29年度	33,123 (31.1%)	4,273 (4.0%)	63,390 (59.5%)	718 (0.7%)	5,111 (4.8%)	106,615 (100.0%)

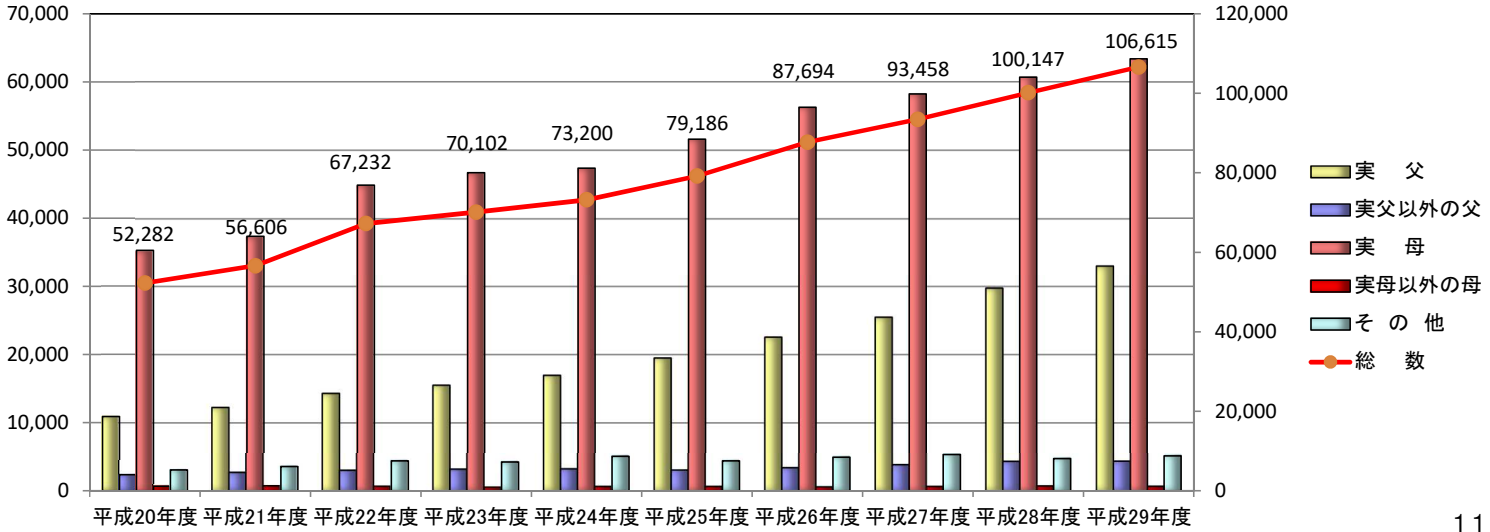

【出典：福祉行政報告例】

虐待を受けた子どもの年齢構成の推移（市町村）

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小　学　生	中　学　生	高校生･その他	総　　数
平成20年度	11,451（21.9%）	14,637（28.0%）	18723（35.8%）	5,732（11.0%）	1,739　（3.3%）	52,282（100.0%）
平成21年度	12,280（21.7%）	15,981（28.2%）	20,268（35.8%）	6,220（11.0%）	1,857　（3.3%）	56,606（100.0%）
平成22年度	15,330（22.8%）	18,716（27.8%）	23,358（34.7%）	7,292（10.8%）	2,536　（3.8%）	67,232（100.0%）
平成23年度	15,803（22.5%）	19,112（27.3%）	24,579（35.1%）	8,047（11.5%）	2,561　（3.7%）	70,102（100.0%）
平成24年度	16,677（22.8%）	19,738（27.0%）	25,667（35.1%）	8,227（11.2%）	2,891　（3.9%）	73,200（100.0%）
平成25年度	17,915（22.6%）	21,027（26.6%）	27,568（34.8%）	9,153（11.6%）	3,523　（4.5%）	79,186（100.0%）
平成26年度	20,528（23.4%）	22,998（26.2%）	29,805（34.0%）	10,419（11.9%）	3,944　（4.5%）	87,694（100.0%）
平成27年度	22,074（23.6%）	23,828（25.5%）	31,516（33.7%）	11,330（12.1%）	4,710　（5.0%）	93,458（100.0%）
平成28年度	23,159（23.1%）	28,663（28.6%）	32,823（32.8%）	11,524（11.5%）	3,978　（4.0%）	100,147（100.0%）
平成29年度	25,357（23.8%）	29,920（28.1%）	34,527（32.4%）	12,162（11.4%）	4,649　（4.4%）	106,615（100.0%）

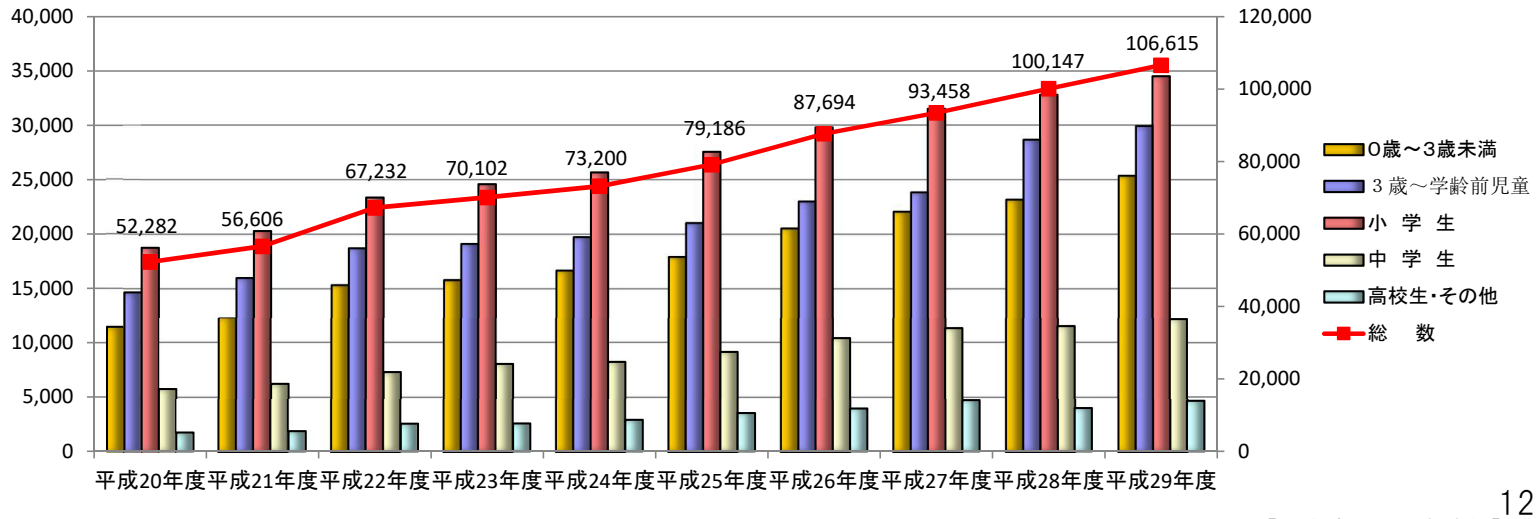

【出典：福祉行政報告例】

平成29年度児童虐待相談の経路別件数の割合（児童相談所・市町村別）

○　児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路の割合は、警察等が49．4%と最も多くなっている。
○　市町村に寄せられた虐待相談の相談経路の割合は、児童相談所が23．1%と最も多くなっている。

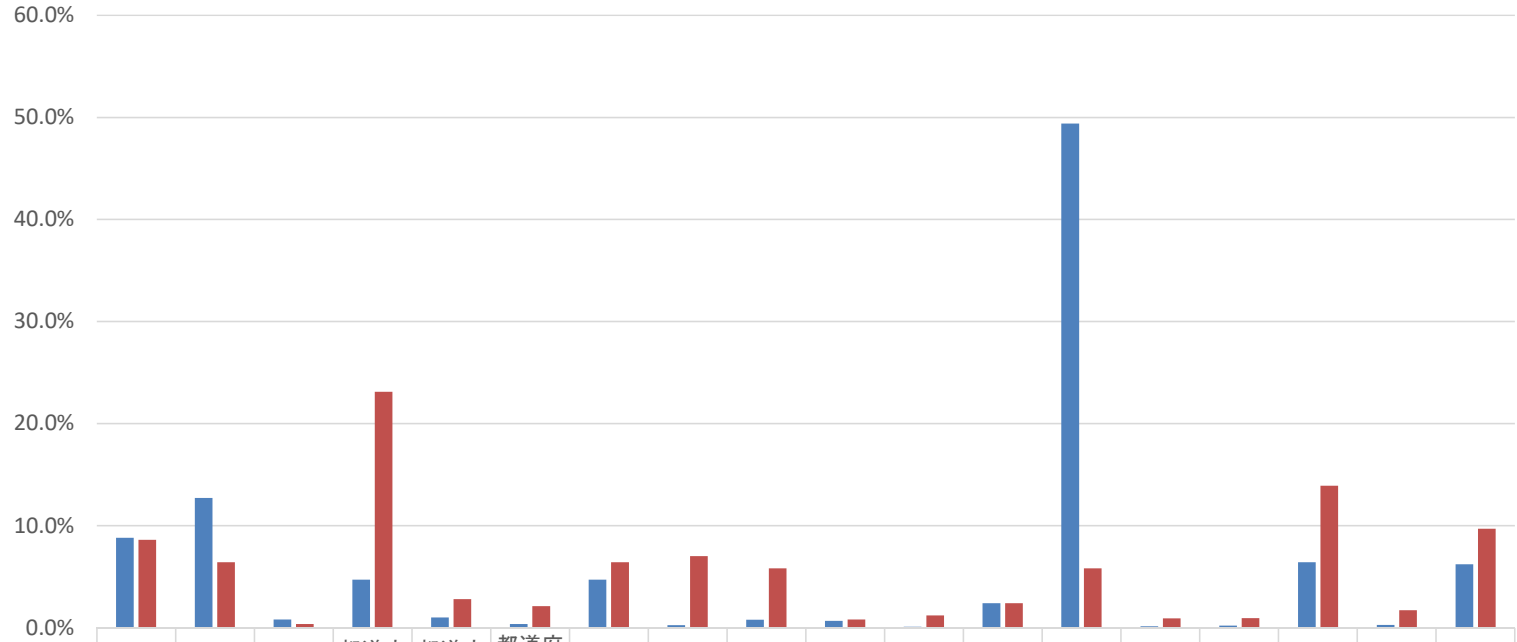

	家族親戚	近隣知人	児童本人	都道府県等児童相談所	都道府県等福祉事務所	都道府県等保健センター	市町村福祉事務所	市町村保健センター	保育所	児童福祉施設	保健所	医療機関	警察等	児童委員	幼稚園	学校	教育委員会	その他
児童相談所	8.8%	12.7%	0.8%	4.7%	1.0%	0.3%	4.7%	0.2%	0.8%	0.7%	0.1%	2.4%	49.4%	0.1%	0.2%	6.4%	0.3%	6.2%
市町村	8.6%	6.4%	0.4%	23.1%	2.8%	2.1%	6.4%	7.0%	5.8%	0.8%	1.2%	2.4%	5.8%	0.9%	0.9%	13.9%	1.7%	9.7%

【出典：福祉行政報告例】

「第一発見者」と「児童相談所への通告・送致・相談者」の対比（平成25年度）

○平成25年4月1日から平成25年5月31日の間に全国の児童相談所に対して通告のあったケース（11,257人）について、第一発見者は、「近隣知人」が最も多く、2831人、次いで「警察」が1921人であった。「児童相談所への通告・送致・相談者」は、「警察」が最も多く3035人、次いで「近隣知人」の2270人であった。
○「警察」や「市町村」は、第一発見者であるよりも、児童相談所への通告・送致・相談者となることが多い（警察の場合は、1921人→3035人、市町村の場合は、521人→1292人）。

第一発見者

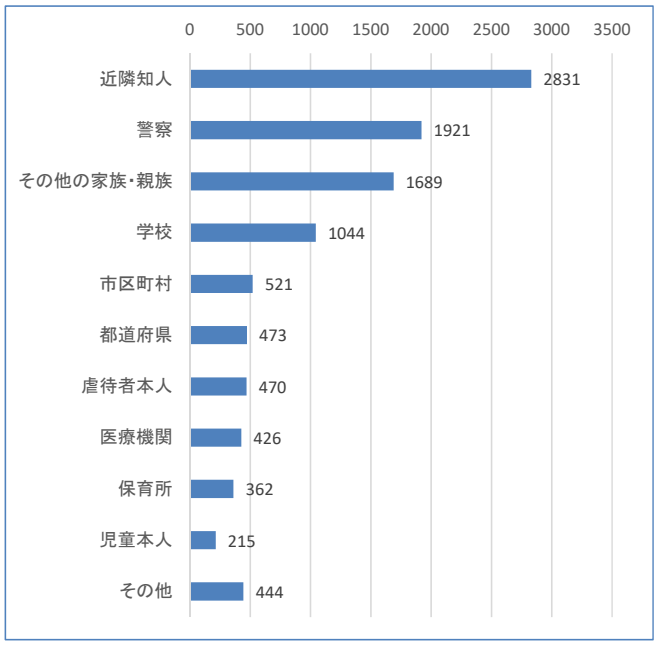

児童相談所への通告・送致・相談者

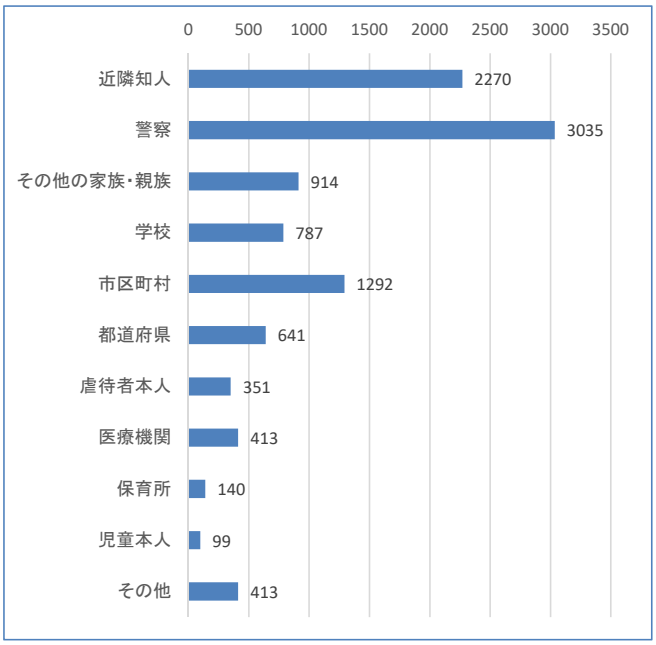

出典：全国児童相談所長会「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」、こども未来財団、平成26年3月
調査期間：平成25年4月1日から平成25年5月31日の2ヶ月間　回収率：100%（調査対象は虐待相談として受理した児童数：11257人）
※不明及び無回答を除く。

児童虐待相談・通告における再受理の状況（平成25年度）

1.ケースの受理状況

○　平成25年4月1日から平成25年5月31日の間に全国の児童相談所に対して通告のあったケース（調査の結果、虐待非該当となったケースを除く。7,434件）のうち、全体の2／3弱（4,828件）が「完全な新規受理」、1／3強（2,729件）が再受理ケースであった。
○　再受理ケースのうち、3／4（2,056件）は前回も「虐待」ケースとして受理していた。

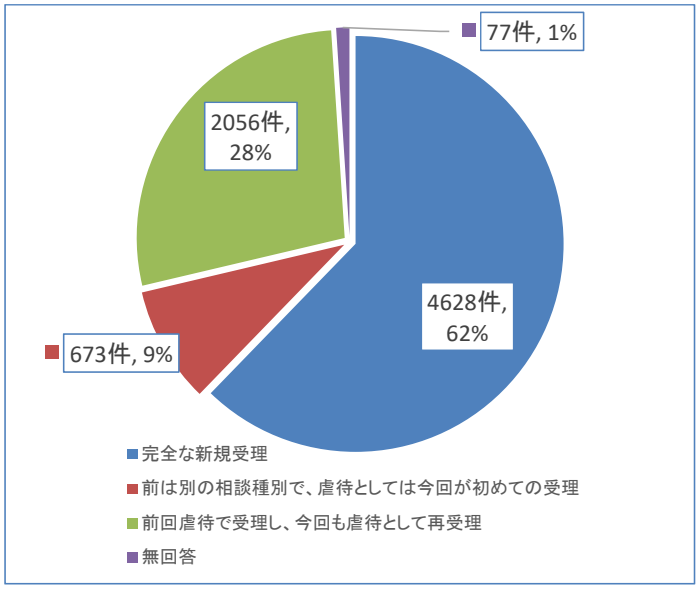

2.最も主たる虐待種別別ケースの受理状況

○　虐待種別で見ると、「心理的虐待（主としてDV目撃）」は「完全な新規受理」が占める割合が約8割と高い。

○　「ネグレクト」、「心理的虐待（DV目撃を除く）」は「前回虐待で受理し、今回も虐待として再受理」が3割を超えていた。

	ケース数	完全な新規受理	前は別の相談種別で、虐待としては今回が初めての受理	前回虐待で受理し、今回も虐待として再受理	無回答
全体	7434(100.0)	4628(62.3)	673(9.1)	2056(27.7)	77(1.0)
身体的	2434(100.0)	1491(61.3)	237(9.7)	680(27.9)	26(1.1)
ネグレクト	2140(100.0)	1191(55.7)	233(10.9)	704(32.9)	12(0.6)
性的虐待	159(100.0)	104(65.4)	13(8.2)	41(25.8)	1(0.6)
心理的虐待（DV目撃を除く）	1363(100.0)	827(60.7)	118(8.7)	410(30.1)	8(0.6)
心理的虐待（主としてDV目撃）	1245(100.0)	967(77.7)	59(4.7)	208(16.7)	11(0.9)

出典：全国児童相談所長会「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」、こども未来財団、平成26年3月
調査期間：平成25年4月1日から平成25年5月31日の2ヶ月間　回収率：100%（虐待相談として受理した児童数：11257人/調査該当数：7434人）
※クロス集計に当たっては、設問段階で「無回答」であったものについてはクロス集計として取り出さなかったため、表中の縦欄の項目としては表示していない。したがって、表の合計とケース数とが合致しない場合がある。

児童相談所の概要

1　設置の目的

○ 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
○ 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助
により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2　設置主体

○ 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（横須賀市・金沢市）
○ 全国212か所（平成30年10月1日現在）

3　役割

○ 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
○ 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
＊市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4　業務

① 市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
② 相談（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定）
③ 一時保護
④ 措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等）　　等

5　職員

○ 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等（児童相談所の規模による）
○ 全国の職員数：12，116人（平成30年4月1日現在）
（内訳）・ 児童福祉司　3，426人　・ 児童福祉司スーパーバイザー　666人
・ 児童心理司　1，447人　・ 医師　658人　・ 保健師　140人　等

6　相談の種類と主な内容

① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
④ 非行相談・・・ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
⑥ その他

児童相談所内での機能分化の現状について

○ 全国の児童相談所を対象に、児童相談所の調査・保護・アセスメントなどの「初期対応機能」と親子関係再統合・再構築支援など「支援機能」の分化に関する実態を調査。
○ 回答した195ヶ所の児童相談所のうち、「初期対応」と「支援」の機能を分化している児童相談所は、全体の約35.4%（69ヶ所）、「初期対応」と「支援」の機能を分化していない児童相談所は、全体の約64.6%（126ヶ所）だった。

※ 実数は児童相談所数、カッコ内は回答した全児童相談所195ヶ所に占める割合

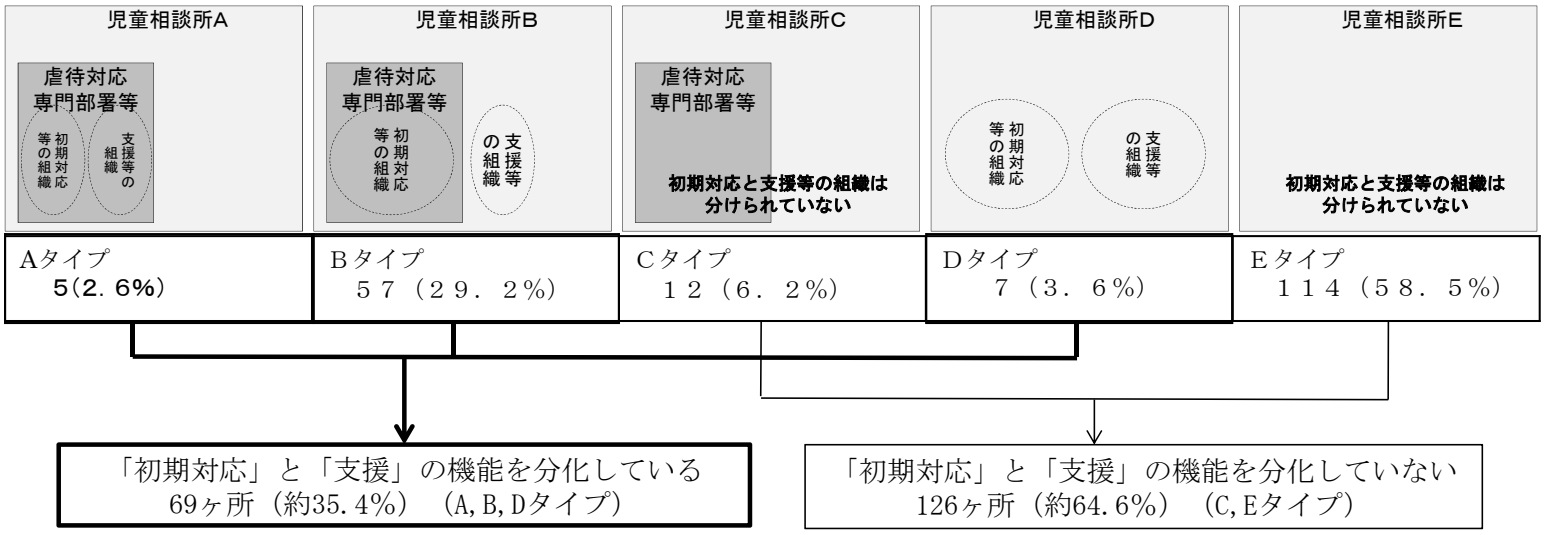

（出典）平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメントの分化に関する実態把握のための調査研究」
PwCコンサルティング合同会社

児童相談所の機能分化の傾向

○　機能分化している児童相談所の傾向をみると、管轄児童人口や虐待相談対応件数が一定以上多いと、機能分化の体制が採用される傾向にある。

※管轄児童人口が概ね7万人、虐待相談対応件数が概ね400件を超えると、機能分化の体制が採用される傾向にあった。
（児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメントの分化に関する実態把握のための調査研究結果より）

【虐待相談対応件数と管轄児童人口】

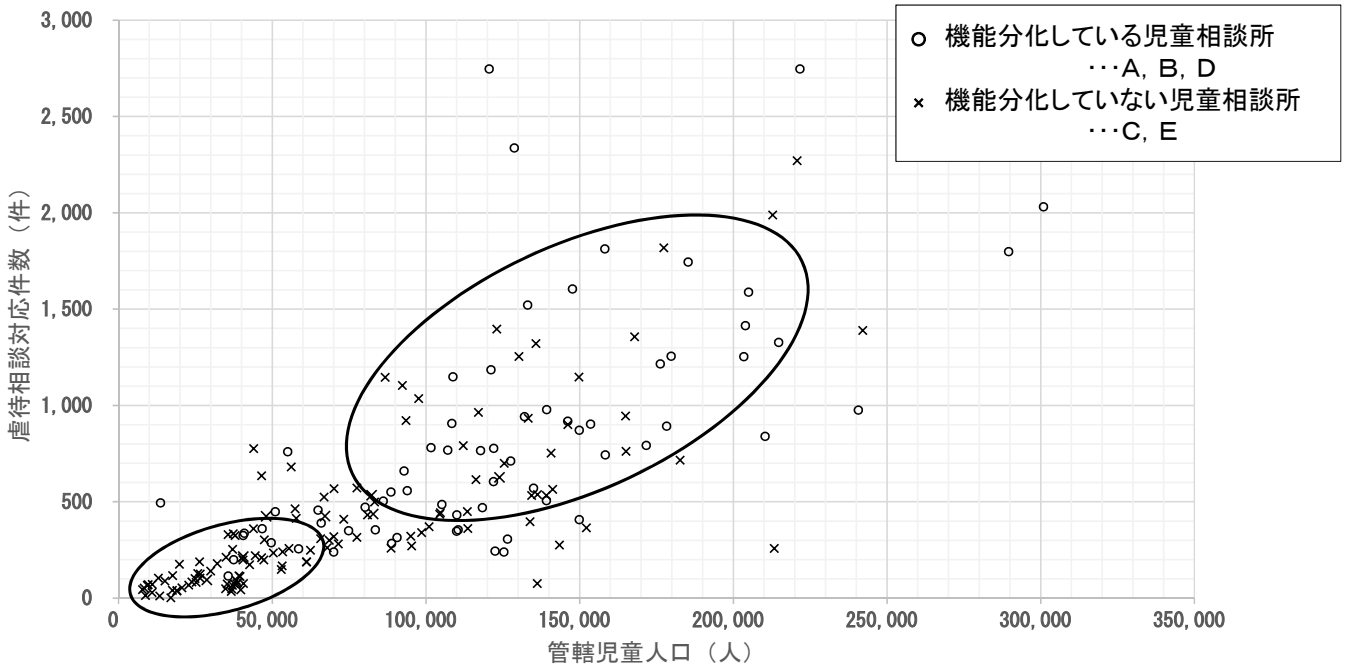

（出典）平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメントの分化に関する実態把握のための調査研究」
PwCコンサルティング合同会社より、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において一部加工

機能分化の主なパターン

○「初期対応」と「支援」の機能を分化している児童相談所について、「初期対応」と「支援」の役割分担を尋ねたところ、機能分化のパターンはいくつかの型に分かれ、「初期対応」と「支援」の部署が虐待相談対応の途中で業務を引き継ぎながら交代する「並走交代型」が最も多く、52.2%だった。

「虐待相談の初期対応」と「支援」の担当部署の業務分掌イメージ

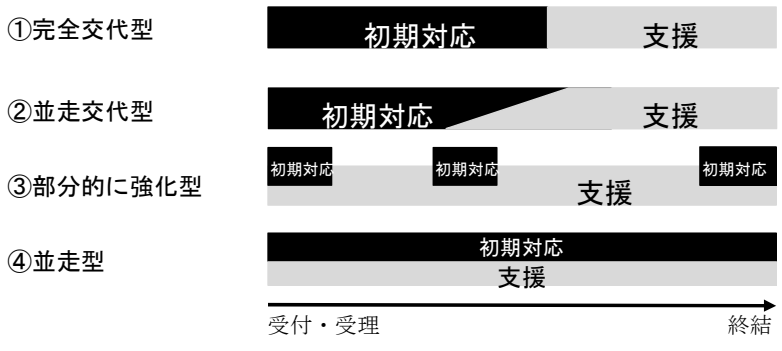

①完全交代型	12（17.4%）
②並走交代型	36（52.2%）
③部分的に強化型	12（17.4%）
④並走型	9（13.0%）

※実数は児童相談所数、カッコ内は対象の児童相談所69件に占める割合

①完全交代型・・・虐待相談の初期対応を担当する部署等が受理後から一定の業務を担い、何らかの業務完了後に、支援を担当する部署等にケースを引き次ぐパターン。
②並走交代型・・・虐待相談の初期対応を担当する部署等が受理後から一定の業務を担い、何らかの業務について支援担当部署等とともに実施し、その後支援担当に引き継ぐパターン。所掌上、初期対応と支援の機能を持つ部署が重複して行う業務がある。
③部分的に強化型・・・支援を担う部署が受理から終結まで一貫して担当しているが、一部の業務については初期対応の担当部署等と共同で実施するパターン。初期対応の担当部署は、虐待相談の対応フローの後半でも支援担当を補佐することがある。
④並走型・・・初期対応を担う部署と支援を担う部署が受理から終結までを共同で担当するパターン。業務によってメインの担当が決まっていることもあり、部分的に強化型に近いこともある。

（出典）平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメントの分化に関する実態把握のための調査研究」
PwCコンサルティング合同会社

「初期対応」と「支援」の機能を分化する理由

○　「虐待相談の初期対応」と「支援」の機能を分けて組織を設置している理由について尋ねたところ、「緊急的な措置が必要な相談に対して迅速な対応が可能である」、「初期対応・支援それぞれの業務を効率的に遂行できる」を挙げた児童相談所が多かった。

「虐待相談の初期対応」と「支援」の機能を分けて組織を設置している理由（複数回答）

	件数	%
緊急的な措置が必要な相談に対して迅速な対応が可能である	62	89.9%
初期対応・支援それぞれの業務を効率的に遂行できる	62	89.9%
虐待相談に対してより専門的な対応が可能である	56	81.2%
チームでの対応・組織的対応の強化が可能である	54	78.3%
初期対応の機能を分けることで、地区担当者が支援業務に専念できる	54	78.3%
虐待相談のノウハウが蓄積される	50	72.5%
保護者と対立関係にならない職員を確保し、円滑に支援業務を遂行できる	35	50.7%
虐待相談業務に丁寧にかかわることができる	27	39.1%
保護者の意向に沿う・沿わないを問わず適切に一時保護の判断・実施ができる	26	37.7%
個々の職員の適正に応じた配置が可能である	24	34.8%
法的対応がとりやすい	24	34.8%
虐待相談に係る関係機関（民間団体を含む）と連携しやすい	19	27.5%
保護者との信頼関係を構築しやすい	12	17.4%
既存業務に加え、子どもの権利擁護に資する新たな取り組みを始めやすい	7	10.1%
子どもとかかわる機会が増え、現状に即した適切な対応ができる	6	8.7%
その他	0	0.0%
n=	69	

（出典）平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメントの分化に関する実態把握のための調査研究」PwCコンサルティング合同会社

「初期対応」と「支援」の機能を分化することによる課題

○　「虐待相談の初期対応」と「支援」の機能を分けて組織を設置することによる課題を尋ねたところ、「虐待事例を引き継ぐタイミングが難しい」を挙げた児童相談所が最も多く、「初期対応・支援に当たる職員それぞれの精神的負担が大きい」、「初期対応・支援それぞれの専門性がある職員の確保が困難である」が続いた。

「虐待相談の初期対応」と「支援」の機能を分けて組織を設置することによる課題（複数回答）

	件数	%
虐待事例を引き継ぐタイミングが難しい	56	81.2%
初期対応・支援に当たる職員それぞれの精神的負担が大きい	44	63.8%
初期対応・支援それぞれの専門性がある職員の確保が困難である	38	55.1%
虐待相談対応の一部のみを受け持っているため、ソーシャルワーカーとしての支援技術を養うことができない	33	47.8%
初期対応・支援の各職員が虐待相談以外の相談対応力を向上させられない	32	46.4%
虐待事例の情報を引き継ぐのが難しい	28	40.6%
初期対応・支援それぞれを担う職員以外の職員について、虐待相談対応力が向上しない	26	37.7%
機能を分けない場合と比べ、人員がより多く必要となる	21	30.4%
初期対応と支援の担当間で保護者への説明が食い違うなどして、一貫性のある支援ができない	19	27.5%
職員の異動により、子どもや保護者との関係構築において影響が大きい	13	18.8%
相談を受け付けてから短時間で安全を確保し、一時保護の必要性を判断するまでの危機感が伝わりにくい	7	10.1%
専門部署等の職員が孤立しがちになる	4	5.8%
その他	1	1.4%
n=	69	

（出典）平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメントの分化に関する実態把握のための調査研究」PwCコンサルティング合同会社

「初期対応」と「支援」の機能を分化しない理由

○　「虐待相談の初期対応」と「支援」の機能を分けて組織を設置していない理由を尋ねたところ、「虐待相談だけでなく、他の相談同様に一貫した支援が可能である」を挙げた児童相談所が最も多く、「初期対応から支援まで、職員の総合的な相談対応力が身につく」、「職員が幅広い分野で専門性を身につけることができる」が続いた。

「虐待相談の初期対応」と「支援」の機能を分けて組織を設置していない理由（複数回答）

	件数	%
虐待相談だけではなく、他の相談同様に一貫した支援が可能である	87	69.0%
初期対応から支援まで、職員の総合的な相談対応力が身につく	69	54.8%
職員が幅広い分野で専門性を身につけることができる	51	40.5%
チームでの対応・組織的対応の強化が可能である	44	34.9%
多くの職員で事例に対応するので、職員が孤立しない	43	34.1%
保護者との信頼関係を構築しやすい	27	21.4%
子どもと係る機会が増え、現状に即した適切な対応ができる	26	20.6%
職員の異動による影響が小さい	17	13.5%
その他	58	46.0%
n=	126	

（出典）平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメントの分化に関する実態把握のための調査研究」PwCコンサルティング合同会社

「初期対応」と「支援」の機能を分化しないことによる課題

○　「虐待相談の初期対応」と「支援」の機能を分けて組織を設置していない課題を尋ねたところ、「事例対応が長期化した時に職員の精神的負担が大きい」を挙げる児童相談所が最も多く、「事例対応が長期化した時に職員の業務量が増える」が続いた。

「虐待相談の初期対応」と「支援」の機能を分けて組織を設置していないことの課題
（複数回答）

	件数	%
事例対応が長期化した時に職員の精神的負担が大きい	70	55.6%
事例対応が長期化した時に職員の業務量が増える	68	54.0%
保護者と対立関係になりやすい	42	33.3%
虐待相談に対して専門的な対応が難しい	24	19.0%
個々の職員の適正に応じた配置が難しい	23	18.3%
チームでの対応・組織的対応がとりにくい	16	12.7%
虐待相談のノウハウが蓄積されず、迅速な対応が難しい	14	11.1%
虐待相談に丁寧にかかわりにくい	14	11.1%
子どもの権利擁護に資する新たな取り組みを始めにくい	9	7.1%
法的対応がとりにくい	6	4.8%
虐待相談にかかわる関係機関（民間団体ふくむ）と連携しにくい	4	3.2%
その他	36	28.6%
n=	126	

（出典）平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメントの分化に関する実態把握のための調査研究」PwCコンサルティング合同会社

児童相談所における指導委託の実施状況（平成29年度）

○　児童福祉法第26条第１項第２号又は第27条第１項第２号に基づき、児童又はその保護者について、市町村、児童家庭支援センター、障害者等相談支援事業を行う者、その他指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの（委託に係る業務を適切かつ確実に行うことができると認められる一定の法人）に委託して指導させることができる。

○　平成29年度に児童福祉法第26条第1項第２号又は第27条第１項第２号による指導委託を実施した件数は215件。
内訳は「児童家庭支援センター」が181件（84.2%）で最多。次いで「市町村」が32件（14.9%）、「障害者等相談支援事業を行う者」が２件（0.9%）。

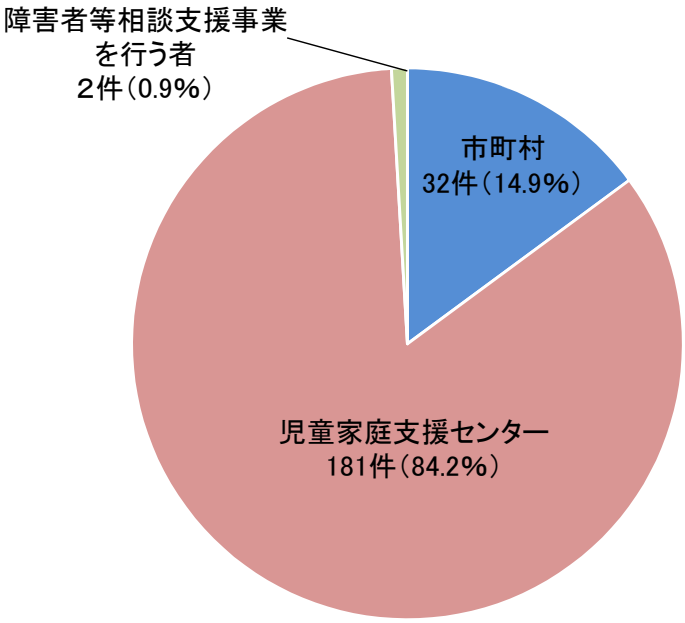

総数：215件
実施児童相談所数：50か所

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童相談所業務の民間団体等への委託状況

平成30年4月1日現在の児童相談所業務の民間団体等への委託状況は以下のとおり。
（ 児童相談所設置自治体:69自治体）

○　児童相談所業務の一部を民間団体等へ委託している都道府県・指定都市・児童相談所設置市は、約61%であった。

○　最も多く委託している業務は、「里親委託に関する業務」で、約　22　%であった。

○　委託している業務内容は、以下のとおり【全　105　件:複数回答可】

① 虐待通告を受けたあとの安全確認：５件　５％
② 家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施：15 件 14 ％
③ 入所措置等解除後の児童の安全確認：１件　１％
④ 施設入所措置等解除後の相談・支援：５件　５％
⑤ 受付業務（「189」等電話受付、窓口受付）：17 件　16 ％
⑥ 相談対応業務：３件　３％
⑦ 里親委託に関する業務：23 件　22 ％
⑧ 養子縁組に関する業務：４件　４％
⑨ 研修業務：18 件　17 ％
⑩ 一時保護に関する業務：６件　６％
⑪ その他：８件　８％
【療育手帳再判定のための基礎判定検査、児童措置費負担金の本人負担分の未収金回収　等】

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

（参考）児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）
≪児童虐待防止のための総合対策≫
○より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進
・保護者指導に関する業務や一時保護中の教育など、民間委託や児童相談所OB等の知識経験を有する者の活用により効果的に行うことが期待される業務について、補助要件を明確化し、民間委託等を推進するなど、より効果的に実施する。

児童相談所全国共通ダイヤル（189）について

共通ダイヤルについて

○ 平成27年7月1日から、虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や子育てに悩んだ時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談できるよう、児童相談所全国共通ダイヤルを覚えやすい3桁番号（189　いち・はや・く）にし、広く一般に周知。新たな3桁番号としては15年振り。

※ 「児童相談所全国共通ダイヤル」は、平成21年10月1日から10桁番号（0570－064－000）で運用開始。

仕組み

189実施前 （21年10月～27年6月）	189実施後 （27年7月～）
10桁番号 （0570－064－000） →	3桁番号 （189）
未運用の児童相談所あり →	全ての児童相談所で運用
一部児童相談所で夜間休日対応できず（警備員等が対応） →	虐待通告等緊急相談について24時間365日対応 相談に対応できる職員が対応 ※『相談に対応できる窓口へ自動転送』、『相談に対応できる窓口を音声案内』含む

・ 児童虐待通告だけでなく子育てに関する悩み相談など、幅広く対応。

・ 発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所につながる仕組み。
　※ 携帯電話等でかけた場合には、コールセンターにつながり、オペレーターが対応する仕組み。

・ 児童相談所に接続された後の通話は有料 （固定電話の場合 8．5円／3分 携帯電話の場合 90円／3分）
　※ 児童相談所につながるまで、料金は発生しない（固定電話）。 ※ 金額は代表例。距離等により異なる。

平成28年4月以降の改善内容

○ 音声ガイダンスの短縮等の改善を実施し、189にかけてから児童相談所に電話がつながるまでの平均時間が約70秒から約30秒へ短縮。接続率も改善前（平成28年3月以前）と比較して向上。

※平成27年7月～平成28年3月までの平均接続率：11.4% → 平成28年4月～平成30年1月の平均接続率：19.9%

○ 発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応する仕組みを平成30年2月から運用開始。

児童相談所全国共通ダイヤル「１８９」の接続フロー（平成30年10月分）

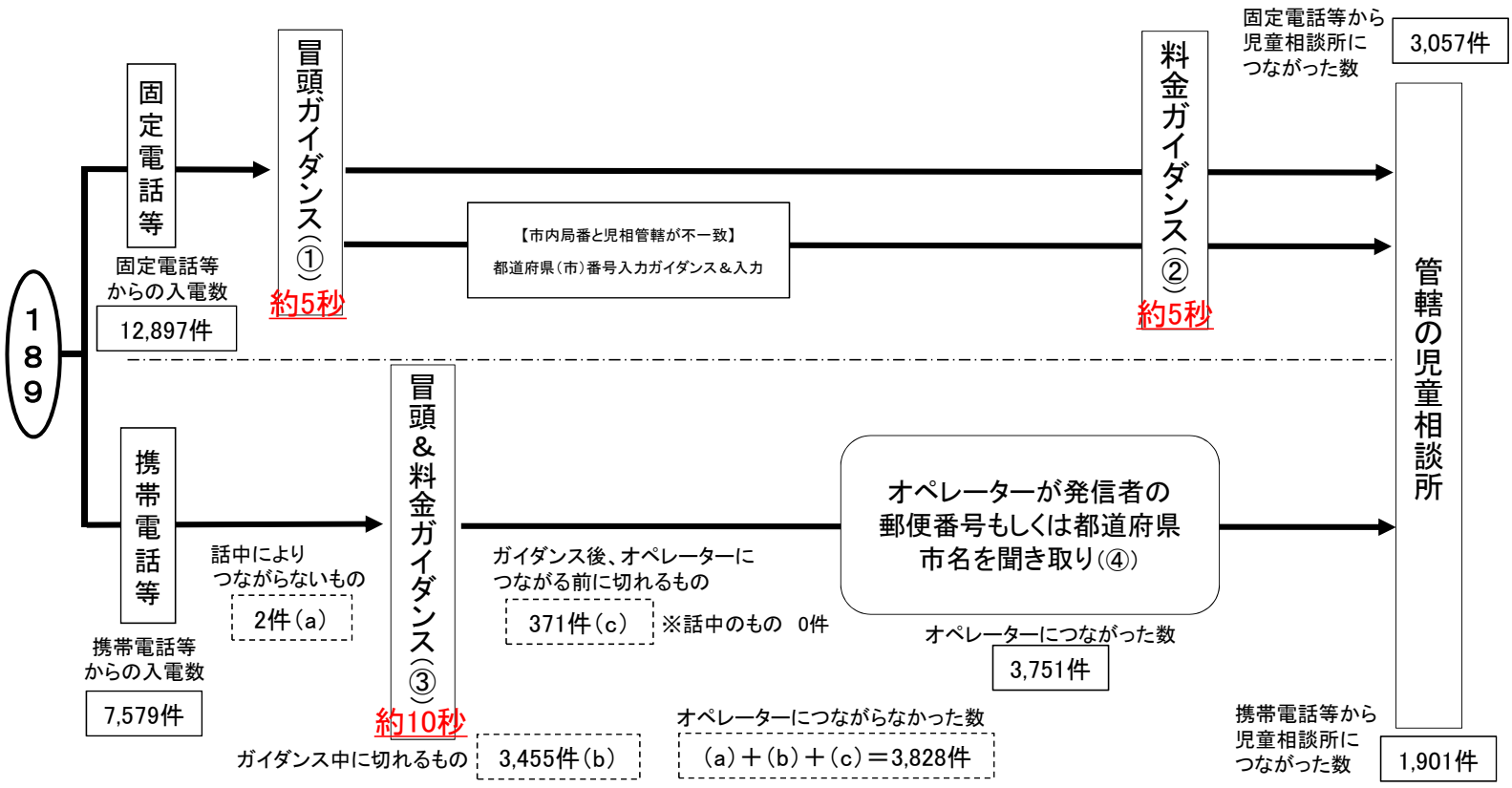

（ガイダンス及び案内の内容）
① こちらは児童相談所全国共通ダイヤルです。
② この通話は○秒ごとに、およそ○円でご利用いただけます。
③ こちらは児童相談所全国共通ダイヤルです。この通話は○秒ごとに、およそ○円でご利用いただけます。
④ 児童相談所全国共通ダイヤルです。最寄りの児童相談所の担当者にこの通話をおつなぎしますので、お住まいの場所の郵便番号を教えていただけますでしょうか。
（郵便番号がわからない場合）それでは町名までで結構ですので、ご住所を教えていただけますでしょうか。
担当の児童相談所にお電話をおつなぎしますのでこのままお待ちください。

※携帯電話等からの着信については、平成30年2月からコールセンター化。

児童相談所全国共通ダイヤル（１８９）の入電数及び接続率の推移

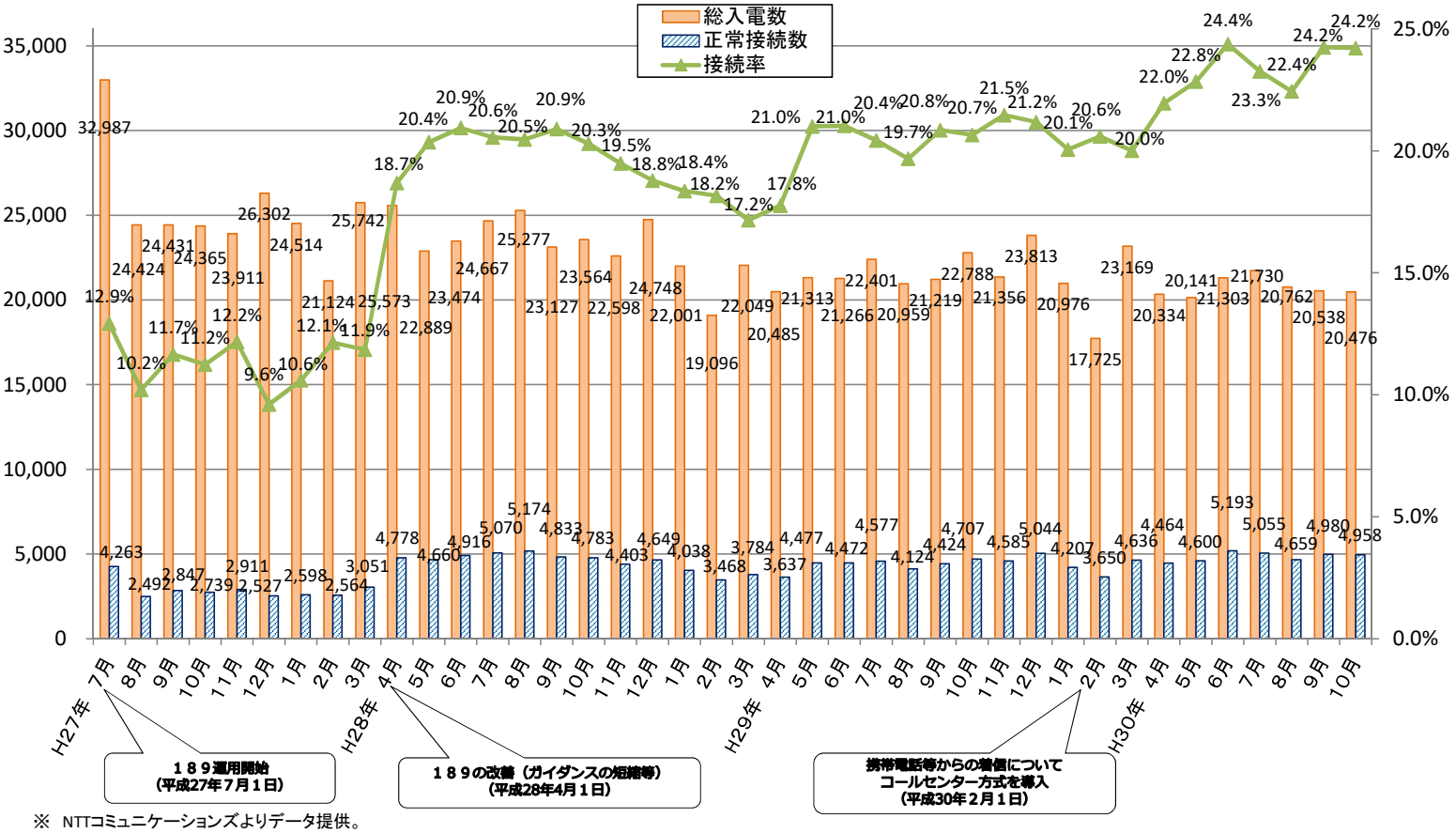

※ NTTコミュニケーションズよりデータ提供。
※ 総入電数は、全ての入電数（「0570-064-000」の入電を含む）。
※ 正常接続数は、話し中や児童相談所につながる前に電話を切る等により正常につながらなかった電話を除いた入電数。
※ 接続率は、接続率（%）＝正常接続数／総入電数

平成30年度に全国配布する広報・啓発物品について

○ 厚生労働省において、児童虐待防止、児童虐待の相談窓口等を周知する**ポスター、リーフレット**を作成し、全国の自治体、関係府省庁及び関係団体等に配布。公共施設や保育所、学校等に掲示。

☆広報啓発用ポスター（B2サイズ）
約11万枚配布

☆まちかどポスター（A3サイズ）
約29万枚配布

※ このほか、リーフレット（A4サイズ両面、デザインはまちかどポスターと概ね同一）約190万枚も作成・配布。

夜間・休日の189の対応について

平成30年5月から7月における189の総入電数の時間帯別の割合は、平日では日中（7時台～21時台）が92.1%、夜間（22時台～6時台）が7.9%となっており、土曜・日曜・祝日では日中が90.4%、夜間が9.6%となっている。

平成30年５月から７月における１８９時間帯別総入電数

平日			土、日、祝日		
日中（7時台～21時台）	夜間（22時台～６時台）	合計	日中（7時台～21時台）	夜間（22時台～６時台）	合計
42,801 (92.1%)	3,689 (7.9%)	46,490 (100.0%)	15,087 (90.4%)	1,597 (9.6%)	16,684 (100.0%)

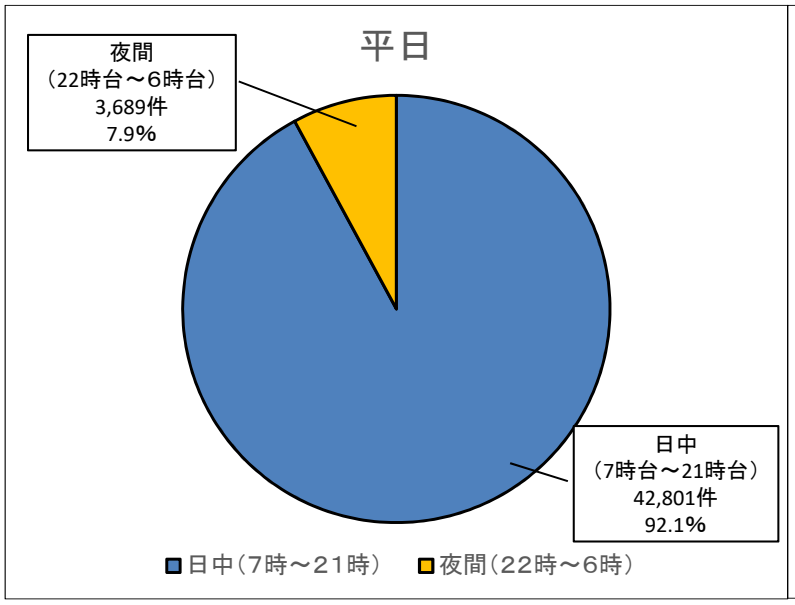

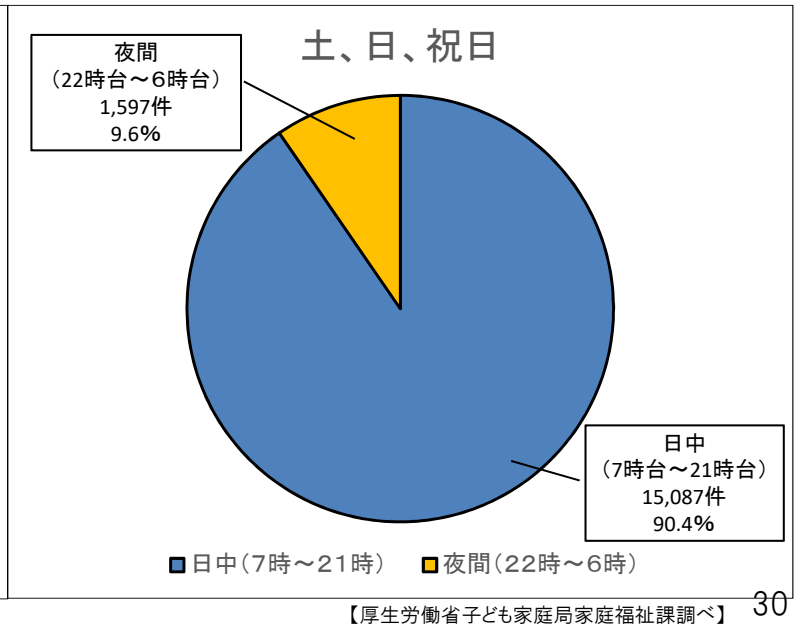

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

女性健康支援センター事業

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○ 対象者

思春期、妊娠、出産、更年期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
（不妊相談、望まない妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む）

○ 事業内容

（1）身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
（2）相談指導を行う相談員の研修養成
（3）相談体制の向上に関する検討会の設置
（4）妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
（5）（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施

○ 実施担当者 ・・・ 医師、保健師又は助産師等

○ 実施場所（実施主体：都道府県・指定都市・中核市）

全国73ヵ所（平成30年7月1日時点） ※自治体単独13か所

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、八戸市、盛岡市、福島市、川越市、八王子市、鳥取市、呉市、久留米市、宮崎市

○ 予算額等 平成30年度予算 86百万円 （基準額148,900円×実施月数）（補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）（夜間・休日加算の新設）

○ 相談実績 平成28年度：53，129件（内訳：電話31，731件、面接16，052件、メール4，039件、その他1，307件）

○ 相談内容 ・女性の心身に関する相談（28，107件） ・不妊に関する相談（11，462件） ・思春期の健康相談（8，774件）
・妊娠・避妊に関する相談（9，525件） ・メンタルケア（11，859件） ・婦人科疾患・更年期障害（619件） ・性感染症等（819件）

産前・産後母子支援事業（モデル事業）

拡　充

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金（１５９億円の内数）

１．事業内容

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要と認められる妊婦等に対する具体的な支援の仕組みの構築に向け、母子生活支援施設や産科医療機関等にコーディネーターを配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供するモデル事業を実施する。

① 予期せぬ妊娠など妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。
② 相談等を通じて支援が必要な妊婦等を把握した時は、妊婦等の心身の状況や現在の生活状況を踏まえ、支援計画を作成する。
③ 産前産後に必要となる妊娠相談、分娩、生活相談、住居支援について、既存資源の活用も含めて調整し、支援を提供する。
④ 出産後、自ら子どもを育てることができない場合など、母親が希望する場合には、児童相談所と連携し、特別養子縁組に向けた支援を行う。

［拡充］
看護師配置による居住支援・養育支援等に特化した新たな支援体制モデルを対象に追加。

２．実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

３．補助率

国：定額（10／10相当）

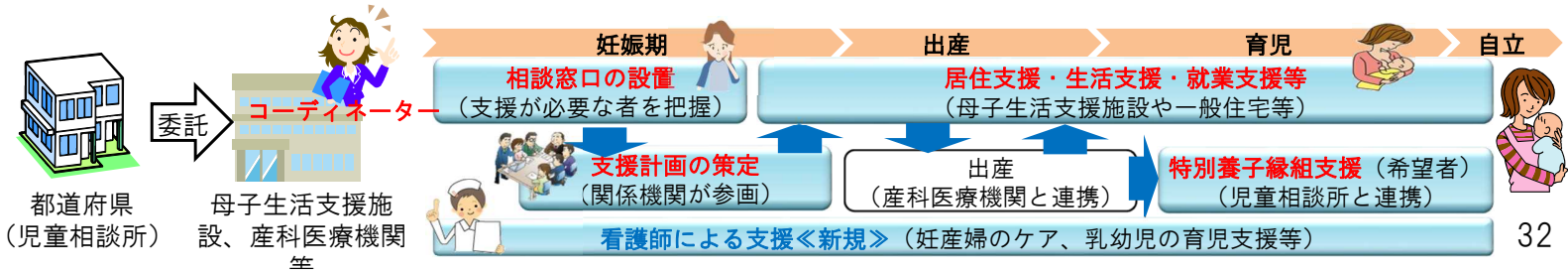

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）

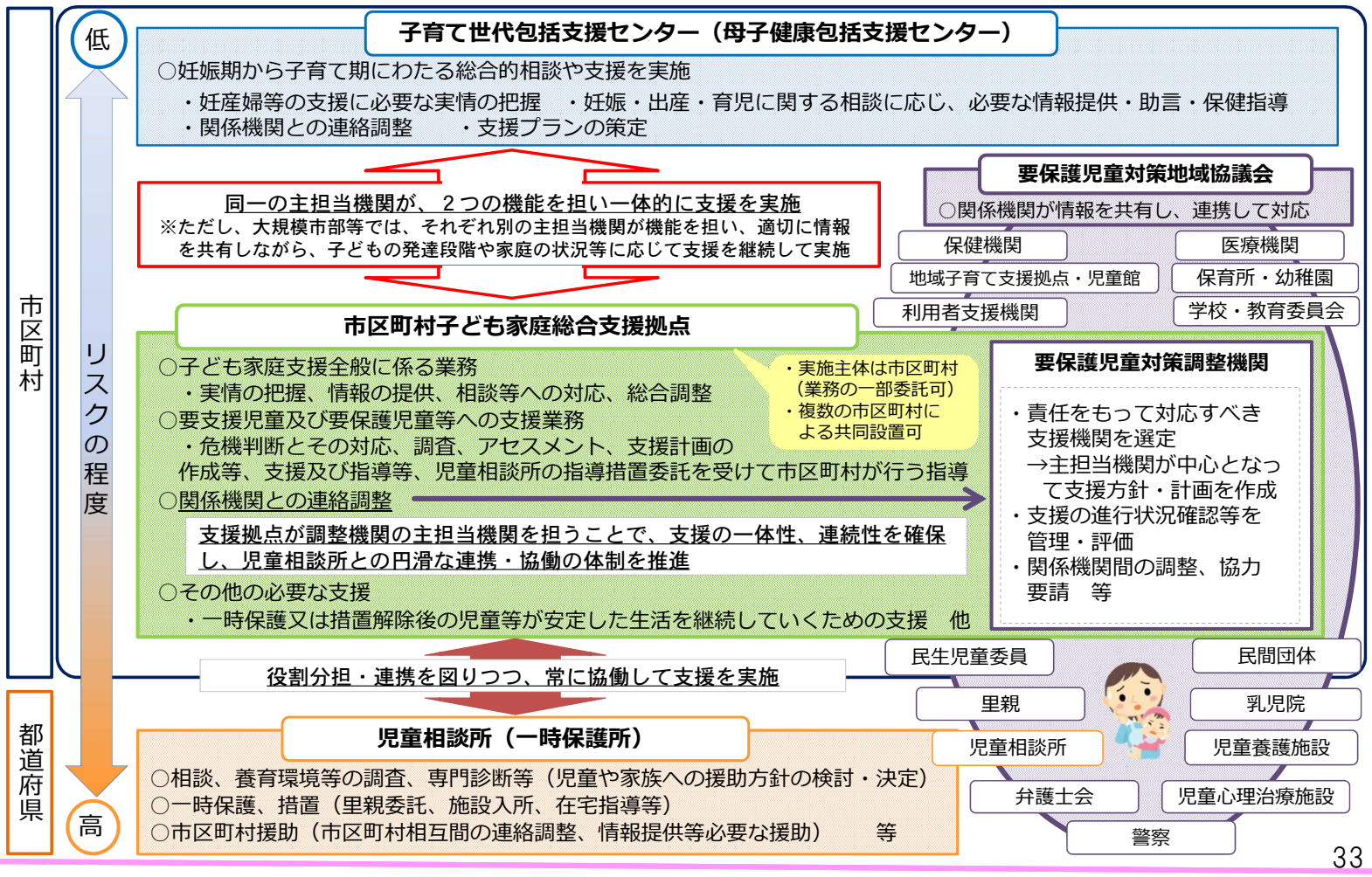

※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が２つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

子育て世代包括支援センターの全国展開

○ **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
○ 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
○ 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化（2017年4月1日施行）（法律上は「母子健康包括支援センター」）
➢ 実施市町村数：761市区町村（1，436か所）（2018年4月1日現在）　➢ **2020年度末までに全国展開**を目指す。
※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。

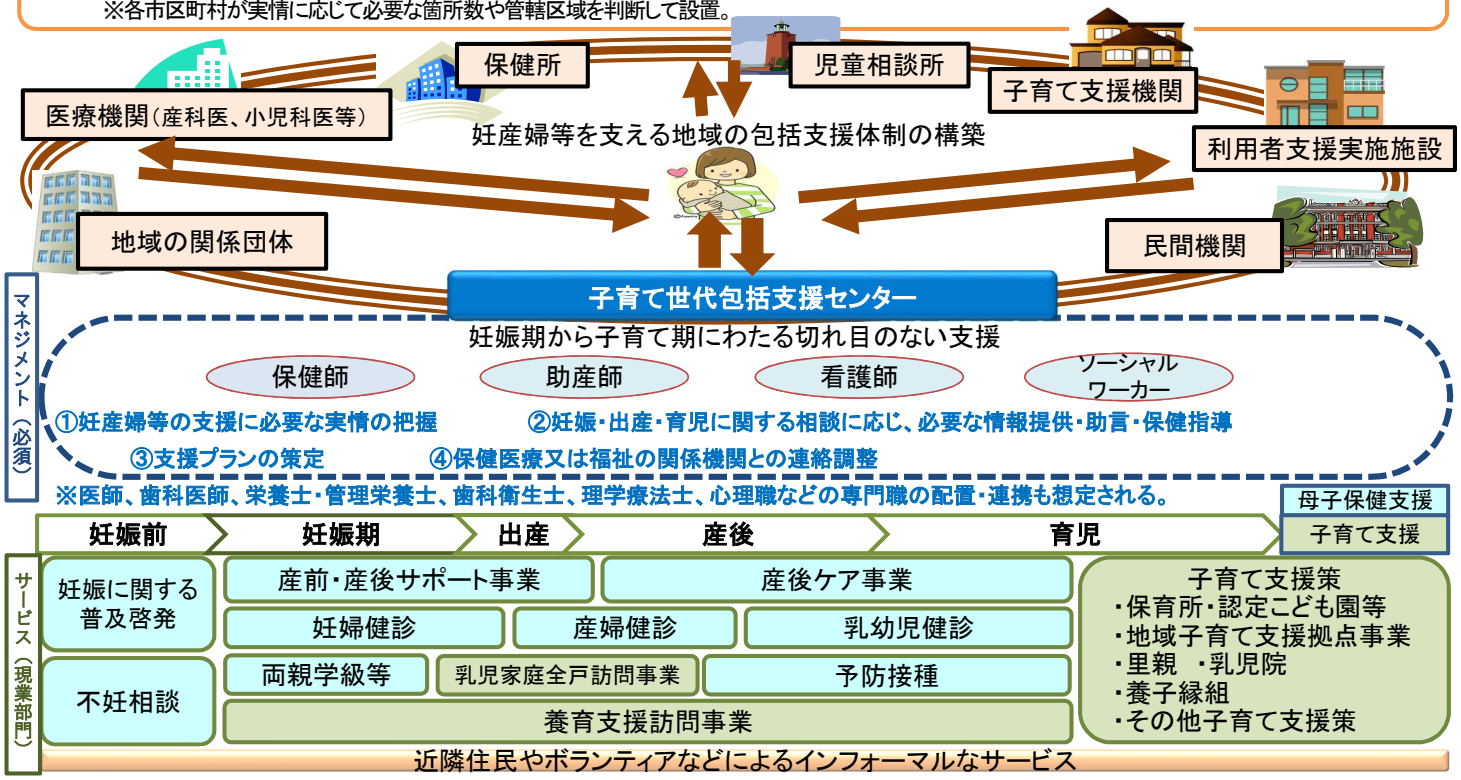

子育て世代包括支援センターの実施状況（H30.4.1時点：母子保健課調べ）

自治体名		箇所数
北海道 32市町［44か所］	南幌町	1
	浦臼町	1
	深川市	1
	妹背牛町	1
	沼田町	1
	石狩市	1
	当別町	1
	千歳市	1
	寿都町	1
	黒松内町	1
	室蘭市	1
	苫小牧市	1
	厚真町	1
	北斗市	1
	今金町	1
	東神楽町	1
	士別市	1
	上富良野町	1
	中富良野町	1
	中頓別町	1
	北見市	1
	音更町	1
	芽室町	1
	幕別町	1
	本別町	1
	足寄町	1
	釧路町	2
	浜中町	1
	弟子屈町	1
	札幌市	11
	旭川市	2
	函館市	1
青森県 3市町［3か所］	黒石市	1
	平川市	1
	鰺ヶ沢町	1
岩手県 9市町［9か所］	盛岡市	1
	花巻市	1
	遠野市	1
	一関市	1
	釜石市	1
	滝沢市	1
	矢巾町	1
	山田町	1
	洋野町	1
宮城県 8市町［25か所］	仙台市	7
	石巻市	10
	気仙沼市	1
	名取市	1
	岩沼市	1
	富谷市	1
	柴田町	2
	松島町	2
秋田県 6市町［7か所］	秋田市	2
	大館市	1
	男鹿市	1
	湯沢市	1
	仙北市	1
	井川町	1

自治体名		箇所数
山形県 24市町［26か所］	山形市	1
	米沢市	1
	酒田市	1
	新庄市	1
	寒河江市	1
	上山市	1
	村山市	2
	長井市	1
	天童市	1
	東根市	1
	尾花沢市	1
	南陽市	1
	山辺町	1
	中山町	1
	河北町	1
	西川町	2
	朝日町	1
	大石田町	1
	最上町	1
	舟形町	1
	高畠町	1
	川西町	1
	白鷹町	1
	遊佐町	1
福島県 30市町村［39か所］	福島市	1
	郡山市	4
	いわき市	7
	白河市	1
	須賀川市	1
	田村市	1
	南相馬市	1
	伊達市	1
	本宮市	1
	桑折町	1
	大玉村	1
	天栄村	1
	下郷町	1
	檜枝岐村	1
	只見町	1
	南会津町	1
	西会津町	1
	磐梯町	1
	猪苗代町	1
	会津坂下町	1
	柳津町	1
	三島町	1
	金山町	1
	昭和村	1
	石川町	1
	玉川村	1
	三春町	1
	小野町	1
	広野町	1
	葛尾村	1

自治体名		箇所数
茨城県 19市町村［29か所］	水戸市	2
	日立市	3
	土浦市	1
	石岡市	1
	結城市	1
	龍ケ崎市	1
	笠間市	1
	取手市	5
	牛久市	1
	つくば市	4
	鹿嶋市	1
	潮来市	1
	守谷市	1
	行方市	1
	鉾田市	1
	つくばみらい市	1
	東海村	1
	河内町	1
	利根町	1
栃木県 21市町［28か所］	宇都宮市	5
	足利市	2
	栃木市	1
	鹿沼市	1
	日光市	1
	真岡市	1
	大田原市	1
	矢板市	1
	那須塩原市	2
	さくら市	2
	那須烏山市	1
	下野市	1
	上三川町	1
	益子町	1
	茂木町	1
	市貝町	1
	芳賀町	1
	壬生町	1
	高根沢町	1
	那須町	1
	那珂川町	1
群馬県 7市町［13か所］	前橋市	1
	高崎市	7
	桐生市	1
	沼田市	1
	館林市	1
	藤岡市	1
	みなかみ町	1

自治体名		箇所数
埼玉県 45市町村［80か所］	さいたま市	10
	川越市	1
	熊谷市	2
	川口市	5
	行田市	1
	秩父市	1
	所沢市	3
	飯能市	1
	加須市	1
	本庄市	2
	東松山市	1
	春日部市	1
	狭山市	3
	鴻巣市	2
	深谷市	1
	上尾市	2
	越谷市	2
	戸田市	1
	入間市	2
	朝霞市	1
	志木市	1
	和光市	5
	新座市	1
	桶川市	1
	久喜市	4
	富士見市	1
	三郷市	1
	坂戸市	2
	幸手市	1
	鶴ヶ島市	2
	日高市	2
	ふじみ野市	3
	伊奈町	1
	三芳町	1
	毛呂山町	1
	越生町	1
	吉見町	1
	鳩山町	1
	ときがわ町	1
	横瀬町	1
	皆野町	1
	長瀞町	1
	小鹿野町	1
	東秩父村	1
	宮代町	1

自治体名		箇所数
東京都 35市区町村［143か所］	千代田区	3
	港区	2
	文京区	2
	台東区	2
	墨田区	18
	江東区	4
	品川区	4
	杉並区	5
	豊島区	5
	北区	4
	板橋区	6
	練馬区	11
	足立区	6
	葛飾区	12
	江戸川区	8
	八王子市	9
	三鷹市	7
	青梅市	1
	府中市	1
	昭島市	1
	調布市	2
	町田市	10
	小平市	1
	東村山市	1
	福生市	1
	東大和市	1
	東久留米市	1
	武蔵村山市	1
	羽村市	1
	あきる野市	7
	瑞穂町	1
	大島町	1
	新島村	1
	八丈町	2
	神津島村	1
千葉県 27市町村［48か所］	千葉市	6
	銚子市	1
	市川市	4
	木更津市	1
	松戸市	3
	野田市	2
	茂原市	1
	成田市	1
	佐倉市	4
	東金市	2
	習志野市	1
	柏市	4
	市原市	1
	我孫子市	1
	鴨川市	1
	鎌ヶ谷市	1
	富津市	1
	浦安市	3
	四街道市	1
	袖ヶ浦市	1
	山武市	1
	酒々井町	2
	栄町	1
	東庄町	1
	九十九里町	1
	長生村	1
	大多喜町	1

自治体名		箇所数
神奈川県 22市町［88か所］	横浜市	56
	川崎市	9
	相模原市	3
	横須賀市	1
	平塚市	1
	藤沢市	2
	小田原市	1
	茅ヶ崎市	1
	逗子市	1
	秦野市	1
	厚木市	1
	大和市	1
	南足柄市	1
	綾瀬市	1
	葉山町	1
	寒川町	1
	二宮町	1
	中井町	1
	大井町	1
	松田町	1
	山北町	1
	開成町	1
新潟県 12市町［55か所］	新発田市	1
	阿賀野市	1
	五泉市	1
	燕市	1
	長岡市	24
	見附市	1
	出雲崎町	1
	十日町市	1
	柏崎市	1
	妙高市	1
	上越市	14
	新潟市	8
富山県 11市町［18か所］	富山市	7
	高岡市	1
	魚津市	1
	氷見市	1
	黒部市	1
	砺波市	2
	南砺市	1
	射水市	1
	立山町	1
	入善町	1
	朝日町	1
石川県 9市町［15か所］	金沢市	4
	七尾市	1
	小松市	1
	輪島市	2
	加賀市	1
	能美市	2
	川北町	2
	津幡町	1
	内灘町	1
福井県 11市町［13か所］	敦賀市	1
	小浜市	1
	大野市	1
	勝山市	1
	鯖江市	2
	あわら市	1
	越前市	1
	坂井市	2
	池田町	1
	越前町	1
	高浜町	1

自治体名		箇所数
山梨県 14市町［16か所］	甲府市	1
	甲斐市	1
	中央市	1
	韮崎市	2
	南アルプス市	1
	北杜市	1
	山梨市	1
	笛吹市	1
	甲州市	1
	身延町	1
	富士川町	1
	富士吉田市	2
	都留市	1
	大月市	1
長野県 29市町村［44か所］	長野市	1
	松本市	5
	上田市	1
	岡谷市	1
	飯田市	1
	諏訪市	1
	須坂市	1
	小諸市	1
	伊那市	1
	駒ヶ根市	2
	中野市	1
	飯山市	1
	茅野市	1
	塩尻市	2
	佐久市	5
	東御市	2
	安曇野市	1
	長和町	1
	辰野町	1
	箕輪町	1
	飯島町	1
	南箕輪村	2
	中川村	1
	高森町	1
	豊丘村	2
	木曽町	1
	生坂村	2
	山形村	2
	池田町	1
	関市	1
岐阜県 12市町［16か所］	羽島市	1
	恵那市	1
	各務原市	1
	山県市	1
	飛騨市	1
	本巣市	4
	岐南町	1
	養老町	1
	神戸町	2
	輪之内町	1
	坂祝町	1

市区町村が直営で実施･･･1，360ヶ所
民間（NPO法人等）に委託して実施･･･76ヶ所

自治体名		箇所数
静岡県 24市町 [36か所]	静岡市	3
	浜松市	8
	沼津市	1
	熱海市	1
	三島市	2
	富士宮市	2
	伊東市	1
	島田市	1
	富士市	1
	磐田市	1
	掛川市	1
	藤枝市	1
	御殿場市	1
	袋井市	1
	下田市	1
	裾野市	1
	御前崎市	1
	菊川市	1
	牧之原市	1
	東伊豆町	1
	函南町	1
	小山町	2
	吉田町	1
	森町	1
愛知県 34市町 [88か所]	名古屋市	16
	豊橋市	2
	岡崎市	7
	一宮市	3
	瀬戸市	2
	半田市	2
	春日井市	1
	豊川市	2
	津島市	3
	刈谷市	4
	豊田市	1
	安城市	2
	犬山市	2
	常滑市	2
	稲沢市	1
	新城市	2
	東海市	2
	大府市	1
	知多市	2
	知立市	2
	尾張旭市	4
	高浜市	1
	岩倉市	2
	豊明市	1
	日進市	2
	愛西市	2
	清須市	1
	北名古屋市	3
	みよし市	1
	あま市	4
	長久手市	3
	東郷町	2
	豊山町	2
	大治町	1

自治体名		箇所数
三重県 17市町 [49か所]	津市	15
	四日市市	1
	伊勢市	2
	松阪市	2
	鈴鹿市	1
	名張市	16
	尾鷲市	1
	亀山市	1
	いなべ市	1
	木曽岬町	1
	朝日町	2
	多気町	1
	明和町	1
	大台町	1
	玉城町	1
	大紀町	1
	紀宝町	1
京都府 17市町 [31か所]	京都市	14
	福知山市	1
	舞鶴市	1
	綾部市	1
	宇治市	1
	宮津市	1
	亀岡市	1
	城陽市	1
	向日市	1
	長岡京市	1
	八幡市	2
	京丹後市	1
	木津川市	1
	久御山町	1
	井手町	1
	宇治田原町	1
	与謝野町	1
滋賀県 17市町 [34か所]	大津市	7
	草津市	1
	守山市	1
	栗東市	1
	野洲市	1
	湖南市	2
	甲賀市	8
	近江八幡市	1
	東近江市	4
	日野町	1
	竜王町	1
	彦根市	1
	愛荘町	1
	豊郷町	1
	長浜市	1
	米原市	1
	高島市	1

自治体名		箇所数
大阪府 24市町 [69か所]	能勢町	1
	吹田市	3
	茨木市	1
	四條畷市	1
	八尾市	1
	富田林市	1
	河内長野市	1
	大阪狭山市	2
	太子町	1
	河南町	1
	泉大津市	1
	和泉市	1
	泉南市	1
	阪南市	1
	忠岡町	1
	熊取町	1
	田尻町	1
	岬町	1
	高槻市	1
	東大阪市	4
	豊中市	3
	枚方市	1
	大阪市	24
	堺市	15
兵庫県 35市町 [70か所]	神戸市	12
	姫路市	8
	尼崎市	2
	西宮市	8
	明石市	4
	芦屋市	1
	宝塚市	1
	三田市	1
	伊丹市	3
	猪名川町	2
	加古川市	3
	稲美町	1
	播磨町	1
	高砂市	1
	小野市	1
	加東市	1
	西脇市	1
	三木市	1
	加西市	1
	福崎町	1
	神河町	1
	たつの市	1
	太子町	1
	佐用町	1
	宍粟市	1
	相生市	1
	赤穂市	1
	上郡町	1
	豊岡市	1
	香美町	1
	朝来市	1
	養父市	1
	篠山市	1
	洲本市	1
	淡路市	2

自治体名		箇所数
和歌山県 15市町村 [19か所]	和歌山市	4
	橋本市	1
	有田市	2
	御坊市	1
	田辺市	1
	紀美野町	1
	かつらぎ町	1
	九度山町	1
	湯浅町	1
	広川町	1
	有田川町	1
	みなべ町	1
	上富田町	1
	太地町	1
	北山村	1
奈良県 23市町村 [27か所]	奈良市	2
	大和高田市	1
	大和郡山市	1
	天理市	1
	橿原市	1
	桜井市	1
	五條市	1
	御所市	1
	生駒市	2
	香芝市	1
	葛城市	2
	宇陀市	1
	三郷町	1
	斑鳩町	1
	川西町	2
	田原本町	1
	曽爾村	1
	御杖村	1
	高取町	1
	明日香村	1
	王寺町	1
	野迫川村	1
	下北山村	1
鳥取県 19市町村 [24か所]	鳥取市	3
	米子市	1
	倉吉市	2
	境港市	1
	岩美町	1
	若桜町	1
	智頭町	1
	八頭町	1
	三朝町	1
	湯梨浜町	1
	琴浦町	1
	北栄町	2
	日吉津村	1
	大山町	1
	南部町	1
	伯耆町	1
	日南町	2
	日野町	1
	江府町	1

自治体名		箇所数
島根県 9市町村 [10か所]	松江市	1
	雲南市	1
	出雲市	1
	美郷町	1
	邑南町	1
	浜田市	1
	江津市	2
	吉賀町	1
	知夫村	1
岡山県 16市町村 [20か所]	岡山市	1
	倉敷市	5
	津山市	1
	玉野市	1
	井原市	1
	総社市	1
	高梁市	1
	新見市	1
	備前市	1
	瀬戸内市	1
	赤磐市	1
	真庭市	1
	美作市	1
	早島町	1
	勝央町	1
	西粟倉村	1
広島県 15市町 [42か所]	広島市	8
	呉市	1
	竹原市	1
	三原市	1
	尾道市	6
	福山市	12
	三次市	3
	東広島市	1
	廿日市市	1
	府中町	2
	海田町	2
	熊野町	1
	坂町	1
	北広島町	1
	神石高原町	1
山口県 13市町 [21か所]	下関市	9
	宇部市	1
	山口市	1
	萩市	1
	防府市	1
	下松市	1
	岩国市	1
	光市	1
	長門市	1
	周南市	1
	山陽小野田市	1
	周防大島町	1
	上関町	1

自治体名		箇所数
徳島県 1市 [1か所]	鳴門市	1
香川県 6市町 [13か所]	高松市	8
	丸亀市	1
	善通寺市	1
	三木町	1
	多度津町	1
	まんのう町	1
愛媛県 3市町 [5か所]	今治市	1
	伊予市	1
	上島町	3
高知県 17市町村 [17か所]	高知市	1
	室戸市	1
	安芸市	1
	南国市	1
	土佐市	1
	須崎市	1
	宿毛市	1
	土佐清水市	1
	四万十市	1
	香南市	1
	香美市	1
	いの町	1
	仁淀川町	1
	佐川町	1
	梼原町	1
	日高村	1
	大月町	1
福岡県 21市町 [33か所]	北九州市	7
	福岡市	7
	大牟田市	1
	久留米市	1
	春日市	1
	那珂川町	1
	新宮町	1
	久山町	1
	粕屋町	1
	宗像市	1
	芦屋町	1
	水巻町	1
	直方市	1
	飯塚市	1
	宮若市	1
	田川市	1
	福智町	1
	大刀洗町	1
	行橋市	1
	苅田町	1
	吉富町	1

自治体名		箇所数
佐賀県 8市町 [11か所]	佐賀市	1
	唐津市	2
	鳥栖市	1
	多久市	1
	伊万里市	2
	吉野ヶ里町	1
	みやき町	2
	大町町	1
長崎県 4市町 [4か所]	佐世保市	1
	西海市	1
	長与町	1
	時津町	1
熊本県 7市町村 [13か所]	熊本市	6
	人吉市	2
	玉名市	1
	玉東町	1
	南関町	1
	長洲町	1
	産山村	1
大分県 4市 [4か所]	中津市	1
	臼杵市	1
	竹田市	1
	杵築市	1
宮崎県 9市町 [15か所]	宮崎市	7
	都城市	1
	日南市	1
	小林市	1
	日向市	1
	えびの市	1
	綾町	1
	高千穂町	1
	日之影町	1
鹿児島県 15市町村 [19か所]	鹿児島市	5
	鹿屋市	1
	枕崎市	1
	出水市	1
	薩摩川内市	1
	霧島市	1
	志布志市	1
	奄美市	1
	伊佐市	1
	姶良市	1
	十島村	1
	さつま町	1
	肝付町	1
	宇検村	1
	知名町	1
沖縄県 2町村 [2か所]	今帰仁村	1
	南風原町	1

761市区町村
1,436箇所

市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の内数（平成29年度予算：154億円→平成30年度予算：159億円）

1．事業の目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」と言う。）を整備・運営する際の財政支援を目的とする。

2．事業の内容

市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）に基づき、市区町村が、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点を整備し、運営する。

支援拠点の具体的な業務内容は以下のとおり。

①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
③関係機関との連絡調整
④その他の必要な支援

【設置か所数】114か所（平成30年２月時点）
※補助金の交付対象ではない拠点を含む。
※補助金の交付か所数：38か所

3．実施主体

市区町村
※事業の一部の社会福祉法人等への委託可

4．補助率

国：１／２（市区町村：１／２）

5．補助単価（平成30年度）

○直営の場合（１支援拠点当たり）

小規模Ａ型	3,721千円
小規模Ｂ型	9,438千円
小規模Ｃ型	15,660千円
中規模型	20,873千円
大規模型	38,701千円
上乗せ配置単価	2,715千円（１人当たり）

○一部委託の場合（１支援拠点当たり）

小規模Ａ型	8,940千円
小規模Ｂ型	14,657千円
小規模Ｃ型	20,879千円
中規模型	31,310千円
大規模型	59,576千円
上乗せ配置単価	
常勤職員	5,588千円（１人当たり）
非常勤職員	2,715千円（１人当たり）

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況 （平成30年2月時点）

自治体名		箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの	類型
北海道	旭川市	1	○	○	中規模
	滝川市	1		○	小規模A
	千歳市	1	○	○	小規模B
	石狩市	1		○	小規模A
	上富良野町	1		○	小規模A
	中富良野町	1			
	中頓別町	1			
青森県	三沢市	1			
宮城県	涌谷町	1	○	○	小規模A
茨城県	稲敷市	1			
	茨城町	1			
栃木県	矢板市	1		○	小規模A
群馬県	前橋市	1		○	中規模
埼玉県	志木市	1		○	小規模B
	和光市	1			
	坂戸市	1			
	皆野町	1			
千葉県	船橋市	1	○	○	大規模
	松戸市	1	○	○	中規模
	柏市	1		○	中規模
	南房総市	1	○	○	小規模A

自治体名		箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの	類型
東京都	千代田区	1	○	○	小規模A
	中央区	1			
	新宿区	1			
	文京区	1			
	台東区	1			
	品川区	1			
	目黒区	1			
	大田区	1			
	世田谷区	1			
	中野区	1			
	豊島区	1			
	荒川区	1		○	中規模
	練馬区	1			
	足立区	1		○	大規模
	葛飾区	1	○	○	中規模
	八王子市	1			
	立川市	1			
	青梅市	1	○	○	小規模C
	昭島市	1	○	○	小規模B
	調布市	1		○	中規模
	町田市	1	○	○	中規模
	小金井市	1		○	小規模C
	国分寺市	1	○	○	小規模B
	国立市	1		○	小規模B
	福生市	1		○	小規模A
	清瀬市	1			
	東久留米市	1			
	武蔵村山市	1			
	多摩市	1			
	稲城市	1	○	○	小規模B
	羽村市	1	○	○	小規模A
	瑞穂町	1		○	小規模A
	日の出町	1			
	奥多摩町	1			
	三宅村	1		○	小規模A

自治体名		箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの	類型
神奈川県	相模原市	3	○ ※2か所のみ	○ ※2か所のみ	中規模：1、小規模C：1
	海老名市	1	○	○	小規模C
	寒川町	1		○	小規模A
	二宮町	1	○	○	小規模A
新潟県	三条市	1	○	○	小規模B
	柏崎市	1			
	新発田市	1			
	燕市	1		○	小規模B
	妙高市	1	○	○	小規模B
	上越市	1			
	出雲崎町	1	○	○	小規模A
福井県	福井市	1	○	○	中規模
	越前市	1		○	小規模B
山梨県	甲府市	1			
長野県	飯田市	1		○	小規模B
	塩尻市	1	○	○	小規模B
	辰野町	1	○	○	小規模A
	箕輪町	1			
	池田町	1			
岐阜県	高山市	1		○	小規模B
静岡県	熱海市	1	○	○	小規模A
	焼津市	1	○	○	小規模C
	藤枝市	1	○	○	小規模C
	袋井市	1		○	小規模B
愛知県	豊橋市	1	○	○	中規模
	津島市	1	○	○	小規模B
	豊田市	1	○	○	大規模
滋賀県	彦根市	1	○	○	小規模C
	東近江市	1	○	○	小規模C
大阪府	枚方市	1	○	○	中規模
	能勢町	1		○	小規模A
兵庫県	明石市	1	○	○	中規模
	養父市	1	○	○	小規模A
奈良県	明日香村	1		○	小規模A
鳥取県	鳥取市	1		○	中規模

自治体名		箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの	類型
島根県	邑南町	1		○	小規模A
岡山県	倉敷市	1			
広島県	廿日市市	1			
山口県	宇部市	1			
	山口市	1			
	岩国市	1	○	○	小規模C
福岡県	北九州市	7			
	宗像市	1	○	○	小規模B
	粕屋町	1		○	小規模A
長崎県	大村市	1	○	○	小規模C
	長与町	1		○	小規模A
熊本県	玉東町	1		○	小規模A
大分県	大分市	1		○	大規模
宮崎県	高鍋町	1			
鹿児島県	薩摩川内市	1			
合計	**箇所数**	**114**	**38**	**67**	
	自治体数	**106**	**37**	**66**	

※設置運営要綱の基準を満たす支援拠点（67ヶ所）のうち、
市区町村が直営で実施･･･65ヶ所
民間(社会福祉法人等)に一部委託して実施･･2ヶ所

「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（抄）

（平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

（1）資格要件

子ども家庭支援員 ・実情の把握 ・相談対応 ・総合調整 ・調査、支援及び指導等 ・他関係機関等との連携	（１）都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者 （２）学校教育法（昭和22 年法律第26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正７年勅令第388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において１年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの （３）医師 （４）社会福祉士 （５）社会福祉主事として２年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの （６）学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102 条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの （７）学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの （８）外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの （９）社会福祉士となる資格を有する者（（４）に規定する者を除く。） （10）精神保健福祉士となる資格を有する者 （11）保健師 （12）助産師 （13）看護師 （14）保育士 （15）教育職員免許法（昭和24 年法律第147 号）に規定する普通免許状を有する者 （16）社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が２年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ② 児童相談所の所員として勤務した期間 （17）社会福祉主事たる資格を得た後３年以上児童福祉事業に従事した者（（16）に規定する者を除く。） （18）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23 年厚生省令第63 号）第21 条第６項に規定する児童指導員 なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

心理担当支援員 ・心理アセスメント ・子どもや保護者等の心理的側面からのケア	大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等
虐待対応専門員 ・虐待相談 ・虐待が認められる家庭等への支援 ・児童相談所、保健所、市町村保健センターなど関係機関との連携及び調整	（１）都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者 （２）学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において１年以上相談援助業務に従事したもの （３）医師 （４）社会福祉士 （５）社会福祉主事として２年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの （６）学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102 条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの （７）学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの （８）外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの （９）社会福祉士となる資格を有する者（（４）に規定する者を除く。） （10）精神保健福祉士となる資格を有する者 （11）保健師 （12）助産師 （13）看護師 （14）保育士であって、指定施設において２年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの （15）教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者 （16）社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が２年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ② 児童相談所の所員として勤務した期間 （17）社会福祉主事たる資格を得た後３年以上児童福祉事業に従事した者（（16）に規定する者を除く。） （18）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21 条第６項に規定する児童指導員 なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

（2）配置基準

類型	児童人口規模 （人口規模）	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員
小規模A型	児童人口：概ね0．9万人未満 人口：約5．6万人未満	常時2名	―	―
小規模B型	児童人口：概ね0．9万人以上1．8万人未満 人口：約5．6万人以上約11．3万人未満	常時2名	―	常時1名
小規模C型	児童人口：概ね1．8万人以上2．7万人未満 人口：約11．3万人以上約17万人未満	常時2名	―	常時2名
中規模型	児童人口：概ね2．7万人以上7．2万人未満 人口：約17万人以上約45万人未満	常時3名	常時1名	常時2名
大規模型	児童人口：概ね7．2万人以上 人口：約45万人以上	常時5名	常時2名	常時4名

※上記の配置に加え、児童虐待相談対応件数に応じて虐待対応専門員を上乗せ配置する。

（算式）

［当該市町村の児童虐待相談対応件数　－　当該市町村の児童人口

×　全国の児童虐待相談対応件数／全国の児童人口］　÷　４０

市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの実施状況について
（調査結果の概要）

調査対象

・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの両方を運営している自治体(※)を対象とし、それぞれの相談の内容、情報共有の方法等について、平成30年7月に調査を実施。

（※） 23自治体 （【 】内の数値は平成30年1月1日現在の人口(総務省調べ)）

（北海道）旭川市【34.0万人】、千歳市【9.7万人】、（千葉県）松戸市【49.4万人】、
（東京都）千代田区【6.1万人】、葛飾区【46.0万人】、昭島市【11.3万人】、町田市【42.9万人】、羽村市【5.6万人】、
（神奈川県）相模原市【71.8万人】、（新潟県）妙高市【3.3万人】、（長野県）塩尻市【6.7万人】、辰野町【2.0万人】、
（静岡県）熱海市【3.8万人】、藤枝市【14.6万人】、（愛知県）豊橋市【37.8万人】、津島市【6.3万人】、豊田市【42.5万人】、
（滋賀県）彦根市【11.3万人】、東近江市【11.5万人】、（大阪府）枚方市【40.4万人】、
（兵庫県）明石市【30.1万人】、養父市【2.4万人】、（山口県）岩国市【13.7万人】

調査結果の概要

1. 主担当部局と実施場所

	同一機関が主担当	別々の機関が主担当
同一場所で実施	3自治体(13%) （旭川市、相模原市、豊田市）	2自治体(9%) （葛飾区、岩国市）
別々の場所で実施	4自治体(17%) （松戸市、千代田区、羽村市、津島市）	14自治体(61%) （千歳市、昭島市、町田市、妙高市、塩尻市、辰野町、熱海市、藤枝市、豊橋市、彦根市、東近江市、枚方市、明石市、養父市）

2. 支援拠点及び包括支援センターを統括する責任者の有無

有 ： 7自治体(30%)　　無 ： 16自治体(70%)

調査結果の概要(続き)

3. 要保護児童(要支援児童)に関する情報の把握方法 ※最も多いもの

【子育て世代包括支援センター】

① 妊娠の届出を通じた情報収集 ： 16自治体(70%)
② 母子保健事業(乳児健診、予防接種等)を通じた情報収集 ： 6自治体(26%)
等

【市区町村子ども家庭総合支援拠点】

① 保育園･幼稚園･学校等の関係者からの情報提供 ： 13自治体(57%)
② 妊産婦･保護者等からの相談 ： 3自治体(13%)
② 児童相談所からの情報提供 ： 3自治体(13%)
等

4. 包括支援センターで要保護(要支援)児童、特定妊婦を把握した場合の支援拠点への伝達･情報共有方法 (複数回答可)

①要保護児童対策地域協議会の場を活用して情報共有している ： 18自治体(78%)
②両機関による定期的な連絡会議で情報共有している ： 17自治体(74%)
③書面により連絡している ： 15自治体(65%)
④児童記録をデータベース化するなどシステムにより情報共有している ： 7自治体(30%)
⑤両機関を兼務する職員(保健師等)が情報を管理･把握し、関係者へ情報共有している ： 3自治体(13%)

5. 支援拠点と包括センターの連携を進めるための方策 (複数回答可)

①ケースに応じて、両機関が一緒に家庭訪問や面談等を行っている ： 22自治体(96%)
②人材育成のため、両機関合同による定期的な勉強会･研修会を開催している ： 7自治体(30%)
③両機関に対して専門的な助言指導等を行うアドバイザーを配置･委嘱している ： 6自治体(22%)

支援拠点と包括支援センターとの円滑な情報共有に関する連携方策について

◎　子育て世代包括支援センターが把握した情報の中から、特に要保護児童・要支援児童・特定妊婦に係る情報については、速やかに、かつ円滑に子ども家庭総合支援拠点につなげていくことが重要。

◎　そのための具体的方策としては、
　①　同一機関を主担当とすること（統括する責任者がいること）や同一場所で実施する
　②　要保護児童対策地域協議会や定期連絡会議等を活用して情報共有を行う
　③　ケースに応じて、両機関が家庭訪問や面談等を共同して実施する
といった対応が行われている。

◎　上記の方策のほか、電子システムによる情報連携として、母子保健情報（乳幼児の相談記録・健診結果、予防接種、訪問記録等）から成人期における検診の記録までを一貫して記録管理するシステム（健康かるて）を導入し、子育て世代包括支援センターが日々入力する母子保健情報を子ども家庭総合支援拠点で確認することで円滑な情報連携を図っている事例もあった。（長野県辰野町）

（参考）児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

≪児童虐待防止のための総合対策≫

〇子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化
・市町村において、効果的・効率的に、かつリスクの程度に応じて適切に相談支援ができる体制を構築するため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との効果的な連携方策や一体的に運営する際の役割分担などを整理するとともに、先行事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアル等を年度内に作成する。

市区町村における子育て支援施策及び母子保健施策の概要

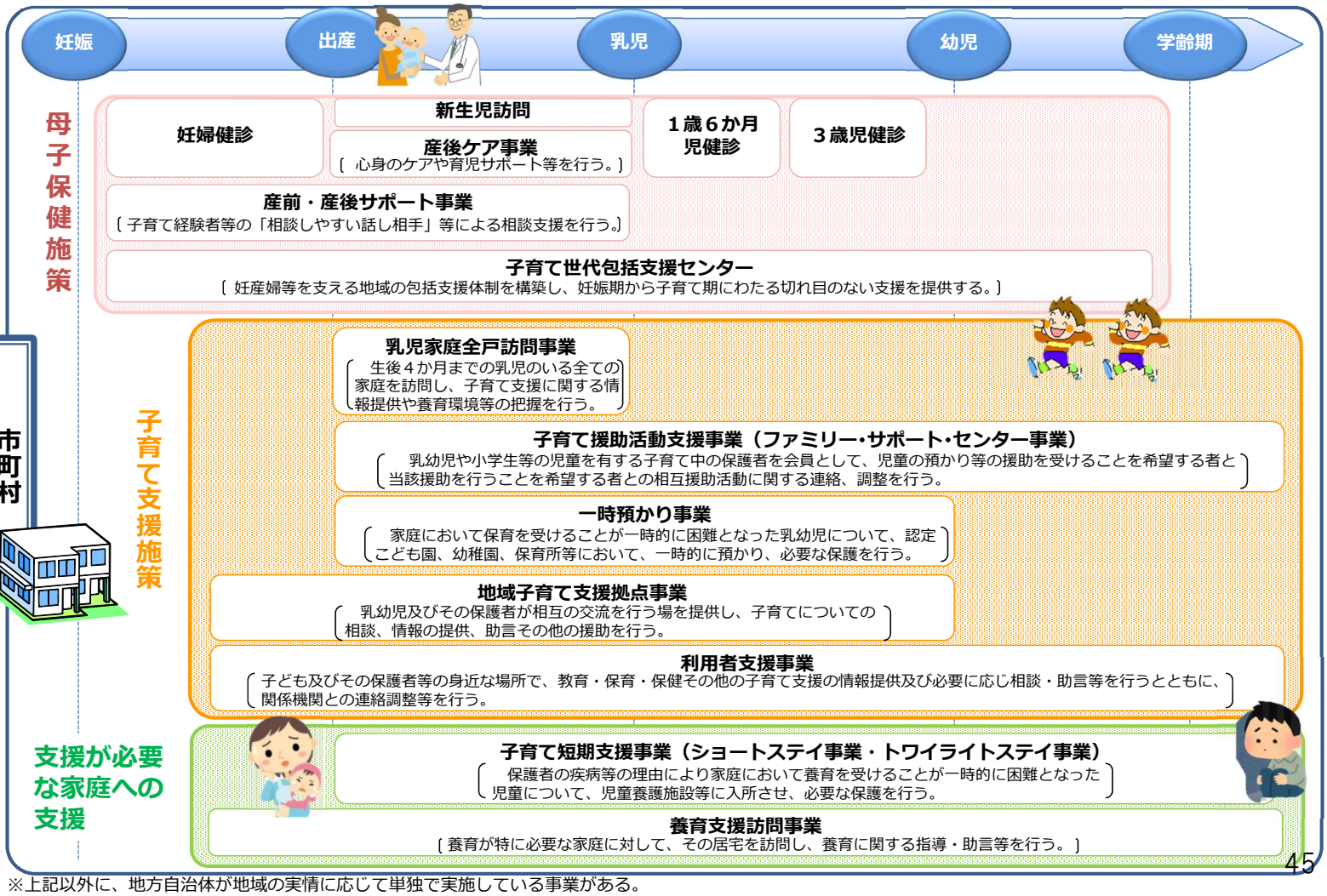

※上記以外に、地方自治体が地域の実情に応じて単独で実施している事業がある。

乳児家庭全戸訪問事業（概要）

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

（児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業）

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定　子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）　※国、地方ともに消費税財源

（1）生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。
① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
（2）訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
（3）訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施率の推移

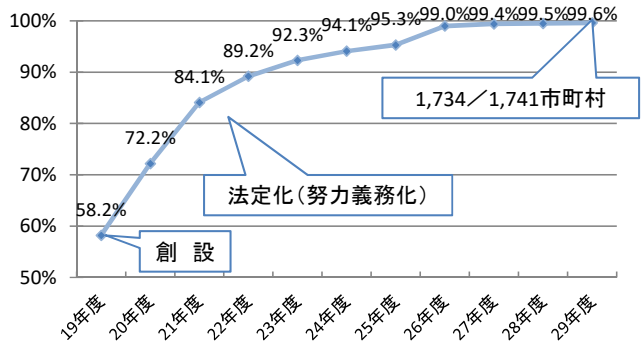

4. イメージ図

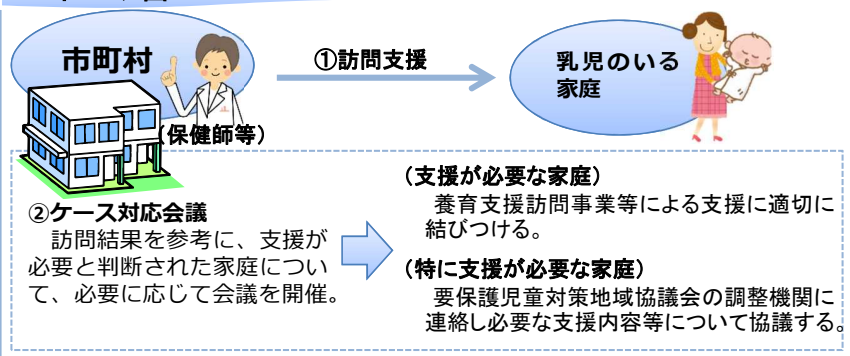

養育支援訪問事業（概要）

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定　子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）　※国、地方ともに消費税財源

○ 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
（1）妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
（2）出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
（3）不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
（4）児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
○ 訪問支援者（事前に研修を実施）
・専門的相談支援・・・保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
・育児・家事援助・・・子育て経験者、ヘルパー等

3. 実施率の推移

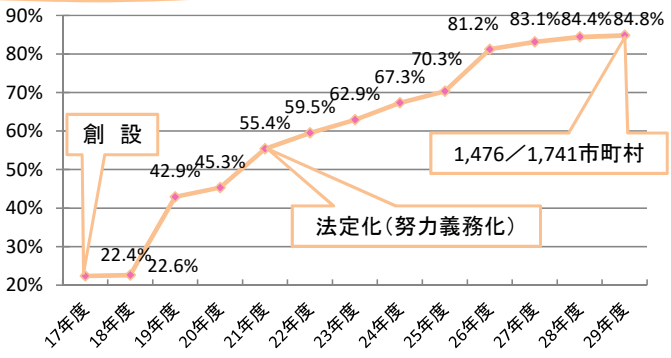

4. イメージ図

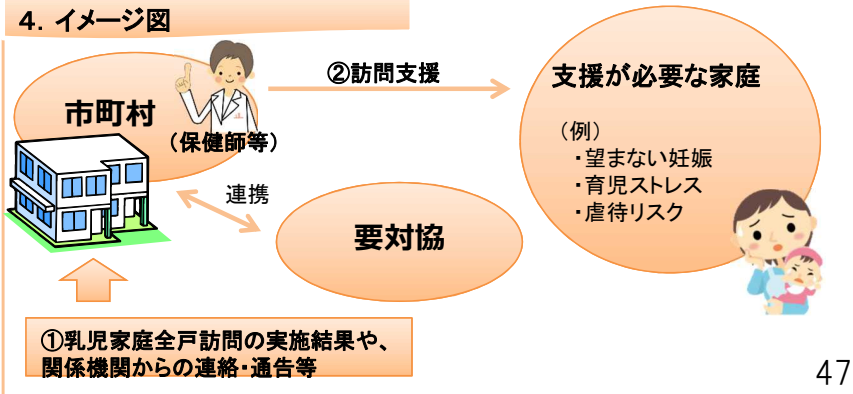

要保護児童対策地域協議会の概要

果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、
- 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、
① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要

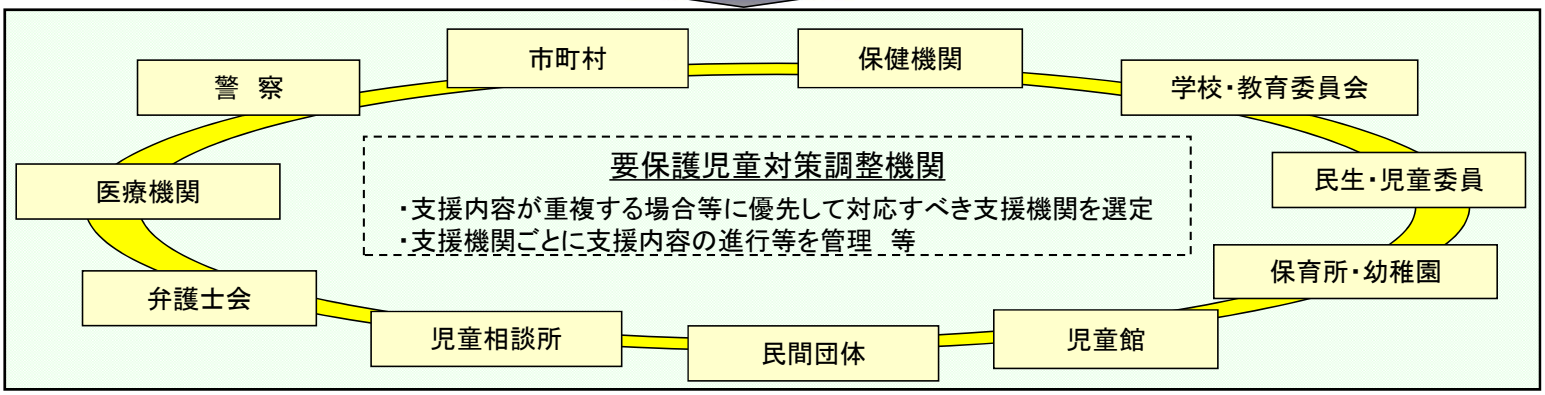

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置している市町村数（※）		1,726（99.1%）	1,727（99.2%）	1,735（99.7%）
登録ケース数（うち児童虐待）		191,806（92,140）	219,004（97,428）	260,018（101,807）
調整機関職員数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,800	1,663	1,944
	② その他専門資格を有する職員	3,873	3,403	3,564
	③ ①②以外の職員（事務職等）	3,647	2,967	2,727
	④ 合計	9,320	8,033	8,235

※平成27、28年度：4月1日時点　平成29年度：4月1日時点（設置している市町村数、登録ケース数）、2月調査時点（調整機関職員数）
【出典】平成27,28年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成29年度：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

要保護児童対策地域協議会の構成機関

＜平成２９年４月１日時点、複数回答可＞

区分		合計	比率
要保護児童対策地域協議会		1,735	－
行政機関	児童福祉主管課	1,288	74.2%
	母子保健主管課	1,197	69.0%
	児童福祉・母子保健統合主管課	583	33.6%
	福祉事務所（家庭児童相談室）	813	46.9%
	保健センター	872	50.3%
	教育委員会	1,673	96.4%
	保健所	1,333	76.8%
	児童相談所	1,669	96.2%
	障害福祉主管課	1,132	65.2%
	警察署	1,660	95.7%
	法務局	721	41.6%
	家庭裁判所	94	5.4%
	その他	565	32.6%
関係機関	病院・診療所	921	53.1%
	小児科	597	34.4%
	産科・産婦人科	258	14.9%
	精神科	236	13.6%
	歯科	294	16.9%
	その他診療科	407	23.5%
	保育所	1,448	83.5%
	幼保連携型認定こども園	675	38.9%
	幼稚園	1,051	60.6%
	小学校	1,517	87.4%
	中学校	1,493	86.1%
	特別支援学校	417	24.0%

※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（平成29年度調査）

区分		合計	比率
関係機関	児童館	357	20.6%
	放課後児童クラブ	406	23.4%
	利用者支援事業所	286	16.5%
	地域子育て支援拠点	418	24.1%
	乳児院	127	7.3%
	児童養護施設	370	21.3%
	情緒障害児短期治療施設	42	2.4%
	児童自立支援施設	38	2.2%
	児童家庭支援センター	220	12.7%
	障害児施設	142	8.2%
	配偶者暴力相談支援センター	159	9.2%
	その他	238	13.7%
関係団体	医師会（産科医会及び小児科医会を除く）	1,019	58.7%
	産科医会	85	4.9%
	小児科医会	88	5.1%
	歯科医師会	428	24.7%
	看護協会	22	1.3%
	助産師会	40	2.3%
	ＰＴＡ全国協議会	176	10.1%
	弁護士会	161	9.3%
	社会福祉協議会	965	55.6%
	民生児童委員協議会	1,606	92.6%
	人権擁護委員	1,094	63.1%
	ＮＰＯ法人	202	11.6%
	里親会	72	4.1%
	学識経験者	157	9.0%
	その他	402	23.2%

要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置状況

<平成30年2月調査時点>
（上段：配置市区町村数
下段：配置率）

区分	市区	指定都市・児童相談所設置市	市・区（30万人以上）	市・区（10万人～30万人未満）	市・区（10万人未満）	町	村	合計
地域協議会設置数	(814)	(22)	(62)	(201)	(529)	(740)	(181)	(1,735)
①児童福祉司たる資格を有する者	500	20	54	159	267	200	32	732
	61.4%	90.9%	87.1%	79.1%	50.5%	27.0%	17.7%	42.2%
②これに準ずる者 ※保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員	274	2	8	39	225	370	114	758
	33.7%	9.1%	12.9%	19.4%	42.5%	50.0%	63.0%	43.7%
③社会福祉主事	15	0	0	1	14	4	5	24
	1.8%	0.0%	0.0%	0.5%	2.6%	0.5%	2.8%	1.4%
合　　計	789	22	62	199	506	574	151	1,514
	96.9%	100.0%	100.0%	99.0%	95.7%	77.6%	83.4%	87.3%

※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（平成29年度調査）。複数職員を配置している市町村については、数字の小さい区分を優先して計上している。

(参考) 平成28年４月１日時点の合計	766	20	61	192	493	480	122	1,368
	93.6%	90.9%	98.%	97.0%	92.7%	65.2%	68.9%	79.2%

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ（平成28年度調査）

要保護児童対策地域協議会の運営上の課題

要保護児童対策地域協議会の運営上の課題としては、「調整機関の業務量に対して職員数が不足している」が1,024か所（59.0%）、「調整機関において専門資格を有する職員が十分に配置できていない」が1,001か所（57.7%）、「会議運営のノウハウが十分でない」が950か所（54.8%）と多くなっている。

<平成29年４月１日時点>

区　　分	指定都市・児童相談所設置市	市・区（人口30万人以上）	市・区（人口10万人から30万人未満）	市・区（人口10万人未満）	町	村	合　計
市区町村数	22	62	201	529	740	181	1,735
調整機関の業務量に対して職員数が不足している	16	45	148	327	406	82	1,024
	72.7%	72.6%	73.6%	61.8%	54.9%	45.3%	59.0%
調整機関において専門資格を有する職員が十分に配置できていない	9	19	102	300	454	117	1,001
	40.9%	30.6%	50.7%	56.7%	61.4%	64.6%	57.7%
会議運営のノウハウが十分でない	8	14	95	254	456	123	950
	36.4%	22.6%	47.3%	48.0%	61.6%	68.0%	54.8%
構成機関職員への研修機会が十分ではない	8	34	107	241	354	87	831
	36.4%	54.8%	53.2%	45.6%	47.8%	48.1%	47.9%
ケースの進行管理が十分できていない	7	23	96	209	283	65	683
	31.8%	37.1%	47.8%	39.5%	38.2%	35.9%	39.4%
構成機関に地域協議会の意義が浸透していない	10	26	93	184	193	44	550
	45.5%	41.9%	46.3%	34.8%	26.1%	24.3%	31.7%
ケースの危険度や緊急度の判断（アセスメント）の方法がわからない	4	7	33	139	265	60	508
	18.2%	11.3%	16.4%	26.3%	35.8%	33.1%	29.3%
構成機関との情報交換・情報共有が十分できていない	8	14	58	102	143	39	364
	36.4%	22.6%	28.9%	19.3%	19.3%	21.5%	21.0%
地域協議会運営のための予算が足りない	2	8	29	50	53	14	156
	9.1%	12.9%	14.4%	9.5%	7.2%	7.7%	9.0%
その他	1	2	10	35	25	7	80
	4.5%	3.2%	5.0%	6.6%	3.4%	3.9%	4.6%

（上段：市町村数、下段：該当区分での割合）
(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)

平成２９年度において実施された出頭要求等について

○　平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度等が創設された。平成29年度の実施状況は以下のとおり。

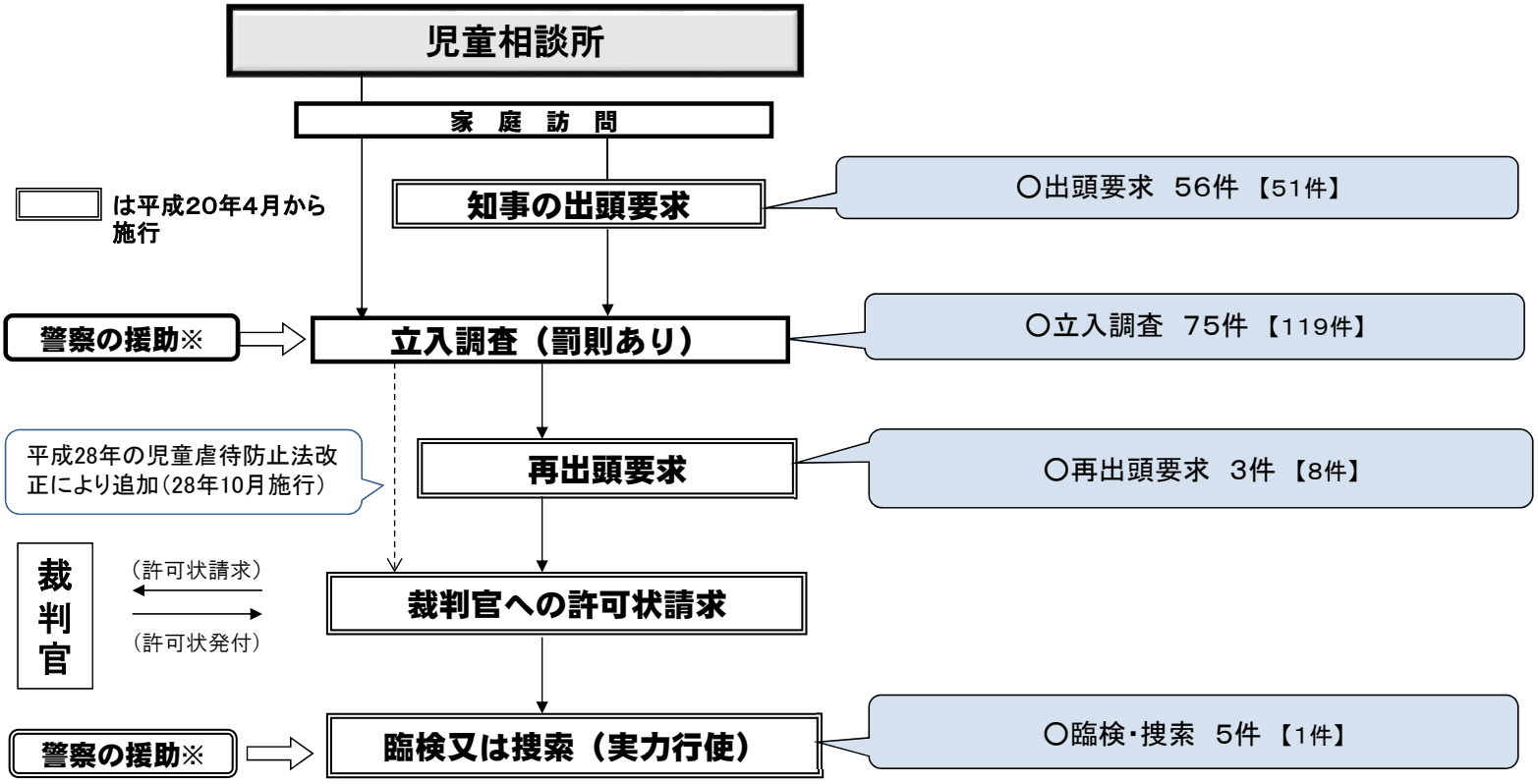

数値出典：福祉行政報告例　（【　】内は平成28年度の件数）

※警察の援助　345件【305件】

児童相談所における安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について

趣　旨

○　平成19年1月の「児童相談所運営指針」の見直しにより、児童相談所に虐待通告がなされた際の安全確認を行う時間ルールについて「48時間以内とすることが望ましい」と定められるとともに、各自治体ごとに安全確認を行う際の所定時間を設定することとされた。

（参考）児童相談所運営指針（抄）
　安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

現状等

○　平成30年4月1日現在の「時間ルール」の設定状況は以下のとおり。

【設定自治体数】　69自治体（設定率100%）

【設 定 時 間】　48時間以内：64自治体
　　24時間以内：　5自治体（群馬県、福井県、鳥取県、長崎県、堺市）

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童福祉司の概要

※下線は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）等による改正

1　児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。（児童福祉法第１３条第１項等）

2　児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

(1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること

(2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

(3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと

(4) 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

3　児童福祉法第１３条第３項に基づく任用の要件

〇都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

〇大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの

〇医師

〇社会福祉士

〇社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

〇上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

4　児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第8項）

5　人数等

〇　全国の児童相談所に　３，４２６名（平成30年4月1日現在、任用予定含む）配置されている。

〇　児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定める。（児童福祉法第13条第2項）

※政令で定める基準：児童福祉司は、各児童相談所の管轄地域の人口4万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。（平成30年度までの間は経過措置を設ける。）

平成３０年度　児童福祉司の配置状況について

	児童福祉司の配置員数（29.4.1）A	児童福祉司の配置員数（予定含む）（30.4.1）B	対前年増減人員（B－A）
北海道	78	83	5
青森県	45	48	3
岩手県	32	37	5
宮城県	34	32	▲ 2
秋田県	26	26	0
山形県	23	26	3
福島県	46	46	0
茨城県	66	62	▲ 4
栃木県	38	39	1
群馬県	41	42	1
埼玉県	148	174	26
千葉県	128	144	16
東京都	244	266	22
神奈川県	86	98	12
新潟県	41	41	0
富山県	22	21	▲ 1
石川県	17	18	1
福井県	17	17	0
山梨県	21	23	2
長野県	46	51	5
岐阜県	46	51	5
静岡県	48	53	5
愛知県	131	135	4
三重県	40	42	2
滋賀県	38	40	2
京都府	39	38	▲ 1
大阪府	162	177	15
兵庫県	97	99	2
奈良県	27	31	4
和歌山県	30	30	0
鳥取県	21	19	▲ 2
島根県	23	25	2
岡山県	29	27	▲ 2
広島県	44	48	4
山口県	36	37	1

	児童福祉司の配置員数（29.4.1）A	児童福祉司の配置員数（予定含む）（30.4.1）B	対前年増減人員（B－A）
徳島県	23	24	1
香川県	23	25	2
愛媛県	34	34	0
高知県	32	31	▲ 1
福岡県	73	75	2
佐賀県	17	21	4
長崎県	29	29	0
熊本県	18	23	5
大分県	28	29	1
宮崎県	26	29	3
鹿児島県	34	37	3
沖縄県	47	49	2
札幌市	43	39	▲ 4
仙台市	23	23	0
さいたま市	37	36	▲ 1
千葉市	26	25	▲ 1
横浜市	102	109	7
川崎市	55	56	1
相模原市	23	26	3
新潟市	20	22	2
静岡市	17	17	0
浜松市	25	25	0
名古屋市	96	104	8
京都市	57	57	0
大阪市	82	92	10
堺市	34	39	5
神戸市	38	36	▲ 2
岡山市	21	22	1
広島市	27	27	0
北九州市	25	25	0
福岡市	33	36	3
熊本市	24	27	3
横須賀市	19	17	▲ 2
金沢市	14	14	0
合計	**3,235**	**3,426**	**191**

※　所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童福祉司の発令を受けている者を含む。

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童福祉司の任用資格取得過程

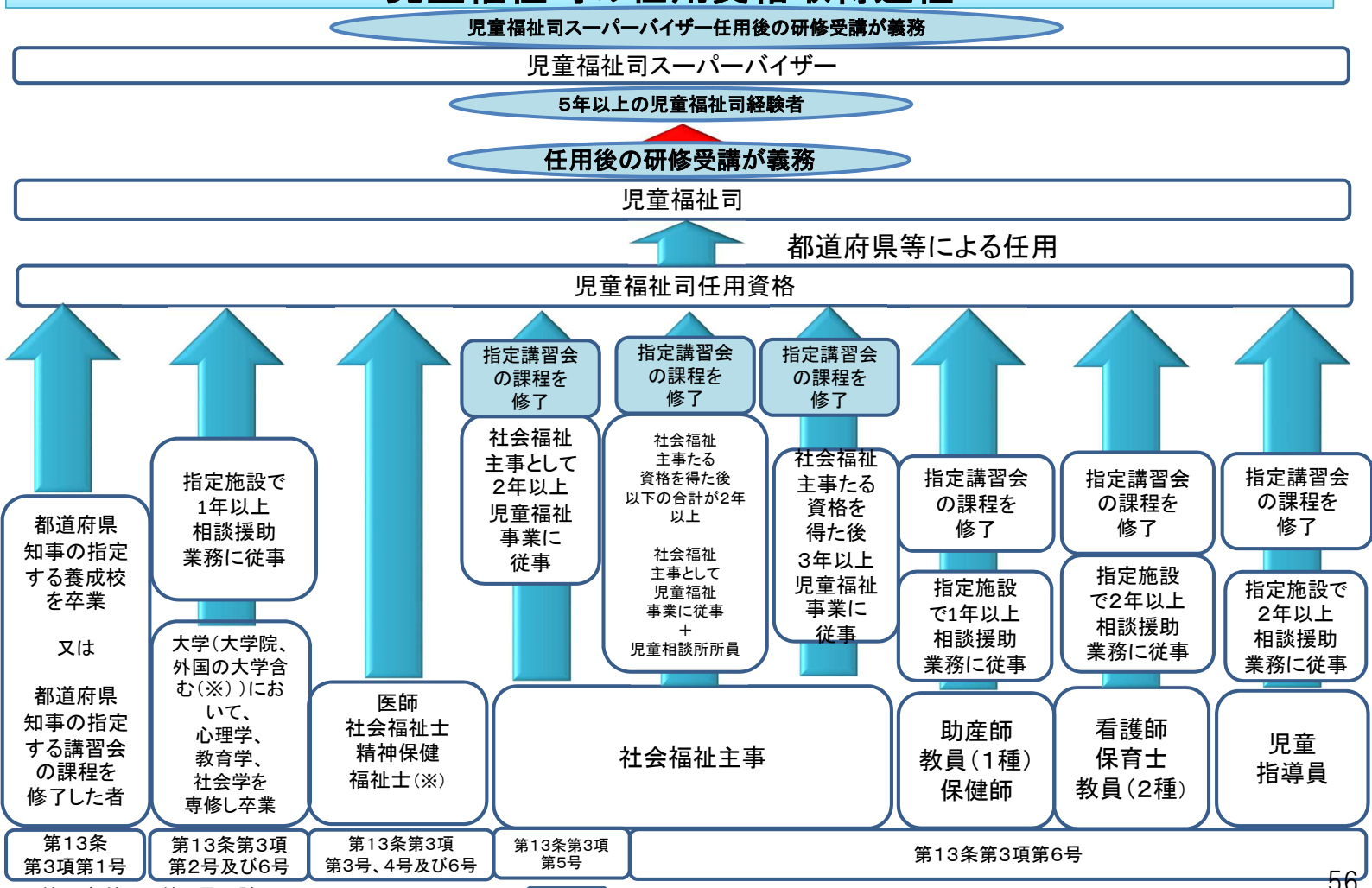

※第13条第3項第6号に該当。

※ が平成28年の児童福祉法改正により新たに義務化した研修等である。

児童福祉司任用資格に係る厚生労働省令で定める指定施設（法第13条第3項第2号）

児童福祉法第13条第3項第2号の規定により、大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したものは、児童福祉司任用資格の1つとなっている。
当該指定施設は次のとおりである。

（1） 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

1. 地域保健法の規定により設置される保健所
2. 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
3. 医療法に規定する病院及び診療所
4. 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
6. 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
7. 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
8. 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
9. 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
10. 老人福祉法 に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
11. 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
12. 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
14. 前述に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

（2） 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

1. 精神科病院
2. 市役所、区役所又は町村役場（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。）
3. 地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター
4. 児童福祉法 に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
5. 医療法に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
6. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
7. 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
8. 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
9. 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
10. 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
11. 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
12. 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
14. 前述に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

（3）上記（1）（2）に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

児童福祉法に規定する保育所並びに都道府県及び市町村（特別区含む。）（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）

児童福祉司の各任用区分の人数（都道府県等別）

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分						
	１号	２号	３号	４号	５号	６号	計
北海道	1	31		19	6	16	73
青森県		10		11	22		43
岩手県		16		15	2	4	37
宮城県	4	9		7		8	28
秋田県	2	3		12	4		21
山形県	1	20		3	2		26
福島県		22		18	5	1	46
茨城県	1	23		29		7	60
栃木県	10	10		1		5	26
群馬県	16	1		11	2	7	37
埼玉県		49		117		3	169
千葉県	12	54		31	2	45	144
東京都	10	98		79	3	76	266
神奈川県		90		8			98
新潟県		41					41
富山県	2	8		6		4	20
石川県	2	8		7		1	18
福井県		9		7		1	17
山梨県		2		9	3	5	19
長野県		11		34	2	4	51
岐阜県	2	23		19		2	46
静岡県	8	18		16	1	2	45
愛知県	7	38		63	9	1	118
三重県	16	8		7	9	2	42
滋賀県		18		14	3	2	37
京都府	4	7		11		13	35
大阪府	6	60		108	2	1	177
兵庫県	5	26		23	16	11	81
奈良県	5	15		5	2		27
和歌山県	3	5		17	2	3	30
鳥取県		10		3	6		19
島根県	2	10		8	2	1	23
岡山県		15		11		1	27
広島県	1	21		10	3	13	48
山口県		9			9	12	30

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分						
	１号	２号	３号	４号	５号	６号	計
徳島県		10		4	3	6	23
香川県		11		9	1		21
愛媛県	1	2		5	10	10	28
高知県	5	4		20		1	30
福岡県	17	8		28	12	10	75
佐賀県	9	1		8		2	20
長崎県		7		20	2		29
熊本県		1		8	14		23
大分県	1	5		9	4	7	26
宮崎県	3	10		8	4		25
鹿児島県	2			11	20		33
沖縄県	1	9		37	2		49
札幌市		16		17	1	2	36
仙台市	1	2		12	5	2	22
さいたま市	5	2		22	3	4	36
千葉市		7		14	4		25
横浜市	6	37		61	2	3	109
川崎市		2		49	3	2	56
相模原市		2		19	5		26
新潟市				14	5	3	22
静岡市	5					8	13
浜松市	7			14		3	24
名古屋市	28	25		37	5	9	104
京都市	2	9		4	15	19	49
大阪市	1	12		46	11	3	73
堺市		3		23	2	4	32
神戸市		21		12		2	35
岡山市	8			13			21
広島市	1	8		9	5		23
北九州市	19	4		2			25
福岡市	3	2		23		4	32
熊本市				15	5	4	24
横須賀市		5		8		4	17
金沢市		5		6	3		14
合　計	245	1028	0	1326	263	363	3225

児童福祉法 第１３条 第３項	内容
１号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
２号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において１年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
３号	医師
４号	社会福祉士
５号	社会福祉主事として、２年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
６号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

※平成30年4月1日時点の人数（所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く）

児童福祉司の各任用区分の人数（児童福祉法第13条第3項第6号に該当する者の区分）

児福法規則第６条	内容	人数
１号	学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの	6
２号	学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	22
３号	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	2
４号	社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第三号の二に規定する者を除く。）	5
５号	精神保健福祉士となる資格を有する者	41
６号	保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの	38
７号	助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	0
８号	看護師であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	2
９号	保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	100
１０号	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法 に規定する二種免許状を有する者にあつては二年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	26
１１号	社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者 イ　社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ロ　児童相談所の所員として勤務した期間	70
１２号	社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）	24
１３号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	27
計		363

※平成30年4月1日時点の人数（所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く）

児童福祉司の勤務年数割合の推移について（各年度4月1日時点）

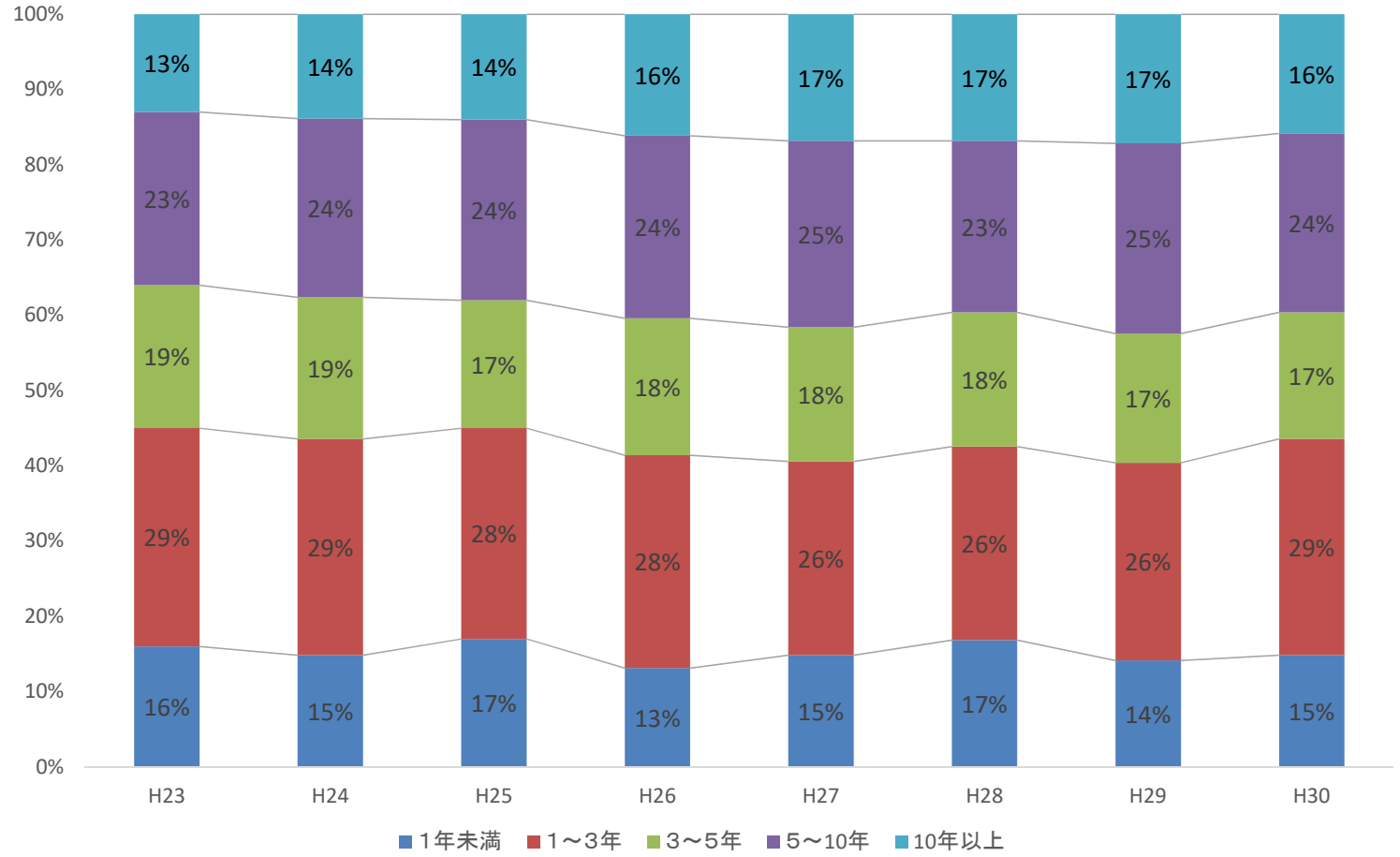

※ H23～H28は、所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く
※ H29 ・ H30は、所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

平成30年度　児童福祉司の採用区分構成割合（平成30年4月1日時点）

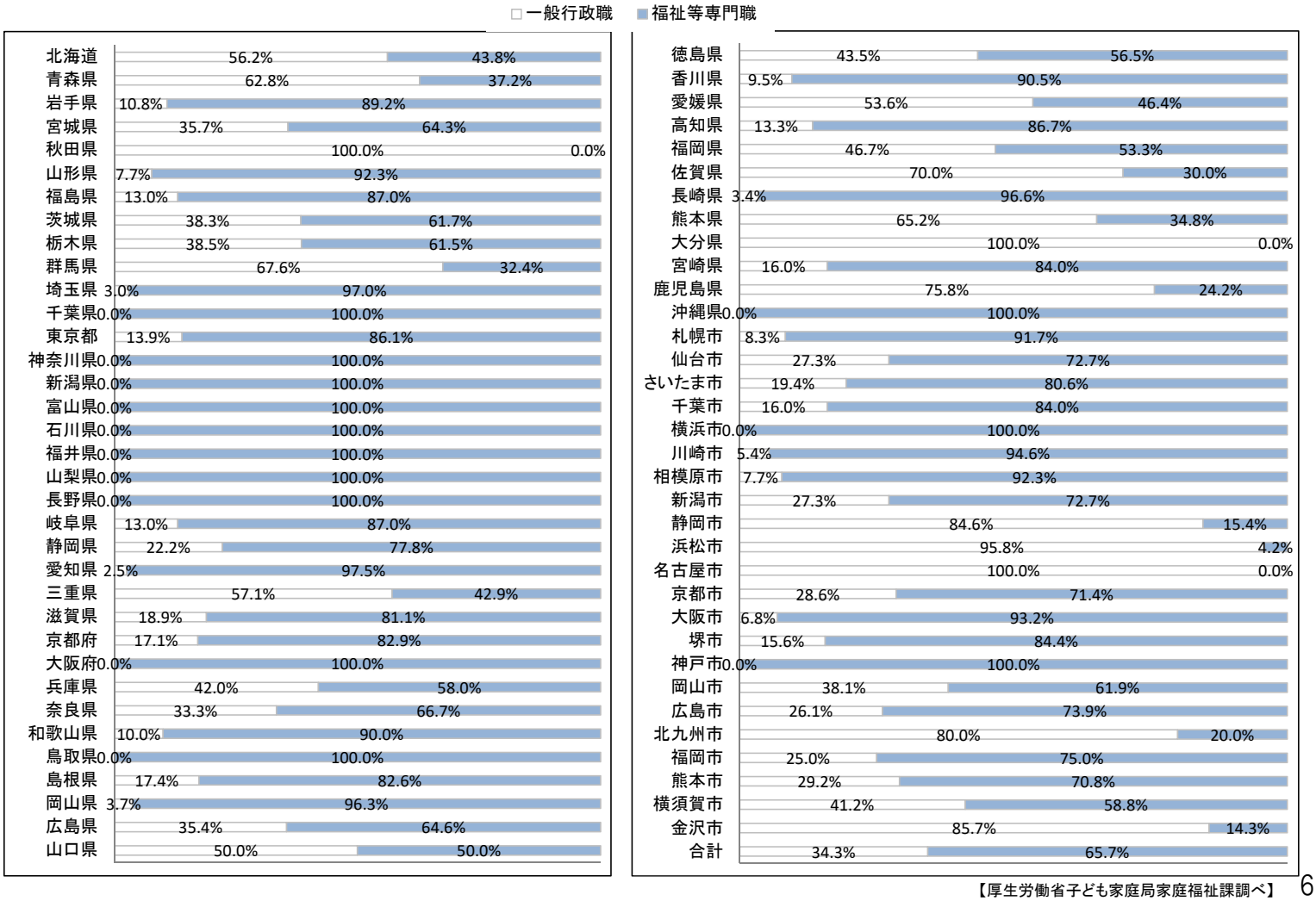

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

※下線は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）等による改正

1　スーパーバイザーの位置づけ

他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司

（児童福祉法第13条第5項）

2　スーパーバイザーの主な業務内容（児童相談所運営指針）

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

3　スーパーバイザーの要件

児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。（児童福祉法第13条第5項）

4　スーパーバイザー任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第8項）

※「児童福祉司」は、スーパーバイザーを含む

5　人数等

○　全国の児童相談所に666名（平成30年4月1日現在）配置されている。

○　指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、政令で定める基準※を参酌して都道府県が定める。（児童福祉法第13条第6項）

※　政令で定める基準：指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、児童福祉司（スーパーバイザー以外）5人につき1人以上であること【参酌基準】（児童福祉法施行令第3条第2項）

平成３０年度　指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置状況について

	スーパーバイザーの配置員数（29.4.1）A	スーパーバイザーの配置員数（30.4.1）B	対前年増減人員（B－A）
北海道	16	16	0
青森県	9	8	▲ 1
岩手県	4	4	0
宮城県	8	8	0
秋田県	4	3	▲ 1
山形県	3	4	1
福島県	6	5	▲ 1
茨城県	9	9	0
栃木県	9	8	▲ 1
群馬県	9	7	▲ 2
埼玉県	32	33	1
千葉県	18	28	10
東京都	51	52	1
神奈川県	10	11	1
新潟県	7	7	0
富山県	4	5	1
石川県	3	3	0
福井県	3	4	1
山梨県	4	4	0
長野県	10	12	2
岐阜県	8	8	0
静岡県	9	10	1
愛知県	22	26	4
三重県	7	7	0
滋賀県	11	10	▲ 1
京都府	4	6	2
大阪府	30	44	14
兵庫県	10	7	▲ 3
奈良県	6	6	0
和歌山県	6	7	1
鳥取県	6	8	2
島根県	6	6	0
岡山県	6	6	0
広島県	12	13	1
山口県	7	7	0

	スーパーバイザーの配置員数（29.4.1）A	スーパーバイザーの配置員数（30.4.1）B	対前年増減人員（B－A）
徳島県	4	4	0
香川県	5	4	▲ 1
愛媛県	5	5	0
高知県	10	10	0
福岡県	25	25	0
佐賀県	3	5	2
長崎県	8	8	0
熊本県	2	3	1
大分県	6	6	0
宮崎県	4	6	2
鹿児島県	3	4	1
沖縄県	11	13	2
札幌市	6	7	1
仙台市	4	4	0
さいたま市	5	5	0
千葉市	4	4	0
横浜市	20	27	7
川崎市	12	12	0
相模原市	8	8	0
新潟市	4	4	0
静岡市	4	2	▲ 2
浜松市	6	6	0
名古屋市	20	23	3
京都市	12	12	0
大阪市	17	18	1
堺市	7	8	1
神戸市	12	7	▲ 5
岡山市	4	4	0
広島市	4	4	0
北九州市	2	2	0
福岡市	5	7	2
熊本市	4	4	0
横須賀市	3	3	0
金沢市	0	0	0
合計	**618**	**666**	**48**

※スーパーバイザー数については、所長・次長等が兼務している場合を除く

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等について

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成２９年４月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ＷＧ（座長　山縣文治：関西大学教授）」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成29年厚生労働省告示第130号、同第131号、同第132号、同第134号で定め、詳細については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年３月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示したところである。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について ８２項目	知識、技術、態度について １５１項目	知識、技術、態度について ８７項目	知識、技術、態度について ２１９項目
時間数等	30時間（90分×20コマ） 講義を中心に演習と一体的に実施	30時間（90分×20コマ） 演習を中心に講義と一体的に実施	28.5時間（90分×19コマ） 演習１５コマ、講義４コマ	28.5時間（90分×19コマ） 講義１３コマ、演習６コマ
研修期間	５日間程度 （修業期間は概ね１月以内）	５日間程度 （修業期間は概ね６月以内）	ＯＪＴをはさんで前期３日程度、後期３日程度 （修業期間は概ね６月以内）	５日間程度、 または３日程度を２回 （修業期間は概ね６月以内）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の修了	振り返り（レポート作成等）、修了証の交付、修了の記録（修了者名簿等による管理）			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科　目	コマ数	番号	科　目	コマ数	番号	科　目	コマ数	番号	科　目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本（講義）	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本（演習）	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 ２０コマ【３０時間】			合計 ２０コマ【３０時間】			合計 １９コマ【２８．５時間】			合計 １９コマ【２８．５時間】		

※ １コマ＝９０分　※　科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

平成２９年度児童福祉司スーパーバイザー研修の到達度チェックについて

到達目標を項目化し、参加者が研修の事前・事後で自己評価（５段階評価）した結果
（５：できる　←　３：どちらともいえない　→　１：できない）

		子どもの虹情報研修センター			公益財団法人 ＳＢＩ子ども希望財団		
		前期平均	後期平均	増減	前期平均	後期平均	増減
Ⅰ	知識	2.72	3.53	0.81	2.87	3.65	0.78
	法制度に関する知識	3.08	3.87	0.78	3.15	3.87	0.72
	子ども虐待に関する知識	2.95	3.65	0.70	2.85	3.57	0.72
	アセスメントと支援方針に関する知識	2.89	3.63	0.74	2.91	3.61	0.70
	スーパーバイズ（の方法）に関する知識	2.87	3.78	0.91	2.88	3.70	0.82
	子どもの権利に関する知識	1.82	2.72	0.91	1.95	3.18	1.23
Ⅱ	技術-1	3.29	3.82	0.53	3.20	3.71	0.51
	ソーシャルワークの基本プロセスの指導	3.09	3.67	0.59	3.12	3.65	0.53
	機関連携の指導	3.19	3.68	0.49	3.11	3.59	0.48
	子ども虐待のアセスメントの指導	3.46	3.98	0.52	3.30	3.85	0.55
	ケースマネージメントの指導	3.43	3.96	0.53	3.34	3.85	0.51
Ⅲ	技術-2	2.58	3.33	0.75	2.73	3.43	0.70
	組織マネージメントの技術	2.99	3.58	0.58	2.92	3.52	0.60
	スーパーバイズの技術	2.73	3.56	0.83	2.66	3.51	0.85
	スーパーバイズの効果判定	2.00	2.86	0.85	1.95	2.83	0.88
Ⅳ	態度	3.87	4.17	0.30	3.70	4.23	0.53

児童心理司の概要

※下線は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正

1　児童心理司の位置づけ

児童相談所の所員の中には、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）が含まれなければならない。（児童福祉法第１２条の３）

2　児童心理司の主な業務内容 （児童相談所運営指針）

（1） 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断※を行うこと

※面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う診断

（2） 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

3　児童心理司の要件（児童福祉法第１２条の３）

○医師若しくはこれに準ずる資格を有する者又は大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくはこれに準ずる資格を有する者※

※これに準ずる資格を有する者には以下の者が含まれる
- 公認心理師
- 学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102 条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

4　人　数

全国の児童相談所に　1，447名（平成30年4月1日現在）配置されている。

平成３０年度　児童心理司の配置状況について

	児童心理司の配置員数（29.4.1）A	児童心理司の配置員数（30.4.1）B	対前年増減人員（B－A）
北海道	43	44	1
青森県	19	20	1
岩手県	14	17	3
宮城県	25	24	▲ 1
秋田県	14	13	▲ 1
山形県	11	10	▲ 1
福島県	17	20	3
茨城県	25	31	6
栃木県	15	15	0
群馬県	25	26	1
埼玉県	40	49	9
千葉県	65	90	25
東京都	107	116	9
神奈川県	33	33	0
新潟県	10	10	0
富山県	11	12	1
石川県	16	16	0
福井県	9	9	0
山梨県	9	9	0
長野県	20	19	▲ 1
岐阜県	16	21	5
静岡県	23	23	0
愛知県	41	50	9
三重県	21	22	1
滋賀県	19	17	▲ 2
京都府	24	24	0
大阪府	47	47	0
兵庫県	47	47	0
奈良県	10	11	1
和歌山県	13	13	0
鳥取県	10	10	0
島根県	15	21	6
岡山県	19	20	1
広島県	18	17	▲ 1
山口県	18	19	1

	児童心理司の配置員数（29.4.1）A	児童心理司の配置員数（30.4.1）B	対前年増減人員（B－A）
徳島県	10	10	0
香川県	11	11	0
愛媛県	11	15	4
高知県	13	13	0
福岡県	25	26	1
佐賀県	9	12	3
長崎県	14	13	▲ 1
熊本県	13	12	▲ 1
大分県	18	16	▲ 2
宮崎県	11	12	1
鹿児島県	14	16	2
沖縄県	13	13	0
札幌市	18	18	0
仙台市	18	18	0
さいたま市	11	14	3
千葉市	18	17	▲ 1
横浜市	26	26	0
川崎市	24	29	5
相模原市	16	13	▲ 3
新潟市	7	9	2
静岡市	12	8	▲ 4
浜松市	12	13	1
名古屋市	24	25	1
京都市	18	18	0
大阪市	28	31	3
堺市	9	8	▲ 1
神戸市	13	13	0
岡山市	11	11	0
広島市	10	12	2
北九州市	7	7	0
福岡市	19	19	0
熊本市	11	12	1
横須賀市	7	7	0
金沢市	5	5	0
合計	**1,355**	**1,447**	**92**

※　所長・次長・スーパーバイザーであって児童心理司の発令を受けている者を含む。

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童心理司の勤務年数割合の推移について（各年度4月1日時点）

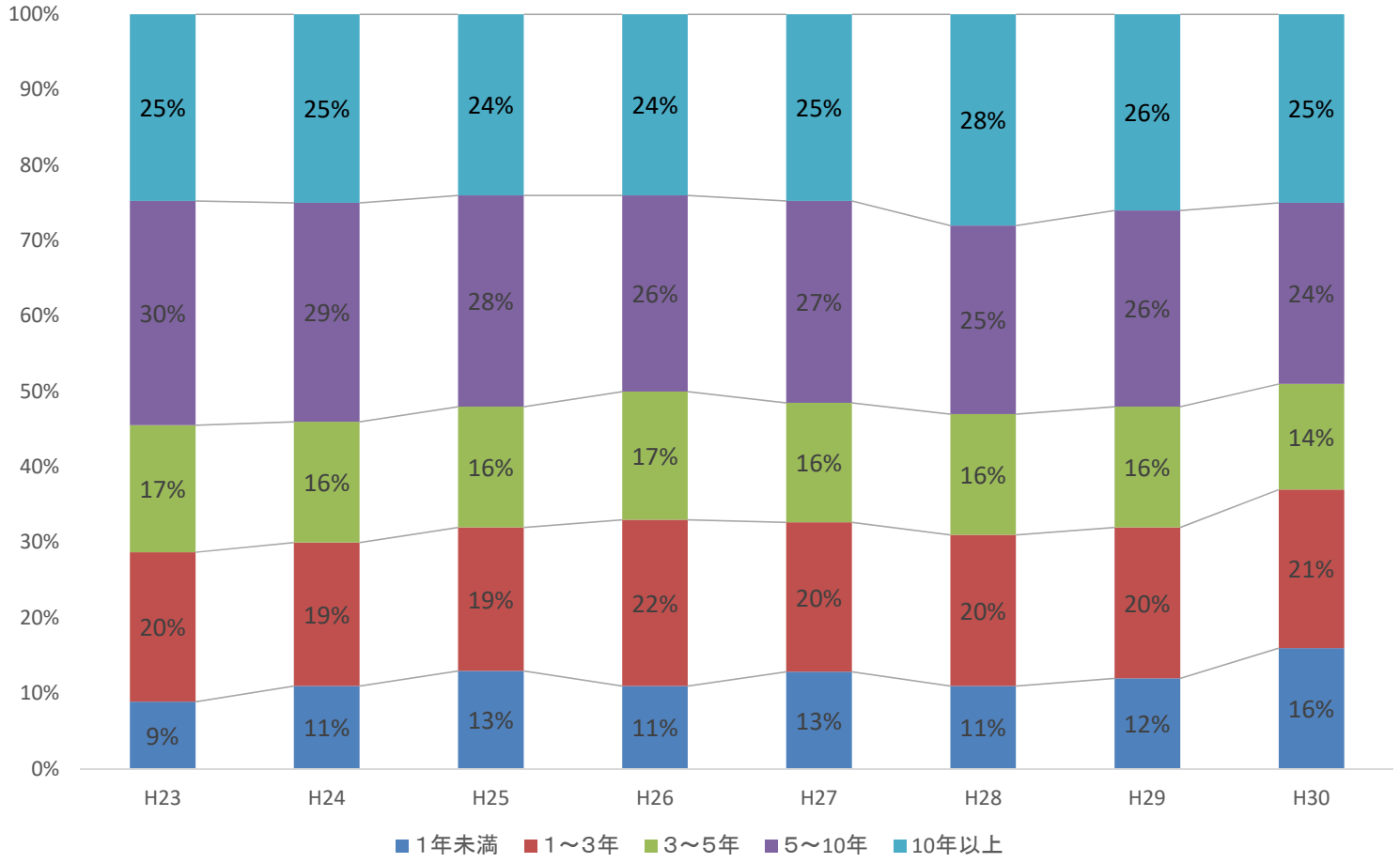

※ 所長・次長・スーパーバイザーであって児童心理司の発令を受けている者を含み、非常勤職員を除く

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

平成３０年度　医師又は保健師の配置状況について

	医師の配置員数		対前年増減人員	保健師の配置員数		対前年増減人員
	(29.4.1)A	(30.4.1)B	(B－A)	(29.4.1)A	(30.4.1)B	(B－A)
北海道	29	28	▲ 1	0	0	0
青森県	6	6	0	0	0	0
岩手県	7	6	▲ 1	0	0	0
宮城県	0	6	6	3	2	▲ 1
秋田県	4	4	0	1	2	1
山形県	9	9	0	1	1	0
福島県	15	13	▲ 2	0	0	0
茨城県	14	13	▲ 1	3	3	0
栃木県	10	13	3	0	0	0
群馬県	15	10	▲ 5	3	3	0
埼玉県	9	13	4	9	0	▲ 9
千葉県	36	33	▲ 3	0	0	0
東京都	67	74	7	11	8	▲ 3
神奈川県	9	9	0	5	5	0
新潟県	16	15	▲ 1	0	0	0
富山県	13	12	▲ 1	0	0	0
石川県	12	15	3	3	3	0
福井県	4	6	2	0	0	0
山梨県	7	7	0	2	2	0
長野県	11	12	1	3	3	0
岐阜県	10	10	0	0	0	0
静岡県	6	6	0	4	4	0
愛知県	18	18	0	3	6	3
三重県	2	2	0	5	9	4
滋賀県	10	10	0	4	5	1
京都府	8	8	0	0	0	0
大阪府	27	24	▲ 3	2	2	0
兵庫県	14	14	0	0	0	0
奈良県	7	7	0	1	1	0
和歌山県	5	5	0	0	0	0
鳥取県	2	4	2	3	3	0
島根県	15	14	▲ 1	2	4	2
岡山県	20	18	▲ 2	4	4	0
広島県	12	13	1	0	0	0
山口県	11	12	1	1	1	0

	医師の配置員数		対前年増減人員	保健師の配置員数		対前年増減人員
	(29.4.1)A	(30.4.1)B	(B－A)	(29.4.1)A	(30.4.1)B	(B－A)
徳島県	8	8	0	0	0	0
香川県	2	2	0	2	2	0
愛媛県	6	6	0	0	1	1
高知県	5	12	7	1	1	0
福岡県	12	11	▲ 1	2	3	1
佐賀県	4	4	0	1	2	1
長崎県	5	5	0	2	2	0
熊本県	17	14	▲ 3	2	2	0
大分県	6	6	0	4	4	0
宮崎県	7	7	0	4	5	1
鹿児島県	1	11	10	1	1	0
沖縄県	8	7	▲ 1	0	0	0
札幌市	7	8	1	4	3	▲ 1
仙台市	4	5	1	2	2	0
さいたま市	6	5	▲ 1	1	1	0
千葉市	14	14	0	1	1	0
横浜市	4	4	0	16	17	1
川崎市	9	6	▲ 3	3	3	0
相模原市	5	5	0	2	2	0
新潟市	4	2	▲ 2	1	1	0
静岡市	0	0	0	1	1	0
浜松市	0	0	0	1	2	1
名古屋市	0	0	0	2	2	0
京都市	4	4	0	0	0	0
大阪市	6	10	4	3	3	0
堺市	5	6	1	1	1	0
神戸市	3	2	▲ 1	1	1	0
岡山市	8	7	▲ 1	1	1	0
広島市	2	2	0	1	1	0
北九州市	2	2	0	0	0	0
福岡市	3	3	0	3	3	0
熊本市	1	8	7	1	0	▲ 1
横須賀市	2	3	1	0	0	0
金沢市	0	0	0	1	1	0
合計	**630**	**658**	**28**	**138**	**140**	**2**

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

平成３０年度　医師の配置状況について（平成30年４月１日時点）

自治体名	医師の配置員数（H30.4.1現在）	常勤職員数	非常勤職員数
北海道	28	0	28
青森県	6	2	4
岩手県	6	0	6
宮城県	6	6	0
秋田県	4	0	4
山形県	9	0	9
福島県	13	0	13
茨城県	13	1	12
栃木県	13	0	13
群馬県	10	0	10
埼玉県	13	1	12
千葉県	33	0	33
東京都	74	6	68
神奈川県	9	0	9
新潟県	15	0	15
富山県	12	2	10
石川県	15	0	15
福井県	6	0	6
山梨県	7	0	7
長野県	12	0	12
岐阜県	10	0	10
静岡県	6	0	6
愛知県	18	1	17
三重県	2	1	1
滋賀県	10	0	10
京都府	8	0	8
大阪府	24	2	22
兵庫県	14	0	14
奈良県	7	0	7
和歌山県	5	1	4
鳥取県	4	0	4
島根県	14	0	14
岡山県	18	0	18
広島県	13	1	12
山口県	12	0	12

自治体名	医師の配置員数（H30.4.1現在）	常勤職員数	非常勤職員数
徳島県	8	0	8
香川県	2	0	2
愛媛県	6	0	6
高知県	12	4	8
福岡県	11	0	11
佐賀県	4	0	4
長崎県	5	0	5
熊本県	14	0	14
大分県	6	0	6
宮崎県	7	0	7
鹿児島県	11	1	10
沖縄県	7	0	7
札幌市	8	4	4
仙台市	5	0	5
さいたま市	5	0	5
千葉市	14	0	14
横浜市	4	4	0
川崎市	6	0	6
相模原市	5	0	5
新潟市	2	0	2
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	0	0
京都市	4	4	0
大阪市	10	4	6
堺市	6	0	6
神戸市	2	1	1
岡山市	7	1	6
広島市	2	2	0
北九州市	2	0	2
福岡市	3	1	2
熊本市	8	0	8
横須賀市	3	0	3
金沢市	0	0	0
合計	**658**	**50**	**608**

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童相談所における弁護士の活用状況等（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ）

平成30年4月1日現在における弁護士の活用状況

児童相談所数	常勤職員 ※2（配置割合（÷児童相談所数））箇所数	常勤職員 ※2（配置割合（÷児童相談所数））人数	非常勤職員（配置割合（÷児童相談所数））箇所数	非常勤職員（配置割合（÷児童相談所数））人数	弁護士事務所との契約等箇所数（配置割合（÷児童相談所数））
211 箇所 ※1	7 箇所 (3.3%)	9 人	85 箇所 (40.3%)	136人	119 箇所 (56.4%)

（※1） 名古屋市については、5月に児童相談所を1箇所増設したため、5月より 211 箇所
（※2） 常勤弁護士を配置している自治体は、和歌山県（1箇所、1人）、福岡県（1箇所、1人）、新潟市（1箇所、3人（本庁と兼任））、名古屋市（3箇所（5月以降）、3人）、福岡市（1箇所、1人）

＜参考＞これまでの配置状況

調査時点	児童相談所数	常勤職員（配置割合（÷児童相談所数））箇所数	常勤職員（配置割合（÷児童相談所数））人数	非常勤職員（配置割合（÷児童相談所数））箇所数	非常勤職員（配置割合（÷児童相談所数））人数	弁護士事務所との契約等箇所数（配置割合（÷児童相談所数））
平成29年4月1日	210 箇所	6 箇所 (2.9%)	6 人	82 箇所 (39.0%)	105人	122 箇所 (58.1%)
平成28年4月1日	209 箇所	4 箇所 (1.9%)	4 人	31 箇所 (14.8%)	47人	174 箇所 (83.3%)

児童相談所長の資格区分の人数（都道府県等別）

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分					
	１号	２号	３号	４号	５号	計
北海道	1	1	3	3		8
青森県				2	4	6
岩手県		1		1	1	3
宮城県			1	1	1	3
秋田県				2	1	3
山形県				2		2
福島県		2		1	1	4
茨城県	1		1	1		3
栃木県				3		3
群馬県			1	2		3
埼玉県			1	3	2	6
千葉県		4		2		6
東京都	1		6	2	2	11
神奈川県				5		5
新潟県		3	1	1		5
富山県		2				2
石川県		1		1		2
福井県		2				2
山梨県				2		2
長野県		3	1	1		5
岐阜県		2	2	1		5
静岡県			2	3		5
愛知県	1	3	1	4	1	10
三重県		1		4		5
滋賀県			1	2		3
京都府				1	2	3
大阪府		2	2	2		6
兵庫県		1		1	3	5
奈良県			2			2
和歌山県					2	2
鳥取県			2	1		3
島根県		2		1	1	4
岡山県		1		2		3
広島県			1	2		3
山口県				6		6

※平成30年４月１日時点の人数

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分					
	１号	２号	３号	４号	５号	計
徳島県			1		2	3
香川県			1	1		2
愛媛県				2	1	3
高知県				1	1	2
福岡県				6		6
佐賀県				1		1
長崎県		2				2
熊本県			2			2
大分県				2		2
宮崎県		1		1	1	3
鹿児島県				3		3
沖縄県		1		1		2
札幌市				1		1
仙台市				1		1
さいたま市	1					1
千葉市				1		1
横浜市			1	3		4
川崎市				3		3
相模原市				1		1
新潟市				1		1
静岡市				1		1
浜松市				1		1
名古屋市				2		2
京都市				2		2
大阪市		1	1			2
堺市		1				1
神戸市					1	1
岡山市					1	1
広島市				1		1
北九州市					1	1
福岡市	1					1
熊本市					1	1
横須賀市				1		1
金沢市			1			1
合　計	6	37	35	102	30	210

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童福祉法第12条の３第２項	内容
１号	医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
２号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
３号	社会福祉士
４号	児童福祉司として2年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後2年以上所員として勤務した者
５号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定める者

児童相談所長の各資格区分の人数（児童福祉法第12条の3第2項第5号に該当する者の区分）

児福法規則第２条		内容	人数
１号		学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者	0
２号		学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	0
３号		外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	0
４号		社会福祉士となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第三号に規定する者を除く。)	2
５号		精神保健福祉士となる資格を有する者	0
６号		児童福祉司たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者	14
	イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	4
	ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	3
	ハ	児童福祉司として勤務した期間	2
	ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長として勤務した期間	3
	ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	2
	ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。）の役員として勤務した期間	0
７号		社会福祉主事たる資格を得た後の前号イからヘまでに掲げる期間の合計が四年以上である者	14
	イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	9
	ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	1
	ハ	児童福祉司として勤務した期間	0
	ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長として勤務した期間	2
	ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	1
	ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。）の役員として勤務した期間	1
計			30

※平成30年４月１日時点の人数

児童相談所強化プラン（概要）

（平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定）

1. 目的

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定）に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。（平成28年度から31年度まで）

2. 内容

①専門職の増員等

- ○ 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- ○ 児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- ○ 弁護士の配置を積極的に推進。

②資質の向上

- ○ 児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。
- ○ 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

③関係機関との連携強化等

- ○ アセスメントツール（共通基準）を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- ○ 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。
- ○ 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

3. 専門職の増員目標

	平成27年度実績（2015年度）	（強化プラン期間4年間）		平成31年度目標（2019年度）
児童福祉司	2，930人	＜平成30年度実績（2018年度）＞ 3，426人（H27'比＋496人）※平成30年度中に任用予定の者を含む。	→	3，480人 ＋550人程度（H27'比＋19%）
スーパーバイザー	470人	666人（H27'比＋196人）	→	580人 ＋110人程度（H27'比＋23%）
児童心理司	1，290人	1，447人（H27'比＋157人）	→	1，740人 ＋450人程度（H27'比＋35%）
保健師	90人	140人（H27'比＋50人）	→	210人 ＋120人程度（H27'比＋133%）※保健師については、平成29年度を目標とする。
合計	4，310人	＋1，120人程度（H27'比　＋26%）＜平成30年度実績（2018年度）＞ 5，013人（H27'比＋703人）	→	5，430人

※児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部（450人程度）を専門職に振り替える（全体で670人程度の純増）。

児童福祉司の配置標準の見直しについて

○　児童相談所における児童福祉司の配置標準は、児童福祉法施行令に規定。今般の児童福祉法の改正（第13条第２項）等を踏まえ、これを改正し、平成28年８月に公布。

○　平成28年10月からは、以下を予定。

①各児童相談所の管轄地域の人口４万人に１人以上を配置することを基本とする。

②全国平均より虐待相談対応の発生件数が多い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。

※平成27年度の全国の児童相談所における児童福祉司の配置実態を踏まえ、①の人口要件について経過措置を設ける。

現行　児童福祉司の担当区域の標準　＝　人口　おおむね４～７万人

改正後　児童福祉司の配置数の標準　＝　①　＋　②　以上

※交通事情等を考慮

①　児童相談所の管轄地域の人口／４万人　（端数は切り上げ）

＋

②（各児童相談所の虐待相談対応件数　－　各児童相談所管轄地域の人口　×　全国の虐待相談対応件数／全国の人口）÷４０　（端数は切り上げ）

全国の人口１人当たりの虐待相談対応発生件数≒１／１０００件

※　各年度における配置標準は、人口は直近の国勢調査の数値を、虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。

※　各児童相談所の虐待相談対応発生件数が、全国平均の虐待相談対応発生件数よりも多い場合のみ、①に②を加えて得た数を標準とする。

※　②の「４０」は、平均的な児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数（年間約４０ケース（雇用均等・児童家庭局総務課調べ））を踏まえたもの。

児童福祉司の配置標準の経過措置について

児童福祉司の配置標準については、平成28年10月から
①各児童相談所の管轄地域の人口４万人に１人以上を配置することを基本とする。
②全国平均より虐待相談対応の発生件数が高い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。
こととなるが、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市の現在の児童福祉司の配置状況を勘案し、以下のとおり①の人口要件について経過措置を設けることとする。

平成28年度 10月～	平成29年度 ４月～	平成30年度	平成31年度 ４月～
人口６万人に 1人以上を配置 することを基本 とする。 ＋ ②	**人口５万人**に1人以上を配置することを基本とする。 ＋ ②		**人口４万人**に 1人以上を配置 することを基本 とする。 ＋ ②

経過措置

スーパーバイザー、児童心理司、保健師、弁護士の配置標準等について

○　今般の児童福祉法改正により、平成28年10月以降、児童相談所に、①スーパーバイザー（他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司）、②児童心理司、③医師又は保健師、④弁護士を配置するとされたことに伴い、職種ごとの配置に係る基準等を児童福祉法施行令等に定めた。

①スーパーバイザー（改正児童福祉法第13条第５項第６項）

端数は
四捨五入

○　児童福祉司（スーパーバイザー以外）５人につき１人のスーパーバイザーを配置することとする。（参酌基準。児童福祉法施行令（平成28年８月公布）に規定。）

②児童心理司（改正児童福祉法第12条の３第６項第１号）

端数は
四捨五入

○　児童福祉司２人につき１人以上の児童心理司を配置することとする。（児童相談所運営指針を改訂し、９月に通知。）

③医師又は保健師（改正児童福祉法第12条の３第６項第２号）

○　医師又は保健師を１人以上配置することとする。（児童相談所運営指針を改訂し、９月に通知。）

④弁護士（改正児童福祉法第12条第３項）

○　弁護士を配置の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。（児童相談所運営指針を改訂し、９月に通知。）

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）骨子

（児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）のポイント（別紙））

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

※　「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

Ⅰ　児童相談所の体制強化

１　児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約２千人程度の増員を図る。

※　現行プラン（2016年度～2019年度）：550人程度の増
※　2017年度配置実績：3,253人

（１）業務量に応じた配置の見直し

○　児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。

○　児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、児童虐待相談４０ケース相当の業務量となるように設定。

児童福祉司は虐待相談以外の相談ケースも担当しているため、１人当たり虐待相談約５０ケース相当の業務量となっている

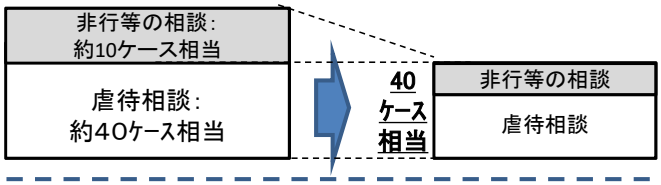

児童福祉司１人当たりの業務量を虐待相談以外の相談も含め、虐待相談約４０ケース相当の業務量となるよう見直し

○　上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。

（２）地域における相談体制強化のための増員

○　里親養育支援のための児童福祉司、市町村支援のための児童福祉司をそれぞれ配置する。

２　児童心理司、保健師、弁護士について

・児童心理司：上記児童福祉司の増員に合わせた配置
・保健師：各児童相談所一人を配置
・弁護士：児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような体制強化

３　一時保護所　　一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

Ⅱ　市町村の体制強化

１　子ども家庭総合支援拠点の強化

○　市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

２　要保護児童対策地域協議会の強化

○　要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

参考

（児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）のポイント）

（現行）「児童相談所強化プラン」→（新）「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」骨子見直しポイント
＜ 児童福祉司の増員について ＞

① 児童福祉司一人当たり業務量に応じた、人口当たり配置標準の見直し

児童虐待相談件数＋非行等の相談件数が虐待相談50ケース相当となっている → **虐待相談件数＋非行等の相談件数**が虐待相談**40ケース相当**となるよう設定

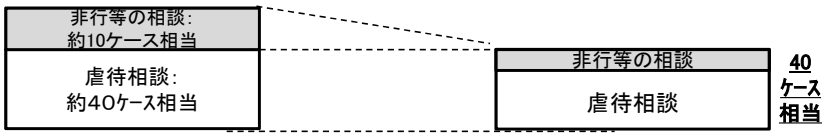

② 地域の相談体制の強化のため、児童福祉司の追加配置

里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司を追加配置。

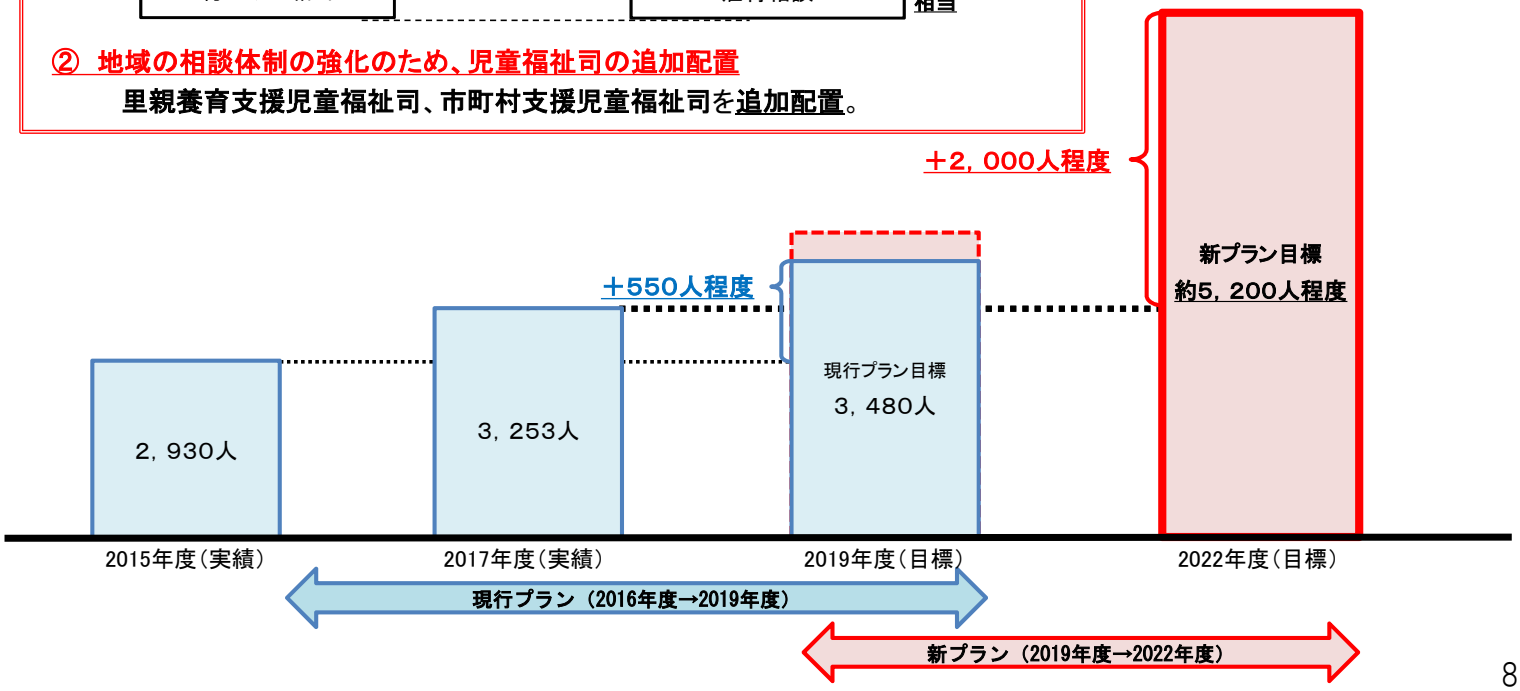

都道府県等別 児童相談所における警察官、教員等の配置状況

○ 全国の児童相談所に、警察官35名、警察官OB170名、教員131名、教員OB151名が配置。（平成30年4月1日現在）

都道府県 指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	22	0	25	0	22
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
宮城県	0	0	2	0	0	0	3	0	1	0	4	0	1	0	9	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	6	0	0	0	0	0	1	3	0	2	1	3	6	2
栃木県	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	3
群馬県	0	0	0	0	0	0	2	0	1	4	0	0	1	4	2	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	0	8	1	14	0	8
千葉県	0	0	3	0	0	0	5	0	1	2	0	0	1	2	8	0
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	3	23	0	9	3	23	0	9
神奈川県	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	6	1	0	1	6
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	16	0	1	0	16
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2
石川県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	2	2
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	3
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
岐阜県	0	0	9	0	0	0	0	0	0	5	0	3	0	5	9	3
静岡県	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	4	4	2
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4	0	3	0	4
三重県	0	0	5	0	0	0	2	0	1	1	0	0	1	1	7	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	1	4	0	16	1	4
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
和歌山県	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	3	2	1	2	3
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	2	2	1

都道府県 指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
山口県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	8	0	0
徳島県	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	1	5	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	0	1
愛媛県	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	4	1
高知県	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3	0	2	0	3	3	2
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	2	0	0	4
佐賀県	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	3	2
長崎県	0	0	2	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	2	3	0
熊本県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	0
大分県	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	4	0
宮崎県	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	1	0	5
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4	1	1	1	4
仙台市	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	5	0
さいたま市	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	2	0
千葉市	0	0	1	0	0	0	5	0	0	1	1	0	0	1	7	0
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	1	0	4
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	2
静岡市	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	3	2
浜松市	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	2	1
名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	3	0	3	3
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	2	2	0	4	2
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	4	0	7	0	4
堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	5	0	7	1	5
神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	2
岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	3
広島市	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	1	3	0
北九州市	0	0	5	0	0	0	1	0	0	4	3	7	0	4	9	7
福岡市	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	1	4	0
熊本市	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
合計	1	0	67	3	0	2	30	0	34	168	34	148	35	170	131	151

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

社会福祉士の資格の概要

1　資格取得方法

３つのルートのいずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要

① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」

② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で６月以上修学する「短期養成施設ルート」

③ 一般大学等を卒業又は４年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で１年以上修学する「一般養成施設ルート」

2　国家試験の概要

○ 形態：年１回の筆記試験（2月上旬に実施）

○ 試験の実施状況（平成29年度実施の第30回試験結果）

受験者数43,937人、合格者数13,288人（合格率30.2%：新卒55.2%、既卒17.4%）

○ 筆記試験の科目（１９科目）

①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、 ⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更生保護制度

※⑥、⑦がソーシャルワークに該当。なお、精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目（①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、⑯、⑱の11科目）の試験が免除される。

3　資格者の登録状況

225,103人（平成30年4月末現在）

4　社会福祉士養成施設等の状況

○ 学校、養成施設数（H30年4月1日時点）

福祉系大学等：257校 324課程　定員22,890人

社会福祉士指定養成施設：68校95課程　定員14,068

精神保健福祉士制度について

精神保健福祉士とは

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者を言う。

精神保健福祉士試験の受験・合格状況、登録状況

資格者の登録状況

80，891人（平成30年3月末現在）

	第1回（10年度）	第2回（11年度）	第3回（12年度）	第4回（13年度）	第5回（14年度）	第6回（15年度）	第7回（16年度）	第8回（17年度）	第9回（18年度）	第10回（19年度）	第11回（20年度）	第12回（21年度）	第13回（22年度）	第14回（23年度）	第15回（24年度）	第16回（25年度）	第17回（26年度）	第18回（27年度）	第19回（28年度）	第20回（29年度）	合 計
受験者数（人）	4,866	3,535	4,282	5,480	9,039	5,831	6,711	7,289	7,434	7,375	7,186	7,085	7,233	7,770	7,144	7,119	7,183	7,173	7,174	6,992	133,901
合格者数（人）	4,338	2,586	2,704	3,415	5,799	3,589	4,111	4,470	4,482	4,456	4,434	4,488	4,219	4,865	4,062	4,149	4,402	4,417	4,446	4,399	83,831
合格率（%）	89.1	73.2	63.1	62.3	64.2	61.6	61.3	61.3	60.3	60.4	61.7	63.3	58.3	62.6	56.9	58.3	61.3	61.6	62.0	62.9	—
登録者数（人）	—	4,169	2,486	2,677	3,334	5,655	3,590	4,039	4,376	4,442	4,363	6,871	3,543	5,850	3,387	4,114	5,017	3,479	4,831	4,696	—

児童相談所の設置に向けた検討状況（平成30年6月時点）

1 中核市（対象：52市）

・「設置する方向」（2ヶ所）　：明石市、奈良市

・「設置の方向で検討中」（2ヶ所）　：船橋市、豊橋市

・「設置の有無を含めて検討中」（19ヶ所）：旭川市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、高崎市、川越市、柏市、豊中市、枚方市、姫路市、和歌山市、呉市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、鹿児島市

2 特別区（対象：23区）

・「設置する方向」（15ヶ所）　：千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区

・「設置の方向で検討中」（7ヶ所）　：中央区、台東区、品川区、渋谷区、杉並区、北区、足立区

※　中核市は54市あるが、横須賀市、金沢市は児童相談所設置済みのため、調査の対象外としている。
※　上記に記載のない市区については、調査時点において未検討である。

中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

現　状

・平成28年改正児童福祉法附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

対応方針

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、平成30年度予算において、以下の費用への補助を行う。

財政面における支援

◆人材確保・育成支援

①市区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置

②市区における研修専任コーディネーターの配置

③市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置

④都道府県等職員（ＳＶ等）を市区へ派遣した場合の代替職員（都道府県等）の配置（都道府県等に対する補助）　**《平成30年度予算新規》**

◆施設整備への支援（一時保護所）

①一時保護所の創設

②個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について①に加算　**《平成30年度予算新規》**

制度・運用面における支援

◆人材確保・育成支援

①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施

②児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成

③児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加

◆手続き面の整理

①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成

②児童相談所設置市の政令指定の仕組みの提示

一時保護の状況

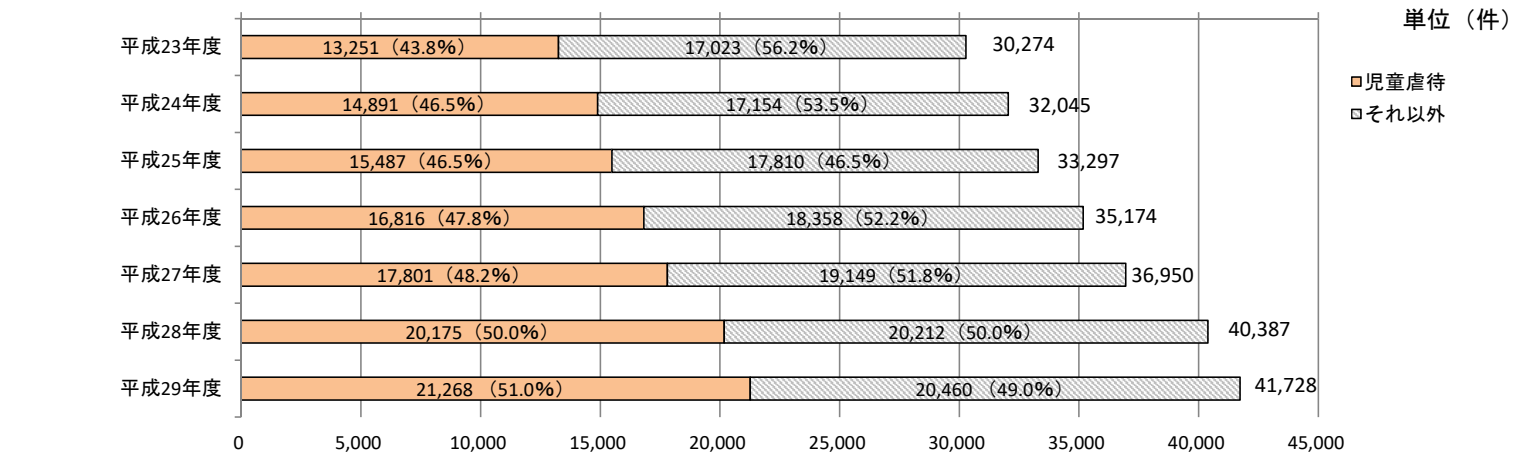

一時保護所への一時保護

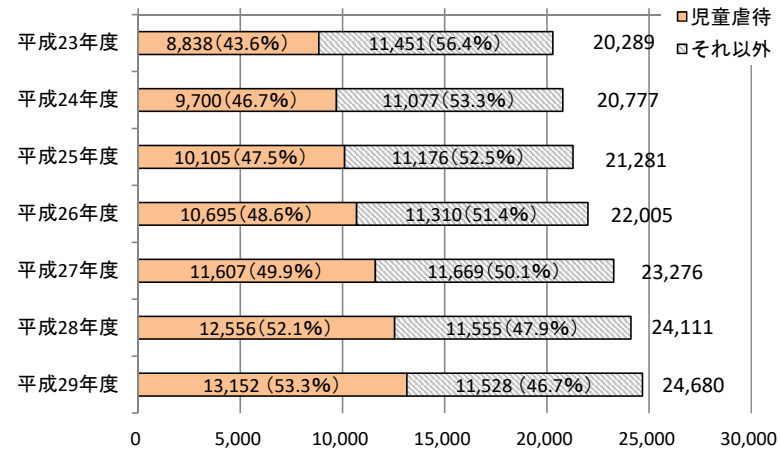

児童福祉施設等への一時保護委託

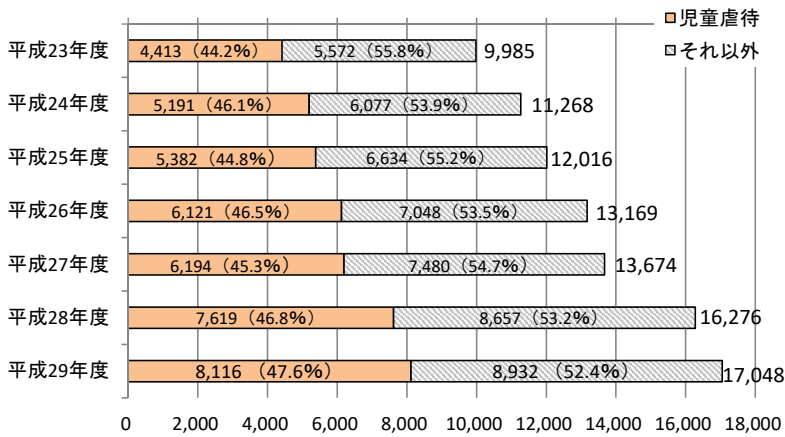

【出典】福祉行政報告例

保護期間別一時保護件数
（平成28年４月１日から７月末までの４ヶ月間の件数）

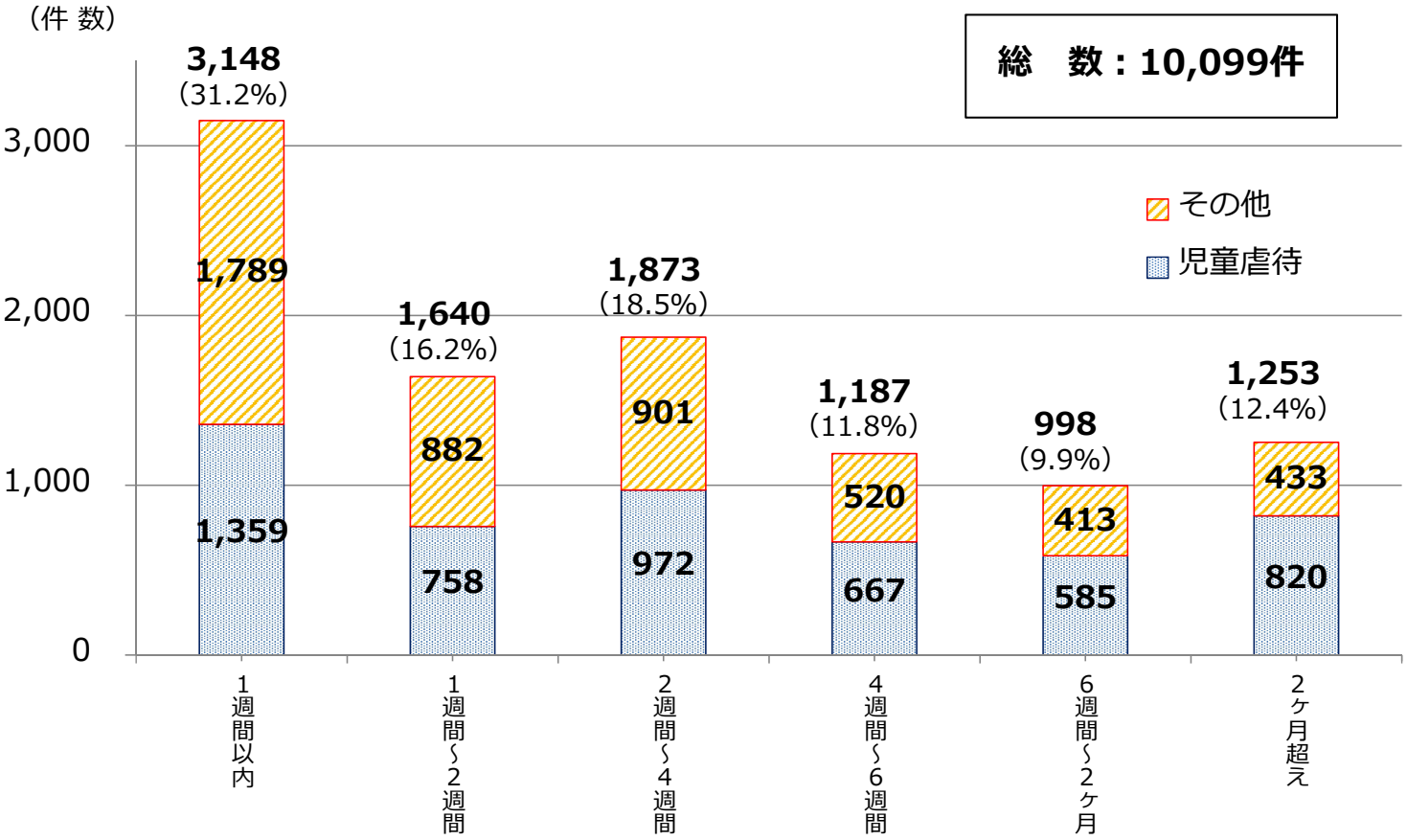

一時保護所の概要

1　設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2　設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。

全国に137か所（平成30年6月1日現在）設置されている。

3　費　用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

（補助率：国1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1／2
30年度予算額：児童入所施設措置費等126，647，191千円の内数）

4　一時保護の具体例

（1）緊急保護

ア　棄児、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合

イ　虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ　子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

（2）行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

（3）短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適当であると判断される場合

5　対応件数（一時保護所内保護件数）

（平成29年度件数）※出典：福祉行政報告例

総　数	養　護	（うち、虐待）	障　害	非　行	育　成	その他
24，680	19，008	（13，152）	79	3，505	1，927	161

一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○　保護人員は、平均在所日数ともに増加傾向

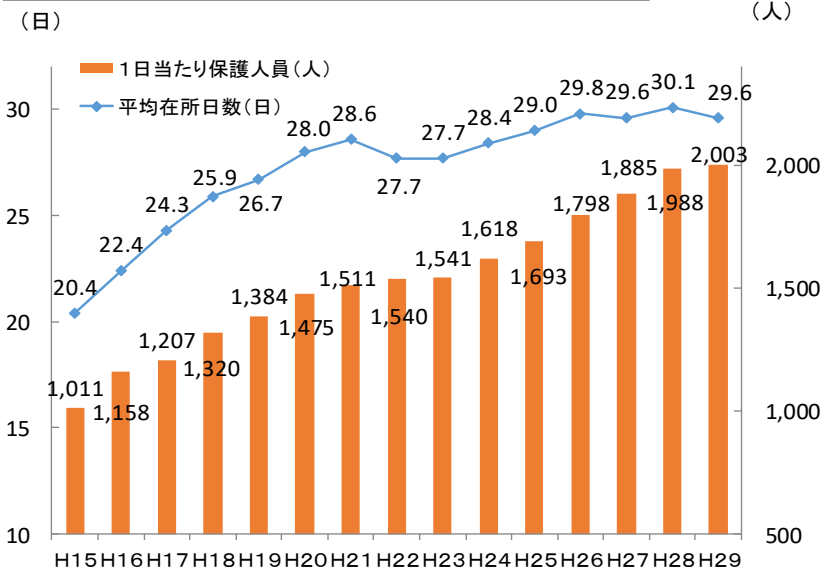

【出典】福祉行政報告例

年間平均入所率

○　年間平均入所率は保護所により様々

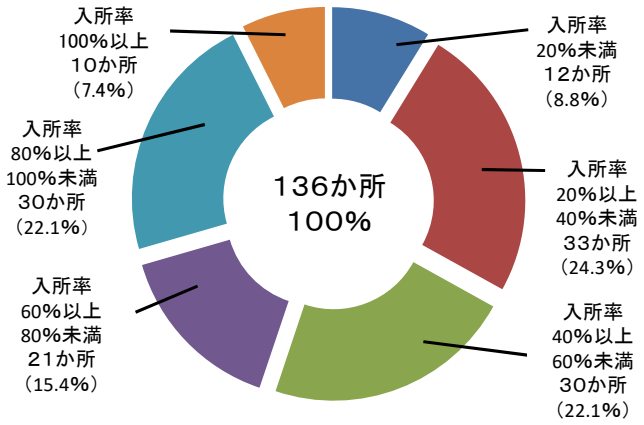

※H29.1～12の間の一時保護所（136カ所）の平均入所率

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

一時保護所の定員等の状況（都道府県市別）

自治体名	定員数（H30.4.1現在）	H29平均入所率（%）
北海道	164	32.9
青森県	15	47.3
岩手県	40	19.7
宮城県	30	62.9
秋田県	23	29.8
山形県	26	48.3
福島県	48	45.2
茨城県	30	58.9
栃木県	25	77.9
群馬県	36	106.8
埼玉県	120	91.0
千葉県	115	105.7
東京都	213	109.1
神奈川県	80	82.6
新潟県	50	30.8
富山県	20	32.3
石川県	28	25.5
福井県	31	31.2
山梨県	24	73.8
長野県	30	44.3
岐阜県	36	23.0
静岡県	40	61.7
愛知県	78	70.2
三重県	35	66.9
滋賀県	32	75.8
京都府	44	25.8
大阪府	86	84.9
兵庫県	40	84.8
奈良県	20	55.6
和歌山県	25	48.7
鳥取県	26	20.4
島根県	57	25.5
岡山県	24	34.9
広島県	36	45.4
山口県	18	53.2

自治体名	定員数（H30.4.1現在）	H29平均入所率（%）
徳島県	12	39.2
香川県	20	61.7
愛媛県	36	10.9
高知県	31	56.3
福岡県	90	45.0
佐賀県	14	88.6
長崎県	34	54.5
熊本県	25	44.3
大分県	22	64.2
宮崎県	60	22.1
鹿児島県	31	28.0
沖縄県	44	74.1
札幌市	50	76.9
仙台市	20	77.6
さいたま市	22	81.5
千葉市	37	73.9
横浜市	161	87.4
川崎市	60	82.2
相模原市	25	91.9
新潟市	23	51.5
静岡市	20	33.0
浜松市	20	51.8
名古屋市	50	107.8
京都市	30	79.8
大阪市	100	93.7
堺市	20	90.9
神戸市	50	58.3
岡山市	25	30.4
広島市	20	50.4
北九州市	40	51.5
福岡市	40	99.2
熊本市	20	59.4
横須賀市	25	74.6
金沢市	12	35.0
合計	**3,034**	**65.8**

（出典：子ども家庭局家庭福祉課調べ）

（参考）一時保護所での平均在所日数(都道府県別）

○ 平均在所日数 ＝ 年間延日数／年間対応件数
○ 全国平均値 ： 29．6日 （前年度平均値 ： 30．1日）
（参考）一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。

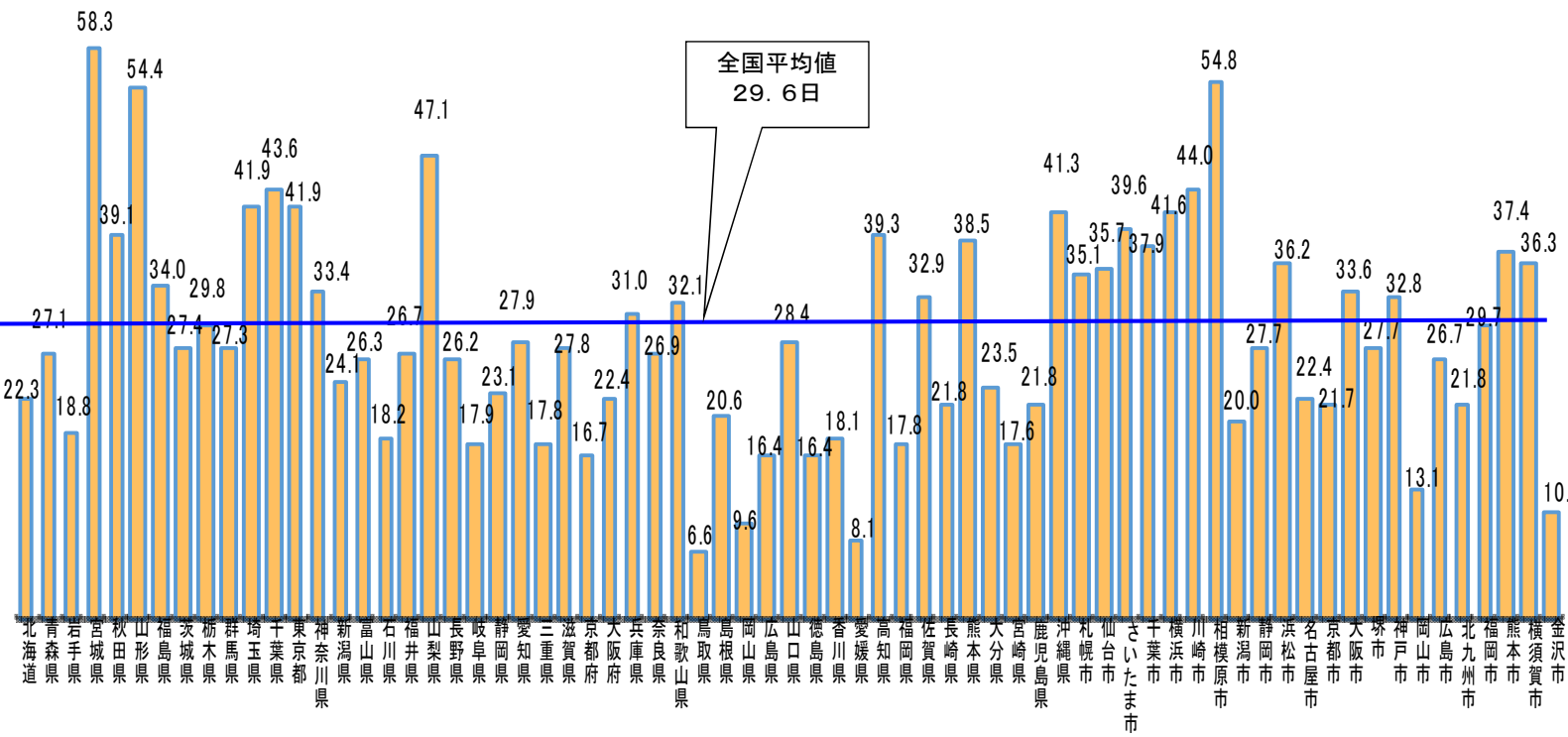

【出典】 福祉行政報告例［平成29年度］

里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約４万５千人。

里親	家庭における養育を里親に委託	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		11, 730世帯	4, 245世帯	5, 424人
区分（里親は重複登録有り）	養育里親	9, 592世帯	3, 326世帯	4, 134人
	専門里親	702世帯	196世帯	221人
	養子縁組里親	3, 781世帯	299世帯	299人
	親族里親	560世帯	543世帯	770人

ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う（定員５～６名）	
	ホーム数	347か所
	委託児童数	1, 434人

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	46か所	58か所	227か所	154か所
定員	3, 900人	32, 253人	1, 892人	3, 577人	4, 648世帯	1, 012人
現員	2, 706人	25, 282人	1, 280人	1, 309人	3, 789世帯 児童6, 346人	573人
職員総数	4, 921人	17, 883人	1, 309人	1, 838人	1, 994人	687人

小規模グループケア	1, 620か所
地域小規模児童養護施設	391か所

※里親数、ＦＨホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例（平成30年3月末現在）
※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（平成29年10月1日現在）
※職員数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（平成29年10月1日現在）
※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ（平成29年3月1日現在）
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

都道府県市別の里親等委託率の差

６９都道府県市別里親等委託率（平成２９年度末）

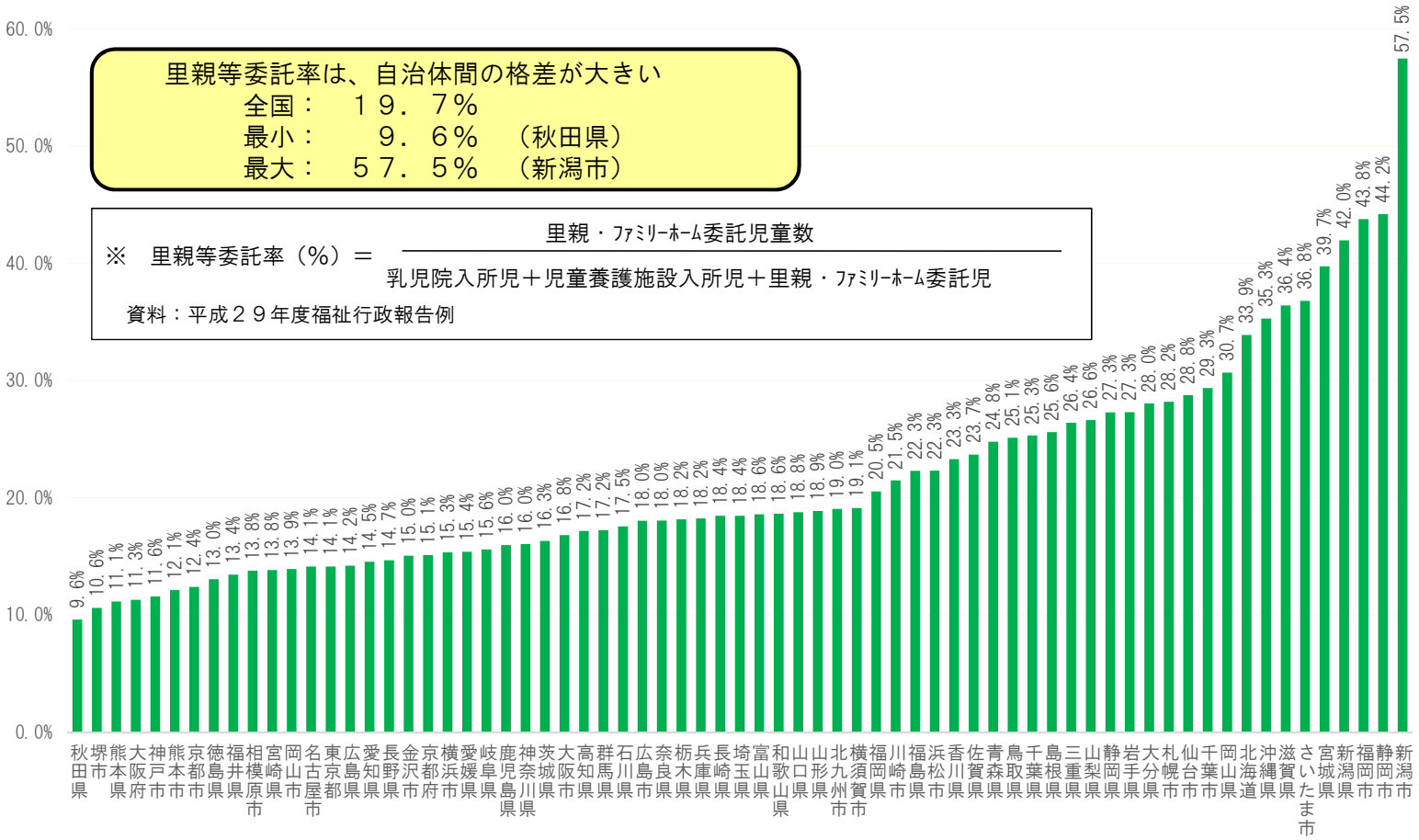

児童虐待防止対策に関する法改正の経緯（詳細）※改正内容の抜粋

平成12

◇児童虐待の防止等に関する法律の制定
（児童虐待防止法制定）平成12年11月20日 施行

◇児童虐待の定義
・身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待
◇住民の通告義務
◇立入調査
◇児童虐待の早期発見
◇警察官の援助について明記

平成16

◇児童虐待防止法の改正
平成16年10月1日 施行
○児童福祉法の改正
平成17年 1月1日 施行（※●印を除く）

◇児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置することをネグレクトと定義。児童がDVを目撃することを心理的虐待と定義）
◇通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象）
◇面会又は通信の制限
○市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加）
●要保護児童対策地域協議会の法定化〔H17年4月施行〕
○司法関与の強化
・家庭裁判所の承認を経て行う強制入所措置の有期限化
（入所措置の期間は2年間。家裁の承認を経て更新可能）
・保護者指導の勧告

平成19

◇児童虐待防止法の改正・○児童福祉法の改正
平成20年4月1日 施行

◇児童の安全確認義務
・児童の安全確認のために必要な措置を講ずることが義務化
◇出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化
・解錠を伴う立入調査を可能とする新制度の創設(臨検・捜索)
◇保護者に対する面会・通信等の制限の強化
◇保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化
○要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化

平成20

○児童福祉法の改正
平成21年 4月1日 施行（※●印を除く）

○乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化
○要保護児童対策地域協議会の機能強化
・協議対象を要支援児童、その保護者、特定妊婦に拡大
●里親制度の改正等家庭的養護の拡充〔H21年1月施行〕
○被措置児童等に対する虐待の対応の明確化

平成23

□民法の改正・○児童福祉法の改正
平成24年4月1日 施行（一部を除く）

□親権の停止制度の新設
□○親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し
○施設長等の権限と親権との関係の明確化
□法人又は複数の未成年後見人の許容
○里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者がいない場合の 児童相談所長の親権代行について規定

平成28

◇児童虐待防止法の改正・○児童福祉法の改正
平成29年4月1日 施行（一部を除く）

○◇児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化
○市町村・児童相談所の体制強化
・子育て世代包括支援センターの法定化（母子保健法の改正）
・市町村における支援拠点の整備（努力義務）
・要保護児童対策地域協議会の機能強化（専門職の配置等）
・児童相談所設置自治体の拡大（特別区を追加）
・児童相談所への①児童心理司②医師又は保健師③指導・教育担当児童福祉司の配置、弁護士の配置又はこれに準ずる措置
○都道府県（児童相談所）の業務として、里親支援、養子縁組に関する相談・支援を位置づけ
○◇満二十歳未満の者への措置等の対象拡大

平成29

○児童福祉法の改正・◇児童虐待防止法の改正
平成30年4月2日 施行

・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
・家庭裁判所による一時保護の審査の導入
・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1．児童福祉法の理念の明確化等

（1）児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
（2）国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
（3）国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
（4）親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2．児童虐待の発生予防

（1）市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
（2）支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
（3）国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3．児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（1）市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
（2）市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
（3）政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
（4）都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
（5）児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4．被虐待児童への自立支援

（1）親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
（2）都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
（3）養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
（4）自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）
○施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
○施行後２年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
○施行後５年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年４月１日（１、２（3）については公布日、２（2）、３（4）(5）、４（1）については平成28年10月１日）

児童の福祉を保障するための理念の明確化

【公布日施行・児童福祉法】

課題

○ 児童福祉法の理念規定は、昭和22年の制定当初から見直されていない。
⇦ 児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等が明らかでない。

改正法による対応

○ 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を明確化する。

○ 児童を中心に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体（都道府県・市町村）が支えるという形で、その福祉が保障される旨を明確化する。

改正後　※下線部が改正部分	現行規定
第一条　全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第一条　すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 ② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。
第二条　全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。 ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。 ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。	第二条　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

家庭と同様の環境における養育の推進

【公布日施行・児童福祉法】

課題

○ 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
○ しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
○ このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

○ 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

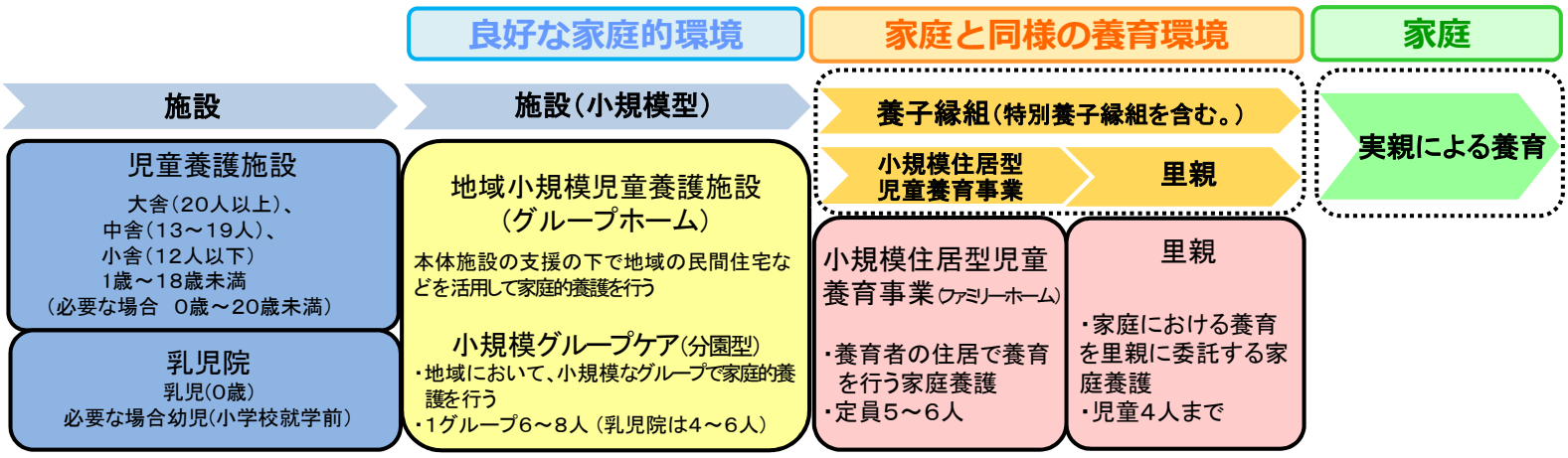

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親＋ファミリーホーム}}{\text{養護＋乳児＋里親＋ファミリーホーム}}$$

平成30年3月末　19．7%

国・都道府県・市町村の役割と責務の明確化

【公布日施行・児童福祉法】

課題	○　児童の福祉を保障するためには、その担い手となる国、都道府県、市町村それぞれが、自らの役割・責務を十分に認識し、円滑かつ効果的にその事務を遂行する必要がある。 ○　国、都道府県、市町村それぞれの役割・責務が、現場に十分浸透しておらず、各地域で児童相談所や市町村が果たす役割にバラツキがあるなど、実態として必要な支援ができていないケースもある。

改正法による対応

○　国、都道府県、市町村それぞれの役割・責務を明確化する。

＜役割・責務の分担のイメージ＞

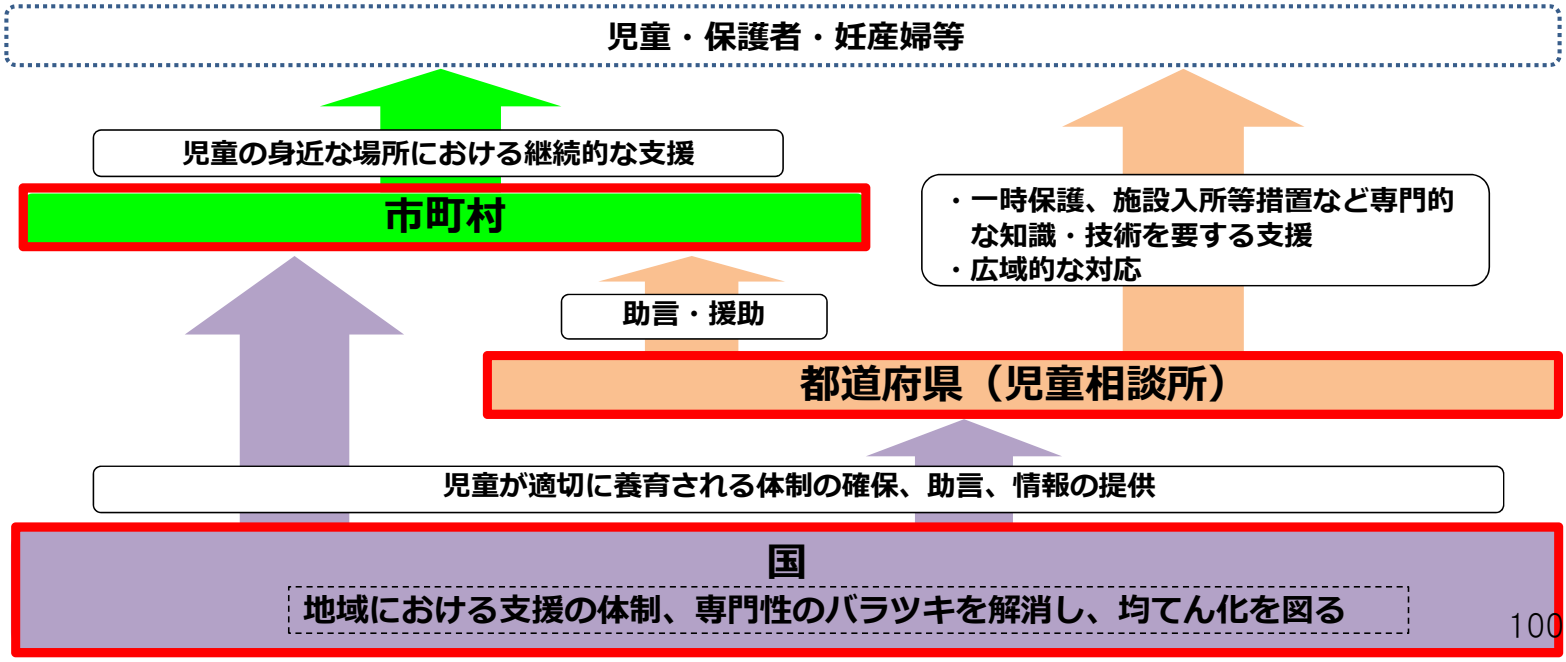

しつけを名目とした児童虐待の禁止

【公布日施行・児童虐待防止法】

課題	○　「しつけ」を名目とした児童虐待が後を絶たない。

改正法による対応

○　「親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない」旨を明記。

●児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）（抄）※下線部が改正による追加部分。

（親権の行使に関する配慮等）

第14条　児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

２　児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

●民法（明治29年法律第89号）（抄）

（監護及び教育の権利義務）

第820条　親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

（懲戒）

第822条　親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

●学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第11条　校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

子育て世代包括支援センターの法定化

【平成29年４月施行・母子保健法】

課題

○ 地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感、負担感が大きな課題。
○ 妊娠期から子育て期までの支援は、様々な機関が「縦割り」になりがちで、連携が不十分。

改正法による対応

○ 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援のためのワンストップ拠点となる「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を促進。（平成32年度末までに全国展開）

【子育て世代包括支援センターのイメージ】

地域ごとの工夫をこらして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成

＋

地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施

→ 妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築

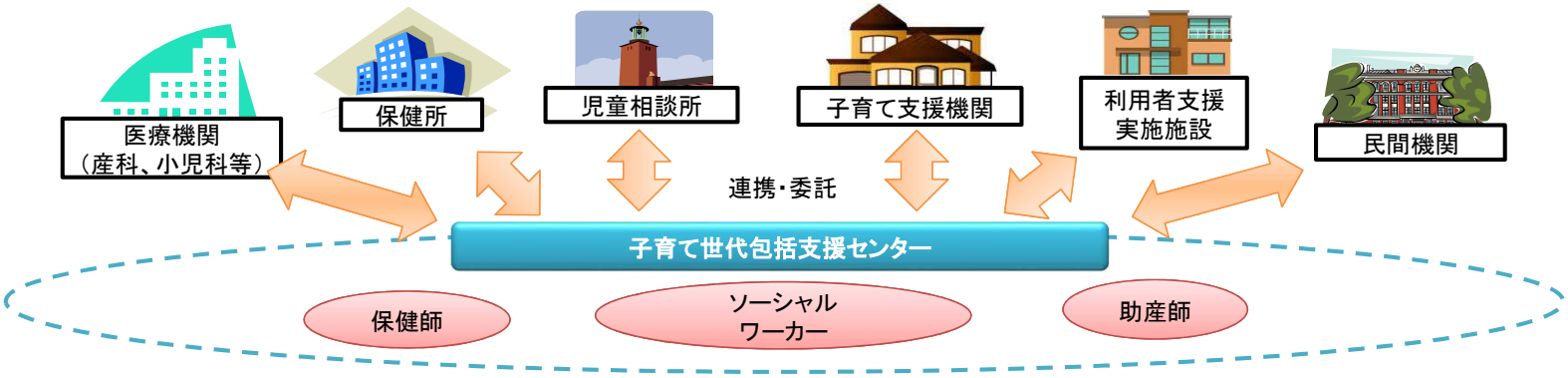

支援を要する妊婦等に関する情報提供

【平成28年10月施行・児童福祉法】

課題

○ 虐待による死亡事例における０歳児の割合は４割強を占める。
○ ０歳児の死亡事例の背景として、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていること、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等がある。

← 支援を要する妊婦等を把握しやすい機関が、妊娠期から虐待リスクに着目し、市町村を通じ、支援につなぐことが必要。

改正法による対応

○ 支援を要する妊婦等（※）を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。

※「支援を要する妊婦等」とは
①特定妊婦：出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
（望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦）

②要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
（子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭等の児童）

＜支援を要する妊婦と虐待による死亡事例の関連データ＞

	０歳児（※１）	０日児（※１）	母子健康手帳の未交付（※２）	妊婦健診の未受診（※２）
虐待による死亡事例における割合	４７．５％	１８．６％ （14次報告：予期しない妊娠/計画しない妊娠の割合は８１．８％）	１９．６％	２５．８％

※１　社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第１次から第14次報告の累計（平成15年～28年）
※２　社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第３次から第14次報告の累計（平成17年～28年）

母子保健施策を通じた虐待予防等

【公布日施行・母子保健法】

課題

○ 実態として、**市町村における母子保健担当部局と児童福祉担当部局の「縦割り」があり、母子保健施策を通じた虐待予防等が十分に機能していない場合がある。**

改正法による対応

○ 母子保健施策が**児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることを、母子保健法において明確化する。**

●母子保健法（昭和40年法律第141号）（抄）※下線部が改正による追加部分

（国及び地方公共団体の責務）
第5条　（略）
2　国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たつては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

市町村における支援拠点の整備

【平成29年４月施行・児童福祉法】

課題

○ **児童・家庭への支援は、その生活が営まれている身近な場所で行われることが重要。**
○ 市町村における支援の水準は、地域ごとにバラツキがあり、格差が生じているほか、在宅での支援のための基盤が十分整備されていない。

← 市町村における支援体制を一層充実させる必要がある。

改正法による対応

○ 市町村は、**児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努める**ものとする。

※ 拠点においては、児童家庭に関する実情の把握、情報の提供、相談対応、調査・指導、関係機関との連絡調整を**一体的に担う**ことを想定。子育て世代包括支援センターを兼ねることも可能。
※ 物理的に新たな施設を設置するだけでなく、**既存の機関・施設も活用しつつ、拠点としての機能を明確化**することを想定。
※ 併せて、市町村レベルで上記の業務を一体的に担う事業（予算）の創設を検討。

＜市町村における支援拠点のイメージ＞

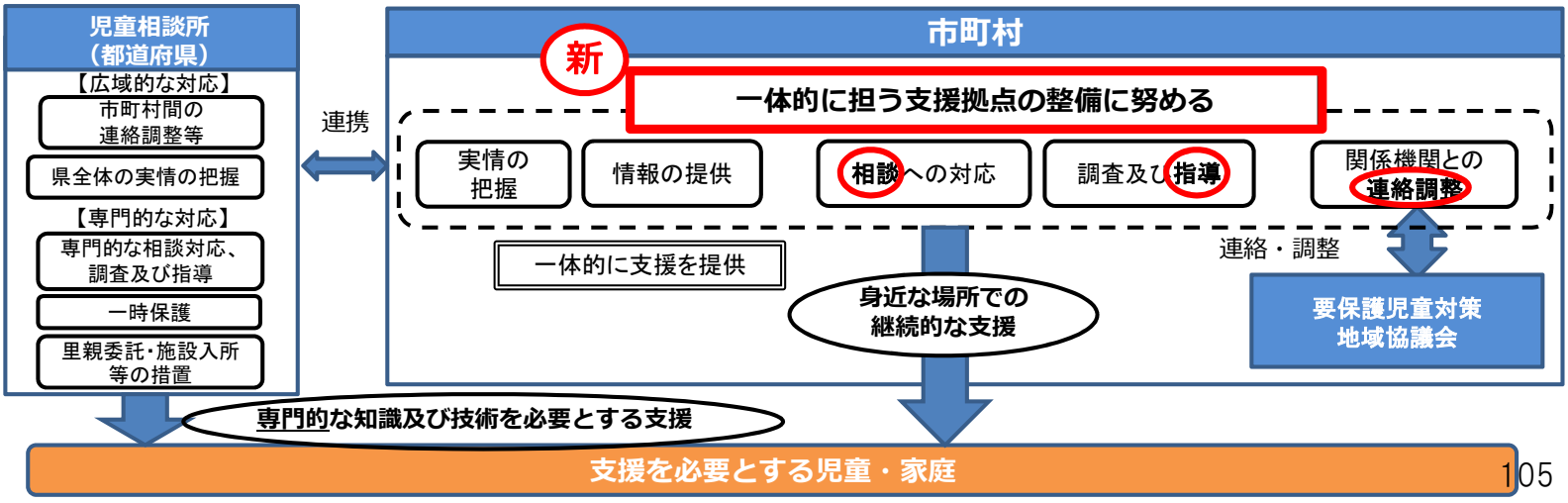

要保護児童対策調整機関における専門職の配置

【平成29年４月施行・児童福祉法】

課題

○ 要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）が設置されている市町村であっても、**深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要。**

○ 要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、**児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要。**

改正法による対応

○ 調整機関に**専門職の配置を義務付け**（現行は努力義務）。― 児童福祉司、保健師、保育士等

○ 調整機関に配置される**専門職に、研修受講を義務付け**。

※ 要対協の運営の改善策として、①要対協において情報共有すべき児童等の範囲の明確化、②協議に時間を要する場合の主たる支援機関の選定、などの取組を進める。

＜調整機関における専門職の配置状況＞（平成30年2月調査時点）

区分	市区	町	村	合計
地域協議会設置数	814	740	181	1,735
調整機関における専門職の配置状況	789 96.9%	574 77.6%	151 83.4%	1,514 87.3%

児童相談所設置自治体の拡大

【平成29年４月施行・児童福祉法】

課題

○ 平成16年改正で、中核市（※）は児童相談所を設置することができることとなったが、横須賀市・金沢市の2市にとどまり、設置が進んでいない。　※ 法律上は中核市以外の一般市でも設置可能。

○ 特別区は、現行法上、政令による指定を受けて児童相談所を設置することができない。

改正法による対応

○ 政令で定める**特別区（希望する特別区の要請に応じて指定）は、政令による指定を受けて児童相談所を設置する**ものとする。

○ 政府は、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、施行後5年を目途として、**必要な支援を実施**する。

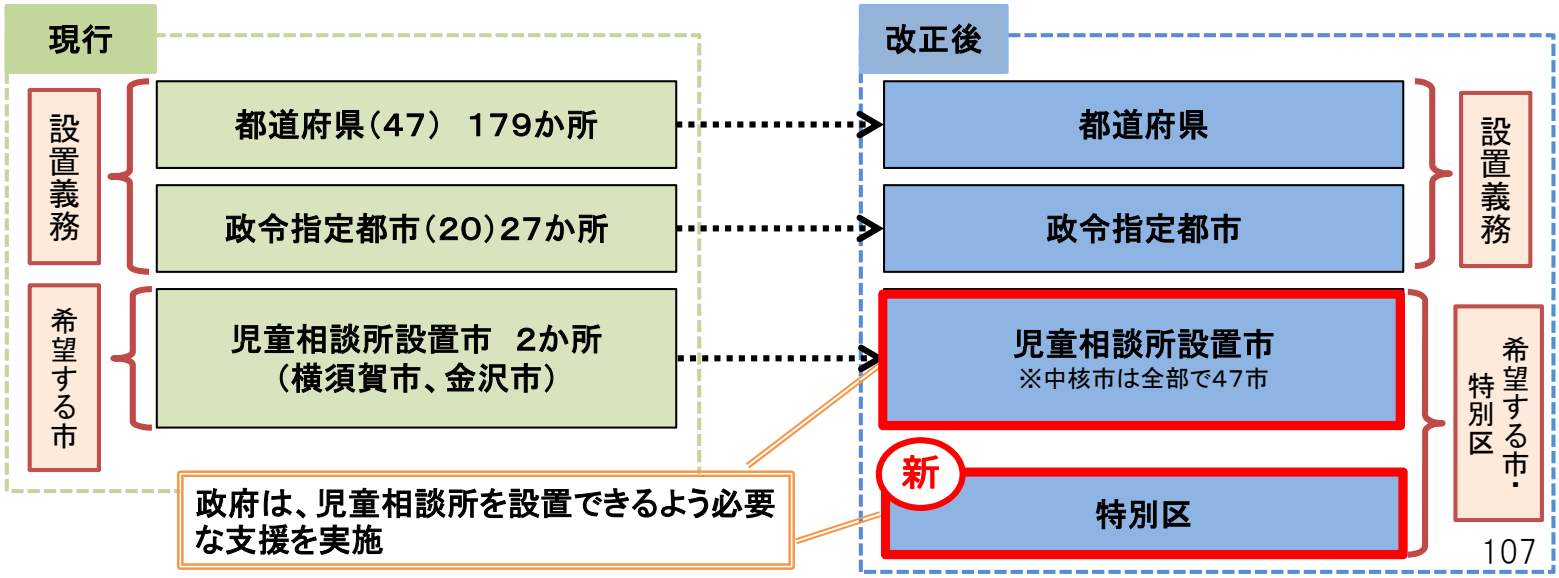

※ 希望する市区から、政令指定の要請があった際には、 国は、希望市区における事務遂行体制、都道府県との連携体制等を確認の上、政令指定する。

児童相談所の体制強化

【平成28年10月施行（※）・公布日施行】
（※研修義務付けは平成29年４月施行）

課題

○ 児童虐待の相談対応件数は増加が続く一方、児童の心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加している。

⇐ 業務量に見合った児童相談の体制や専門性を確保する必要がある。

改正法による対応

○ 都道府県は、児童相談所に、①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司（スーパーバイザー）を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置（※）を行う。

※ 法改正による制度面での強化と併せて、財政面でも「児童相談所強化プラン」を策定し地方交付税措置の拡充を行う。

※ 「弁護士の配置に準ずる措置」とは

→ 弁護士を配置することと実質的に同等であると客観的に認められる措置である必要。

・都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等　を想定。

・単に法令事務の経験を有する行政職員を配置すること等　は含まれない。

○ 児童福祉司（スーパーバイザーを含む）について、国の基準に適合する研修の受講を義務付け。

※ 併せて、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合には、任用前の指定講習会の受講を義務付け。

＜新たに児童相談所に配置する専門職の任用要件＞

	児童心理司	指導・教育担当の児童福祉司
任用の要件	・精神保健に関する学識経験を有する医師 ・大学において心理学を専攻した者	・概ね5年以上、児童福祉司としての勤務経験を有する者

一時保護の目的の明確化

【公布日施行・児童福祉法】

課題

○ 一時保護は、児童・保護者の権利を制約するものであるが、現行法上、その目的は明示されていない。

○ 児童相談所は、保護者の同意の有無にかかわらず、児童の安全確保等のため必要な場合には、適切に一時保護を実施すべきであるが、一時保護の目的等が必ずしも明らかでなく、対応が後手に回るケースがある。

改正法による対応

○ 一時保護について、以下の目的を有することを明確化。

- 児童の安全の迅速な確保、適切な保護
- 児童の心身の状況、置かれている環境などの状況の把握

※ 併せて、一時保護を行うべき具体的なケースについて、通知において明確化。

平成29年度　保護理由別件数

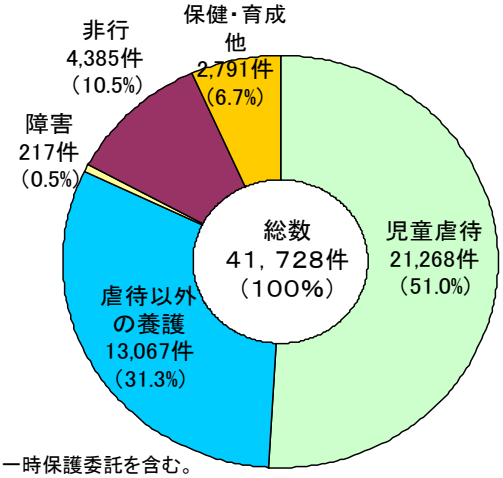

※一時保護委託を含む。

保護理由に占める児童虐待の割合

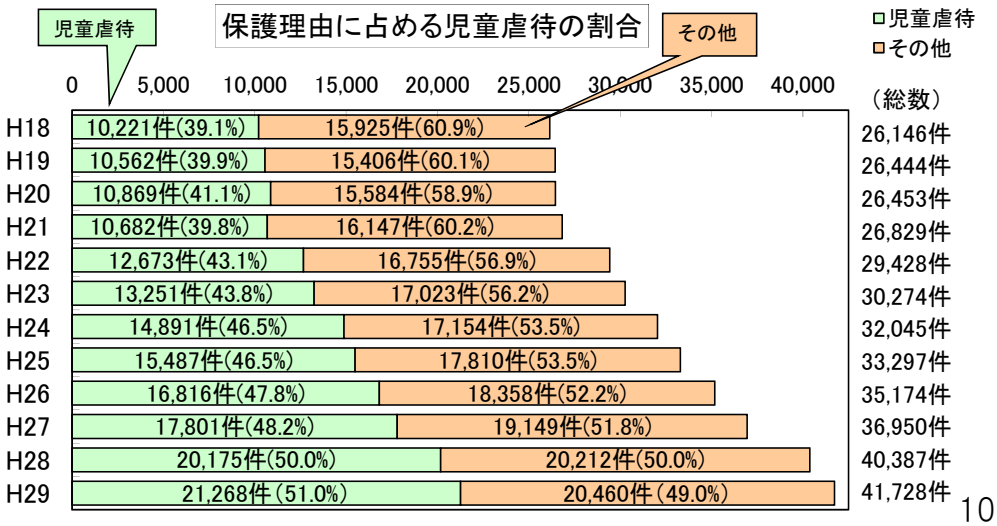

児童相談所から市町村への事案送致

【平成29年４月施行・児童福祉法 児童虐待防止法】

課題

○ 児童相談所・市町村の間で虐待事案の評価に関する共通基準（尺度）がなく、**対応の漏れや、虐待事案の軽重と対応機関のミスマッチ**が生じている。

⇦ 児童相談所と市町村の間で、初期対応が遅滞なく、見落としなく行われるようにする必要がある。

改正法による対応

○ **一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設。**

※ 現行法上、市町村から児童相談所への送致のみ規定。

※ 併せて、その前提として、**児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、あらかじめ地域ごとに、共通基準による役割分担を明確化。**（市町村への押しつけにならない仕組みとする。国として共通アセスメントツールを示した上、各地域における児童相談所と市町村との役割分担は、地域の実情に応じて定めることを可能とする。）

※ 併せて、要保護児童の通告の在り方、児童相談所の業務の在り方についても検討。

【現行（平成１６年改正～）】

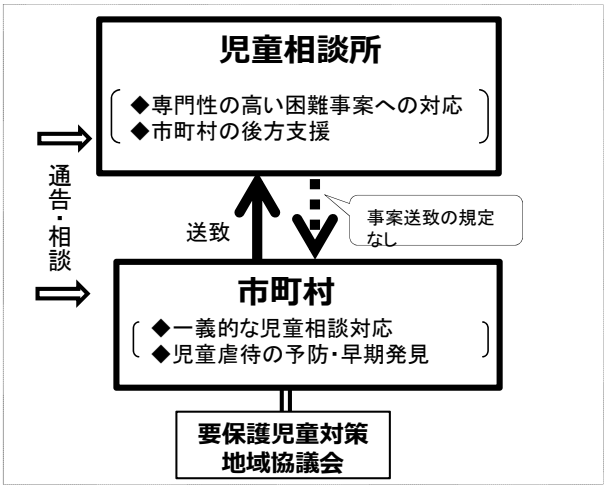

【今回の改正後】

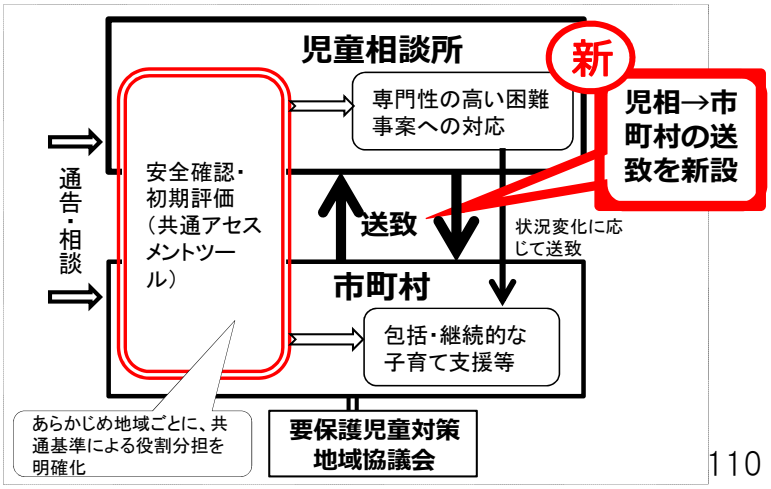

児童・保護者に対する通所・在宅支援

【公布日施行・児童福祉法】

課題

○ **児童相談所が相談対応等を行った児童のうち多く（9割強）は、施設入所等措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない。**

⇦ 市町村が、身近な場所で、児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生を防止するため、**市町村を中心とした在宅支援を強化する必要**がある。

改正法による対応

○ 市町村は、児童・保護者に対し、養育支援などの必要な支援を行うことを明確化。

○ 児童相談所による指導措置（通所・在宅）について、**委託先として市町村を追加。**

＜通所・在宅支援のイメージ＞

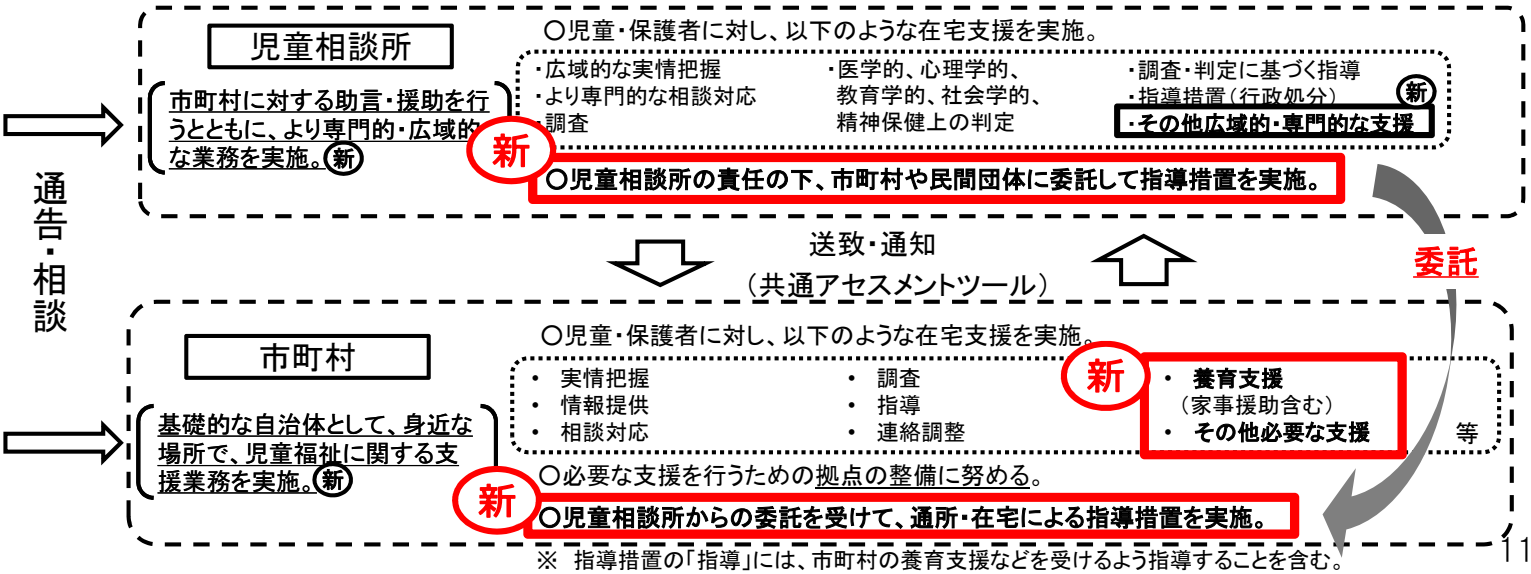

※ 指導措置の「指導」には、市町村の養育支援などを受けるよう指導することを含む。

臨検・捜索手続の簡素化

【平成28年10月施行・児童虐待防止法】

課題

○ 緊急時には、保護者の同意を得られない場合でも、虐待を受けていると思われる児童の安全を迅速に確保する必要がある。

⇦ 臨検・捜索（※）までの手続に要する時間を、できる限り短縮する必要がある。

※「臨検」とは、実力行使を伴い、住居等に立ち入ること。「捜索」とは、住居等につき、強制処分として人の発見を目的に捜し出す行動のこと。

改正法による対応

○ 臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により実施できるものとする。

※ 併せて、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について速やかに検討。
（主な検討課題は、一時保護、接近禁止命令、保護者指導等に対する裁判所の関与）

＜手続の簡素化のイメージ＞

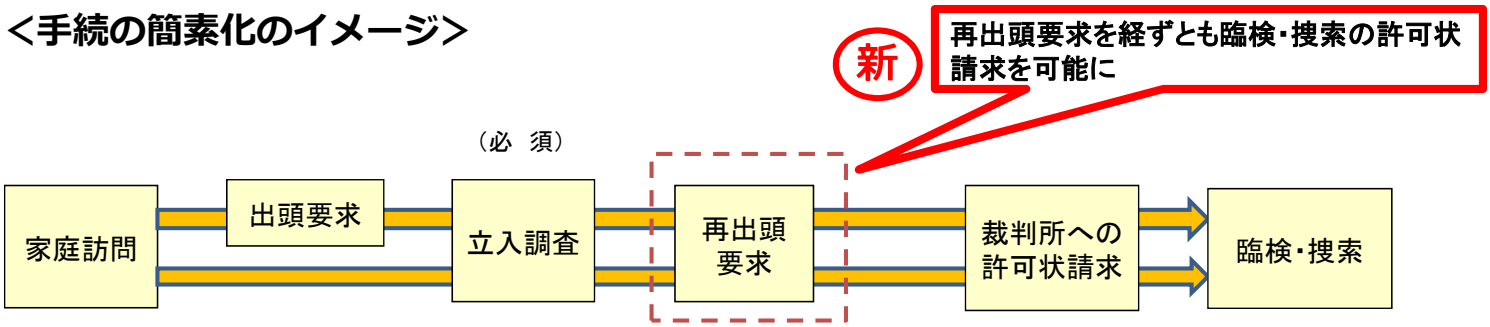

関係機関等による調査協力

【平成28年10月施行・児童虐待防止法】

課題

○ 児童虐待に係る情報は、児童相談所・市町村における児童の安全確保、虐待への対応方針の判断等に必要不可欠である一方、個人情報保護等の観点から、民間の医療機関、児童福祉施設、学校等関係機関から提供を受けられない場合がある。

改正法による対応

○ 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

※ 現行法上は、地方公共団体の機関のみ、資料等を提供できることとされている。
※ 併せて、一般の民間事業者が、個人情報保護法を乗り越えて、児童虐待に係る資料等を提供できるケースについて、通知において明確化する。

＜調査協力のイメージ＞

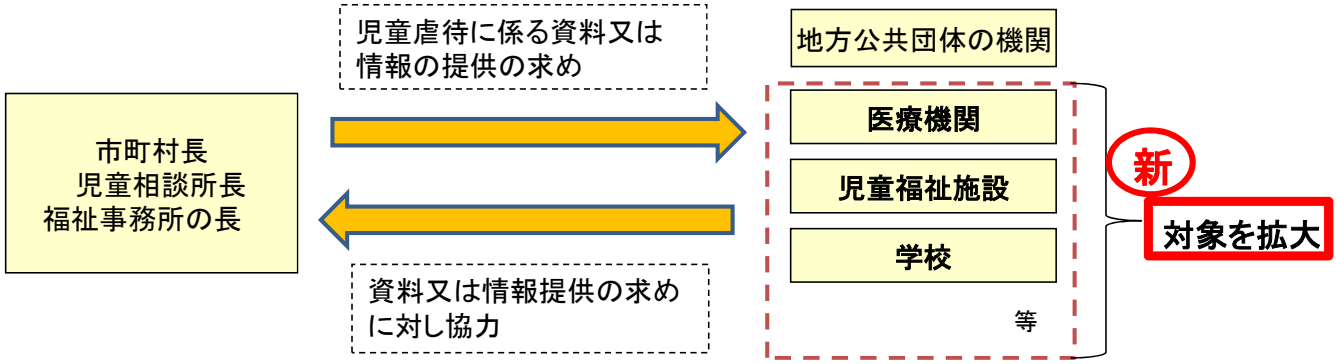

親子関係再構築支援　【平成28年10月施行・児童虐待防止法】

課題

○　親子関係再構築について、保護者の意向に左右されること等により、**実効ある支援が十分行われていないほか、支援の際の関係機関間の連携が不十分。**

○　**措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケース**がみられる。

⇦ 児童相談所や市町村のみならず、児童を現に養育する施設や里親も、積極的に親子関係再構築支援を行うとともに、都道府県が措置を解除するに当たっては、継続的なフォローを行う必要がある。

改正法による対応

○　親子関係再構築支援について、**児童相談所、市町村、施設、里親などの関係機関等が連携して行うべき旨**を明確化する。

○　措置の解除に当たって、以下の取組を実施する。

・措置解除時、児童相談所が**保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを実施（NPO法人等に委託可）**

・措置解除後の一定期間、児童相談所は地域の関係機関と連携し、**定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施**

※　併せて、児童相談所の体制強化・専門性向上による保護者への継続的な指導等の実施、親子関係再構築プログラムの充実を含む国の調査・研究の推進、一時保護・保護者指導等への裁判所の関与の在り方の検討等に取り組む。

親子関係再構築支援のイメージ図

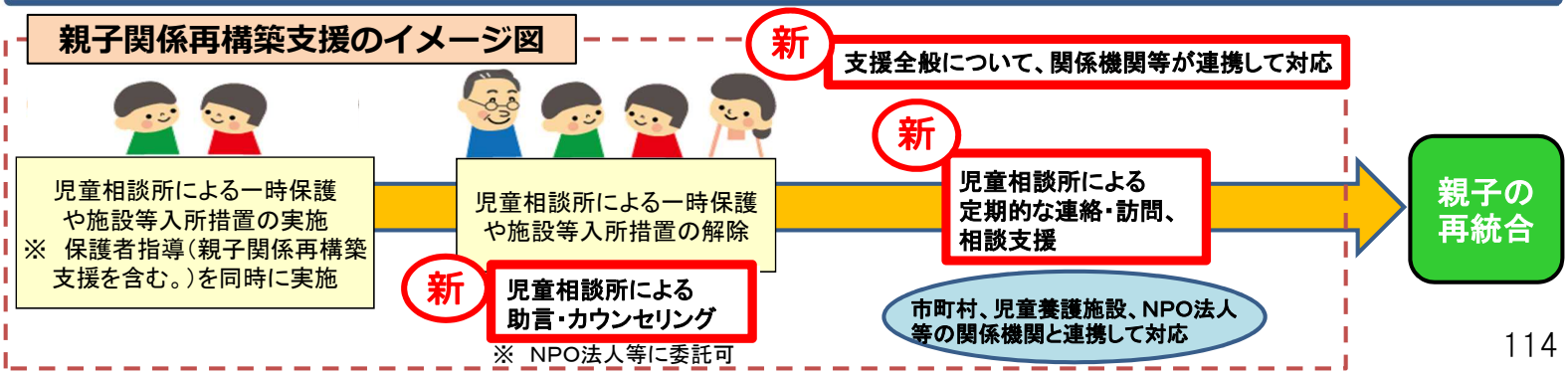

里親委託の推進　拡充　【平成29年４月施行・児童福祉法】

課題

○　**里親制度に対する社会的認知度が低く、委託可能な登録里親が少ない。**

○　**児童相談所が虐待対応業務に追われ、里親委託の業務に十分関わることができず、個別の里親への支援が行き届いていない。**

⇦ **里親制度の普及促進及び里親支援の拡充が必要。**

改正法による対応

○　家庭と同様の環境における養育推進の理念を明確化。

○　里親制度の広報啓発等による里親開拓から、里親と児童のマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として法定。

○里親等委託率の推移

H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末
12.0%	13.5%	14.8%	15.6%	16.5%	17.5%	18.3%	19.7%

※福祉行政報告例

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親＋ファミリーホーム}}{\text{養護＋乳児＋里親＋ファミリーホーム}}$$

養子縁組に関する相談・支援の法定化

【平成29年４月施行・児童福祉法】

課題

○ 平成25年度の1年間で、相談・支援の結果、養子縁組が成立した児童相談所は約6割にとどまっている。
○ 児童相談所ごとの取組状況のばらつきを解消し、均てん化を図る必要がある。
○ また、養子縁組成立後の養育状況の確認など、個々の状況に応じた継続的な支援も重要。

≪補足≫
- 平成26年度厚生労働科学研究（注）のアンケート調査によると、回答のあった197ヶ所（全207ヶ所）の児童相談所のうち、平成25年度の養子縁組成立件数が0件であった児童相談所が83ヶ所（42．1%）。
- 最も成立件数の多かった児童相談所では16件。

（注）「国内外における養子縁組の現状と子どものウエルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究」研究代表者：林浩康教授（日本女子大学）

改正法による対応

○ 養子縁組に関する相談・支援を都道府県（児童相談所）業務に位置付け。

➡ 法案成立後、児童相談所運営指針等を見直し、具体的な相談・支援の在り方（※）を明記。
※ 実親の意向確認、養親希望者の適格性判断、出自に関する情報の保管・提供 など

○ 併せて、特別養子縁組制度の利用促進の在り方（※）について速やかに検討。

（参考）児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）附則第２条第１項

政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

養子縁組里親の法定化

【平成29年４月施行・児童福祉法】

課題

○ 親は児童と多くの時間を共にし、児童の成長、発達などに与える影響が大きいことから、養育の質について、全国的に一定の水準を確保する必要がある。
○ 自ら妊娠・出産する場合、乳幼児健診や両親学級などがある。養子縁組里親についても、親として身に付けるべき知識や子どもへの接し方を学ぶ機会を十分に確保することが必要。

改正法による対応

○ 養子縁組里親を法定化し、①研修の義務付け、②名簿登録制、③欠格要件を規定。

里親の類型

		養育里親（専門里親を含む）（児福法 第6条の4第1号、第34条の19・20）	養子縁組里親（児福法 第6条の4第2号、第34条の19・20）	親族里親（児福法 第6条の4第3号）
対象児童		要保護児童	要保護児童	扶養義務があり両親等の養育が期待できない児童
研修の受講義務		あり	なし → あり（新）	なし
名簿登録		必須	任意 → 必須（新）	任意
欠格要件		あり	なし → あり（新）	なし
手当等	里親手当	あり	なし	なし
	一般生活費 教育費 など	あり	あり	あり

参考

	登録里親数	委託里親数	委託児童数
養育里親	9,592世帯	3,326世帯	4,134人
専門里親	702世帯	196世帯	221人
養子縁組里親	3,781世帯	299世帯	299人

	登録里親数	委託里親数	委託児童数
親族里親	560世帯	543世帯	770人
合計	11,730世帯	4,245世帯	5,424人

出典：平成29年度福祉行政報告例（平成30年３月現在）

18歳以上の者に対する支援の継続

【平成29年４月施行・児童福祉法】

課題

○ 現行の児童福祉法では、原則として18歳（措置延長の場合は20歳）に到達した時点で支援が終了しており、支援の必要があるにもかかわらず、18歳に到達することにより支援を断たれる場合がある。

⇦ 児童福祉法の児童の年齢である18歳を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みの整備が必要。

改正法による対応

○ 一時保護中に18歳に達した者の一時保護の延長・措置を可能とする。
○ 里親委託等中に18歳に達した者の措置変更・更新、一時保護を可能とする。
※ 自立援助ホームの対象者の拡大については、次のスライド参照。

新 18歳～20歳到達まで

	一時保護		里親等委託	
	新規	延長	新規・措置変更	延長
一時保護中に18歳到達		×→○	×→○	×→○
里親等委託中に18歳到達	×→○	×→○	×→○	○

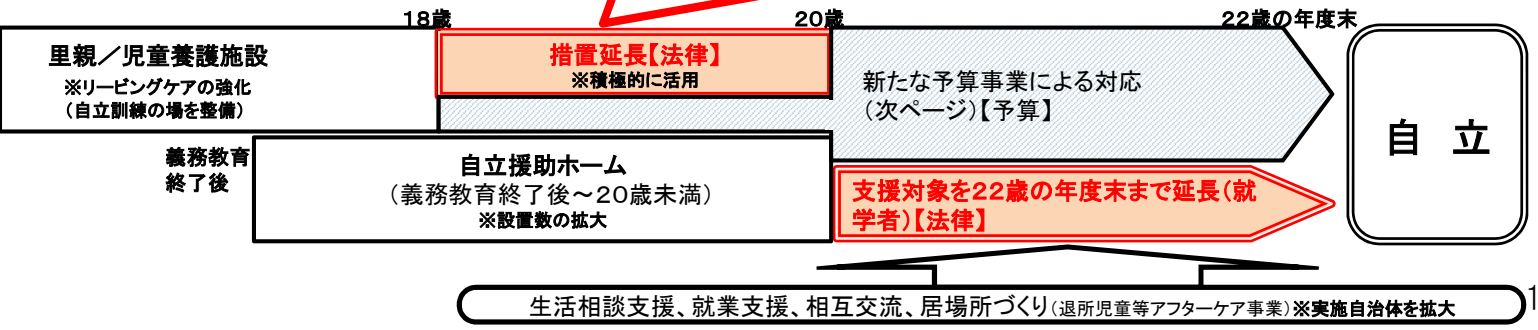

自立援助ホームの対象者の拡大

【平成29年４月施行・児童福祉法】

課題

○ 現行の児童福祉法では、自立援助ホーム入居者が20歳に到達した時点で、支援が必要な場合でも退所することとなってしまい、大学卒業まで継続した支援を行うことができない。

⇦ 20歳を超えた場合でも、必要に応じて支援を可能とする仕組みの構築が必要。

改正法による対応

○ 自立援助ホームの入居者であって大学等に修学している場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とする。
※ 入居者の支援の必要性に応じた柔軟な運用を検討。

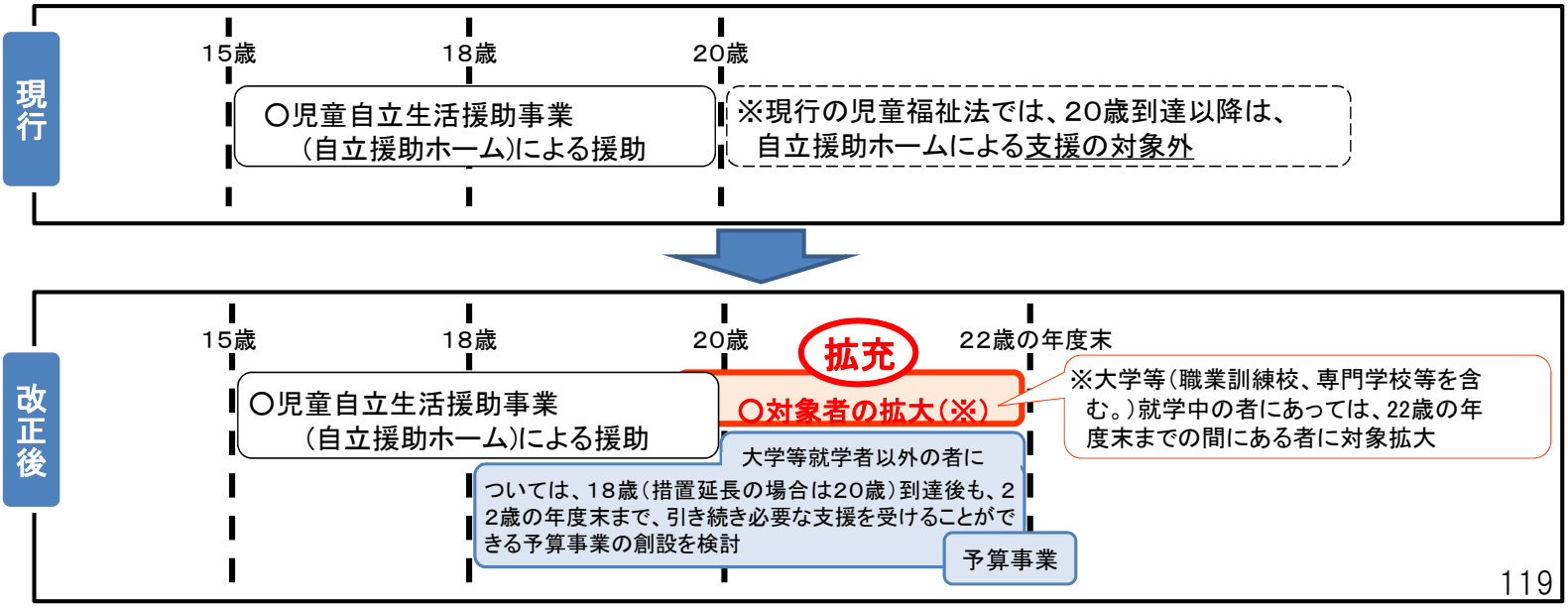

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の概要

（平成29年6月14日成立・6月21日公布）

改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

改正の概要

※ 平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとされている。

1．虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。

② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。

③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2．家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

○ 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

3．接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

○ 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

4．その他所要の規定の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年4月2日）

児童虐待対応の基本的な流れ（改正後イメージ）

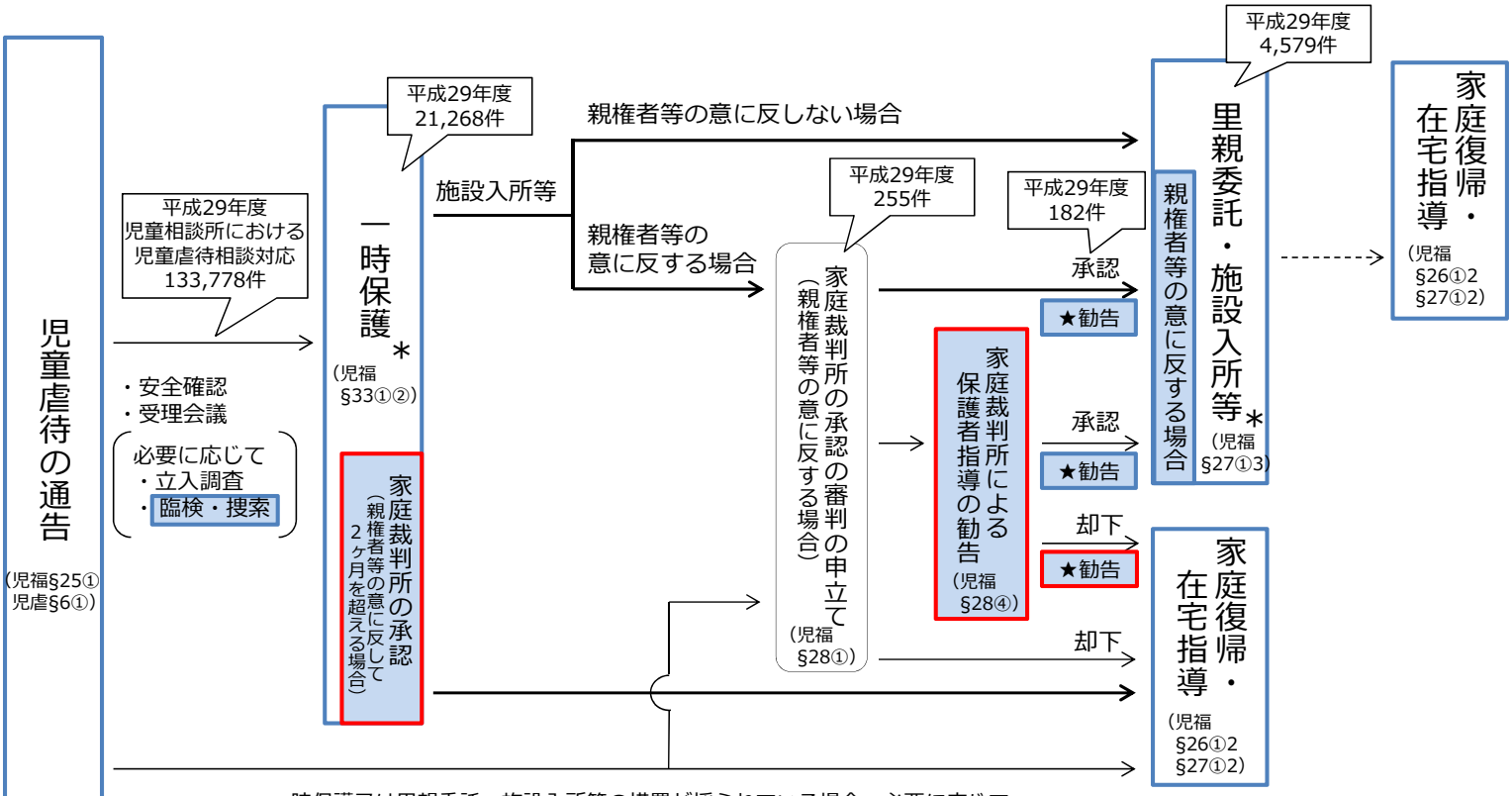

＊一時保護又は里親委託・施設入所等の措置が採られている場合、必要に応じて
・面会・通信制限（児虐§12①）
・接近禁止命令（児虐§12の４①）を実施
（今回改正により、一時保護、親権者等の意に反しない施設入所等の措置の場合にも接近禁止命令の対象を拡大）

□：裁判所が関与
□：今回改正により裁判所の関与を導入
★：勧告は必要に応じて実施（任意）

虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与

【児童福祉法】

課題

○ 児童虐待を行った保護者への指導の実効性が上げられないケースがある。
⇦ 改正児童福祉法(H28)により家庭での養育が原則とされ、在宅での養育環境の改善が求められている。

改正法による対応

○ 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県等は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。

○ 上記の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県等に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。

○ 家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

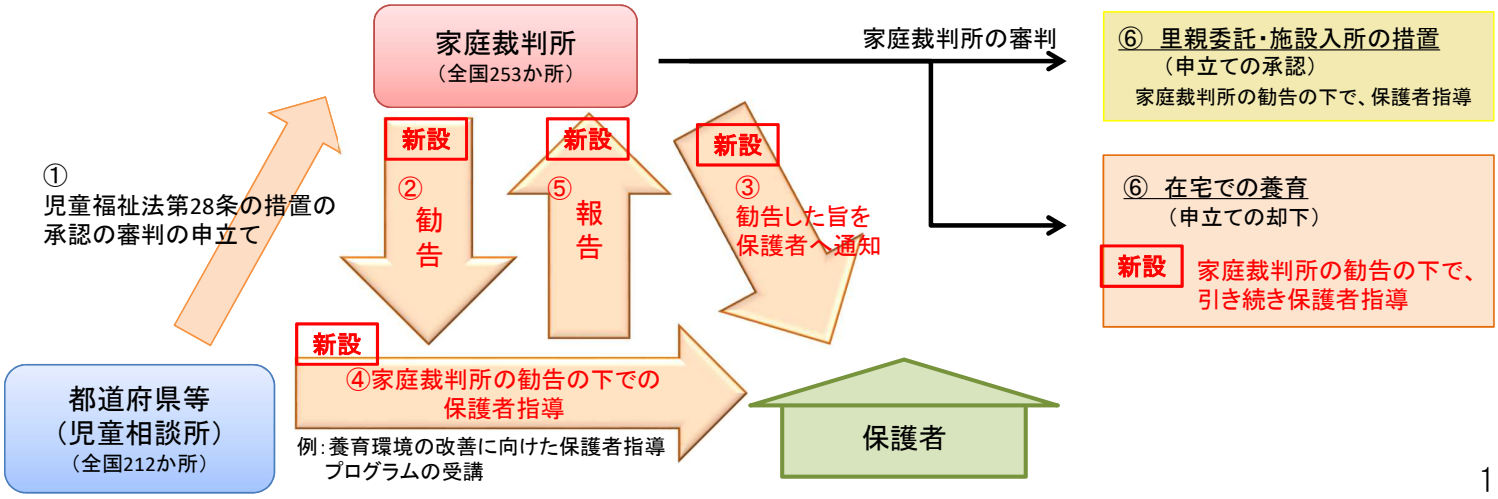

家庭裁判所による一時保護の審査の導入

【児童福祉法】

課題

○ 一時保護は、親権者等の意に反しても行政の判断で行うことができるが、手続の適正性を一層担保する観点から司法関与が求められている。
○ 本来暫定的な措置(原則2ヶ月)である一時保護が長期化している場合がみられる。

改正法による対応

○ 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

改正後	現行
○ 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。 ○ 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならない。	○ 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。 ○ 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

○ 一時保護の期間別件数(年間換算、推計値)【単位:件】

		開始時	2ヵ月経過時
総数		30297	3612
	同意あり	23811	3144
	同意なし	6486	468

※ 全国の児童相談所(209か所)に対し実施した調査の結果
平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査

(参考1)
・施設入所等の承認(児童福祉法第28条)の申立ての件数
年間255件 (平成29年度福祉行政報告例)

(参考2)
・児童相談所の設置数(平成30年10月1日現在)
全国212か所
・家庭裁判所の設置数(平成28年7月1日現在)
全国253か所 (本庁50か所、支部203か所)

<例外>
○ 親子関係に関するより重大な判断を既に司法に委ねている場合(施設入所等の申立て、親権喪失の請求、親権停止の請求等を行っている場合)は、家庭裁判所の承認を必要としない。
○ 2ヶ月経過前に申立てを行っているが、家庭裁判所の審判がまだ確定していない場合で、やむを得ない事情がある場合 (即時抗告が行われた場合等)は、引き続き一時保護ができる。

接近禁止命令を行うことができる場合の拡大

【児童虐待防止法】

課題

○ 現行の接近禁止命令は、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合（28条措置）にのみ行うことができるが、それ以外でも接近禁止命令が必要な場合がある。

※ 接近禁止命令とは、都道府県知事が、児童の保護者に対し、児童へのつきまとい、居所・学校等の周辺のはいかいを禁止する命令 （平成19年改正で創設）

※ 罰則；1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

改正法による対応

○ 接近禁止命令について、一時保護や親権者等の同意のもとでの里親・施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

○ 面会・通信制限、接近禁止命令を行うことができる場合

	面会・通信制限	接近禁止命令
一時保護	○	× → ○
同意入所措置	○	× → ○
28条措置	○	○

○ 接近禁止命令の件数

平成26年度　1件
平成27年度　1件
平成28年度　1件
平成29年度　0件

○ 28条措置以外で接近禁止命令が必要と考えられる場合があるかどうか（児童相談所に対する調査結果より）

	児童相談所数（か所）	割合（%）
ある	109	52
ない	100	48
計	209	100

＜活用が期待されるケース＞（児童相談所に対する調査結果より）

事例① 性的虐待を受けた児童・生徒を一時保護し、高校に通学していたが、虐待を行った保護者が学校に現れ、接触を持つおそれがある事例

事例② 父親が身体的虐待を行い逮捕勾留され、母親の同意を得て施設入所となったが、勾留期限が切れ、出所後に父親が施設などに現れたり、付きまとったりするおそれがある事例

事例③ 一時保護中に子どもを病院に受診させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある事例　　など

その他所要の規定の整備（歯科医師等の例示の追加について）

【児童福祉法、児童虐待防止法】

課題

○ 児童虐待防止法（第５条）では、児童虐待の早期発見に係る責務を有する者として医師、保健師、児童福祉施設職員、弁護士が例示されているが、児童虐待の早期発見に重要な役割を果たしている「歯科医師」も例示に追加すべきとの指摘がある。
（昨年の児童福祉法等改正法案の国会審議においても議論が行われた。）

改正法による対応

○ 今般の改正に際して、他の規定も含め、歯科医師を例示に追加するほか、同様に児童虐待防止対策において重要な役割を担っている保健師、助産師、看護師も、併せて例示に追加することとする。

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）　※赤字部分を追加

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 （略）

２ 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。